

MG
F715.51
23

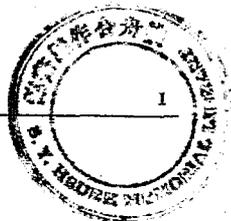
商業簿記

拓殖大學教授
青山楚一著

東京 文雅堂書店 發售



3 2167 9055 4



序

商業簿記の著書は汗牛充棟も管ならざる状態である。然るにも拘らず爰に本書を公刊する理由は、一には著者の關係する大學並びに専門學校に於て教材として使用せんとするためであり、二には大小各種の經營規模に適用し得るが如き帳簿組織を解明せる既刊書の絶無なるを惟ひ、これが必要を痛感したがためである。先づ第一の目的から本書は簿記の基本概念、勘定科目、帳簿組織、決算等を順を遂ふて説述し、又今までの教授上の經驗に徴し、既刊簿記書の如き帳簿の羅列的説明では學生の修學上尠からざる缺陷と不便あるを識り、帳簿組織の項に於て帳簿を纏つた形態として究明し、帳簿間の連絡を明かならしめ、理解に便ならしめてゐる。これが本書の特徴とも云ふべき點で、亦第二の目的にも合致する所以である。

簿記は經濟生活の發展に隨伴して進化したものであるが、經濟生活の現段階に於ける各種の經營規模に應じた簿記組織の解明が最も必要である。然るに從來の簿記書はこの點を等閑視してゐる。本書が第十五章より第二十三章まで比較的多くの紙數を各種帳簿組織の説述に當てたのも全くこの點を重視したからであり、本書が斯る意

味で存在理由を見出し得ば幸甚である。

日時の都合で外国用語を挿入し得ざりしこと、並びに索引を附し得ざりしこと、その他不備の點あるは著者の深く憾みとするところであり、先學の叱正と鞭撻を希つて他日これが完璧を期したいと思ふ。

本書編纂につき資料の蒐集、原稿の淨書、校正の勞に至る迄拓殖大學助教授佐藤勘助氏の協力援助に負ふ所頗る大であり、衷心から同氏の努力に對して謝意を表する次第である。

昭和十二年四月下旬

青山楚一識

495.55
0125(4)

商業簿記目次

第一章 緒 論	1
1. 簿記の意義	2. 簿記の目的
3. 簿記の種類	4. 簿記術と簿記學
第二章 資産、負債及び資本	8
1. 總 説	2. 資 産
3. 負 債	4. 資 本
第三章 損 益	15
1. 損益の性質	2. 損益と資産、負債との關係
3. 損失と費用	4. 費用と資産
5. 損益の算定	
第四章 取 引	21
1. 取引の意義	2. 取引の性質
3. 取引の種類	4. 取引の形態
第五章 複式簿記の組織	33
1. 總 説	2. 勘 定
3. 勘定科目	4. 借方、貸方

5.取引の仕譯	6.貸借平均の理	
7.帳簿		
記帳例示	55
第六章 決算	67
1.總説	2.試算表	
3.棚卸	4.帳簿の締切	
5.決算諸表の調製		
記帳第一例題	87
第七章 勘定科目總論	91
1.勘定及勘定科目の意義	2.勘定の設定	
3.勘定科目の種類		
第八章 金銭勘定	98
1.現金勘定	2.當座預金勘定	
3.振替貯金勘定	4.小口現金勘定	
第九章 手形勘定	109
1.手形の種類	2.手形の裏書と割引	
3.手形の支拂日	4.簿記の手形勘定	
5.受取手形勘定	6.支拂手形勘定	
7.手形勘定に関係なき手形行爲	8.手形償還義務	

9. 不渡手形の處理	10. 手形貸付金勘定、手形借入金勘定
第十章 債権債務勘定	128
1. 賣掛金勘定	2. 買掛金勘定
3. 貸付金勘定、借入金勘定、社債勘定	4. 貸倒準備金勘定
5. 前受金勘定、前拂金勘定	6. 未收金勘定、未拂金勘定
7. 假受金勘定、假拂金勘定	8. 未決済勘定
9. 商品切手勘定	
第十一章 商品勘定	138
1. 商品勘定の性質	2. 商品勘定を單純化する一般原則
3. 商品勘定の分割	
第十二章 固定資産勘定、放資勘定	152
1. 土地勘定	2. 建物勘定
3. 什器造作勘定、運搬具勘定	4. 敷金勘定
5. 放資勘定	
第十三章 資本勘定	160
1. 個人企業の資本金勘定	2. 會社の資本金勘定
3. 諸積立金勘定	
第十四章 損益勘定	165
1. 損益勘定の性質	2. 損益勘定の分類

3. 集合損益勘定	4. 損益勘定の修正記入	
記帳第二例題		175
第十五章 帳簿		183
1. 複式簿記に必要な帳簿	2. 帳簿の種類	
第十六章 帳簿組織總説		188
1. 經濟生活と帳簿組織		
2. イタリア式簿記の帳簿組織		
3. ドイツ式簿記の帳簿組織		
4. アメリカ式簿記の帳簿組織		
5. フランス式簿記の帳簿組織		
6. イギリス式簿記の帳簿組織		
7. 企業經營の規模と帳簿組織		
取引例題		199
第十七章 帳簿組織 其の一		202
1. 日記帳	2. 仕譯帳	
3. 元帳		
記帳例示		205
第十八章 帳簿組織 其の二		218
記帳例示		219

第十九章 帳簿組織 其三	229
1. 總 説	
2. 一般仕譯帳	
3. 主要簿としての現金出納帳	
4. 補助元帳	
記帳例示	235
第二十章 帳簿組織 其の四	248
1. 多桁式仕譯帳	
記帳例示	251
第二十一章 帳簿組織 其の五	256
1. 總 説	
2. 主要簿としての仕入帳、賣上帳	
3. 綜合仕譯帳	
記帳例示	260
第二十二章 帳簿組織 其の六	270
1. 總 説	
2. 各種仕譯帳と其の形式	
2. 元帳の分割	
4. 統制勘定、均整勘定	
記帳例示	279
第二十三章 帳簿組織 其の七	295
1. 總 説	
2. 現金式仕譯帳	
3. 傳 票	

記帳例示	300
第二十四章 決算詳説	314
1. 總説	
2. 決算手続	
3. 試算表檢證力の限界	
4. 勘定の修正記入	
5. 勘定の締切と開始記入	
第二十五章 精算表	321
1. 總説	
2. 形式及び内容	
第二十六章 財産目録	324
1. 總説	
2. 形式及び内容	
3. 財産目録に記載すべき價格	
第二十七章 貸借對照表	329
1. 總説	
2. 貸借對照表の具備要件	
3. 形式及び内容	
第二十八章 損益計算書	334
1. 總説	
2. 形式及び内容	
記帳第三例題	339

商業簿記



第一章 緒論

1. 簿記の意義

簿記とは事業に生ずる資産負債及び資本の増減變化を金銭價値を以て、歴史的に記録計算するものである。而して事業に生ずる資産負債及び資本の増減變化は事業經營に依るものは勿論、其の他如何なる事由に依つて生ずるものも一切包含せしめる。故に普通一般に觀念される取引に依つて生ずる資産負債、資本の増減と云ふ如き狹義のものではない。

簿記はこれ等資産負債及び資本の増減變化を金銭價値を以て、計算記録する。現代の經濟生活はこれを貨幣經濟時代と云つても過言ではない。吾人が財貨の價値を測定するには一般に貨幣に具現されたる價格を以てする。一の財貨と他の財貨とは、各々の價値を價格に置き替へることに依つて比較觀念することが出来る。異なつた種類の財貨を價格と云ふ同一基準を以て比較計算し、又交換も爲される。簿記に於て取扱ふ價値物は事業活動に必要な凡てであるから、其の種類も多く、これ等は同一標準の下に記録計算されねば意味をなさない。故に簿記に於ても金銭價値なる價格を以て記録す

る。重量或は個数は記録の一般的標準とはならない。

簿記は又歴史的計算記録である。事業の財政状態を確定し、損益計算を爲すのが簿記の目的であるが、損益を正確に知るためには日々の事業の活動を詳細に秩序正しく記録せねばならない。これがためには各取引を發生順に繼續して記録し事業活動の如何なる部門に損益が存するかを明かならしむるを要する。又資産、負債、資本が如何なる時に幾何の増減變化を生じたかを正しく、明瞭に記録することに依つて一定時の財政状態、即ち例へば期末の貸借対照表價値が決定されるのである。これ等は皆歴史的な秩序ある記録に依つて其の目的を達することが出来るのである。

2. 簿記の目的

簿記の最終目的は事業活動に依つて生ずる事業の損益を確定し、併せて一定時の資産、負債、資本の状態即ち財政状態を明かにすることにある。この損益計算と財政状態の表示とは簿記の両面を爲すものであり、各獨立別個の存在ではなく、相互關聯してゐる。簿記の損益計算とは各損益取引を日々の記帳に依つて正確に記録し、これを損益計算書に總括して總損失（費用並びに損失）、及び總利益を知り、總利益と總損失とを對比することに依つて純利益純損失を決定することである。一方簿記は事業の資産、負債を設立當初から引續き記録し其の増減變化を明かにしてゐる。これに依つて一定時の資産、負債の額が明瞭となり、これを貸借対照表に表示することが

出来る。而して損益計算書に依つて得たる純損益と貸借対照表に表示される損益とは、完全に一致しなければならない。これは後にも詳論する如く損益の發生は決して單獨に起るものではなく、これには必ず其の反面に具體的な價值としての、資産負債の増減を伴ふものだからである。

簿記の副目的とも稱するものはこの正しい記録に基き、生じたる成果を吟味し、これに依つて過去の業績を知り、將來への指針と爲すことである。即ち豫算の編成は簿記に依つて得られたる記録を基礎として立案されねばならない。簿記は事業を合理的に經營するためには不可欠のものであり、正しき記録は事業の發達に資する所多く、不正確なる記録は經營を誤導するものである。

3. 簿記の種類

(イ) 記帳方式よりの分類

簿記はこれを記帳の方式より區別して單記式簿記と複記式簿記とに分類さる。前者は單式簿記、後者を複式簿記とも云ひ、一般にこの名稱が多く使用されてゐる。

(a) 單式簿記 單式簿記は簿記の幼稚な形式にして、これは小賣商又は小規模の企業經營に多く使用されてゐる。單式簿記は平易にして、其の記帳技術を理解するには容易であり、簿記の原始的形態とも云ふことが出来、簿記技術が未だ發達せざるとき他人との貸借關係を處理するために記録されたことより生じたものである。而

してこの形式の比較的發達したる組織に於ても他人との貸借關係、資産負債の有高、及び財貨の賣買等を記帳するに留まりその他の資本關係、損益關係の記録は全然度外視してゐる。故に損益の計算の如きも棚卸に依らざれば判明せず、如何なる所に於て損益が發生せるかを知ることが出來ない。また帳簿上に於て損益を集約觀察することは全然不可能であり、得られたる損益も完全なるものとは云はれない。單式簿記は資本に關する詳細なる記録なきため記録を兩面的に觀察して、記録の正否を検すると云ふ便利も亦存しない。然し乍ら單式簿記は其の記帳技術簡單にして容易に初學者にも理解し得られ、又手数を要しない點より小規模の企業組織に於ては今尚使用されて居る。

(b) 複式簿記 複式簿記は事業活動の全般に亘つて、その資産負債、資本の増減變化を悉く記帳するものであり、秩序ある勘定形式を備へ、事業の取引をこの勘定に分類し、一定の原理に基いて左右に區分して記帳するものである。複式簿記は單式簿記と異なり、財貨の賣買、貸借に關する取引は勿論、資本損益に關する取引も全部記帳される。事業經營には常に先づ資本の投下が必要である。投下せられた資本はその事業の資産として存在する。故に事業の資産とは投下せられたる資本の具體的價值表現であり、資本は資産なる形態を以て事業活動の中にて循環し、一の資産から他の資産へと形態を變へて行く。資産は價值の具體的表示であり、資本は價值の抽象的表示である。これ等は互に同一價值を相異なる半面から觀察し

たものに過ぎない。又事業の資産、資本の増減變化に際しては一の現象が獨立に發生するものではなく、必ずこれに相對立する他の現象が發生してゐる。例へば商品を買入ると云ふ場合に、一方商品と云ふ資産の増加を來すと同時に、必ず他方に現金なる資産の減少か、買掛金なる負債の増加かを併發する如きである。

複式簿記は斯る現象を明かに記録すること可能なる如く組織され凡ての價値物を資産、負債、資本の側面から觀察しその増減變化の原因結果を明かに記録計算する。故に如何なる時期に、如何なる種類の取引に於て損益が發生したかを明かにすることが出来る。こゝに於て初めて計算の全きを期し得るのである。簿記とは資産、負債、資本の増減變化を記録計算するものとせば單に簿記と云ふときは複式簿記を意味すると見てもよい。

斯くの如く複式簿記は事業活動を大小漏らさず記録するため、これより得たる成果は完全であり、損益の計算は一應帳簿のみにも爲し得られ、帳簿殘高により財政状態をも知ることが出来る。複式簿記は完全であるだけ組織が複雑であり、初學者に理解せしめるには困難を伴ふ。又帳簿組織、計算方法複雑なるため極めて小規模の企業經營には採用し難いが、それ以外の經營にあつては、この制度を採用することに依つて成果の確實性を高め、事業經營の數理的基礎を確立することが出来る。

(ロ) 應用上の分類

簿記を應用上より分類すれば先づこれを官廳簿記、私用簿記、企

業簿記となすことが出来る。官廳簿記とは官廳の財産關係を記録計算するものであり、私用簿記とは家事の收支を記録するものである。企業簿記は企業の資産、負債、資本關係を記録計算し前二者に比し一般に複雑であり、前二者は企業簿記を知ることによつて容易に理解し得られる。

企業簿記はこれを企業の種類に應じて商業簿記、工業簿記、銀行簿記、農業簿記、林業簿記、漁業簿記、鐵道簿記、倉庫業簿記等に分類することが出来、各々其の業務に依り特色を有する。例へば商業簿記にあつては商品の買買金銭の收支に重點が置かれ、銀行簿記にては金銭取引に、工業簿記は原價計算に殊に重きを置かねばならぬ等である。然れども其の原理に至つては、如何なる種類のものも異なる所なく、一の簿記に適用し得る原理は他の簿記にも全部的に適用し得るのである。而して商業は他の企業に比して取引關係割合に單純であり、又他の企業は凡て商業的色彩を有する點よりして商業簿記は簿記の代表的存在と見てもよい。商業簿記に就き充分なる理解に到達せば他の簿記は比較的簡單に理解する事が出来る。本書は専ら商業簿記に就き説述する。

4. 簿記術と簿記學

簿記は學なりや、術なりやと云ふことは學者間に盛に論ぜられて來た問題である。或者は簿記とは單に企業の資産、負債、資本の増減變化を數理的に記録計算するものであり、如何にせば正確に記録

計算されるかを研究するものであるから一種の技術と見るを至當なりとし、又他の者は簿記とは單に數理的記録計算のみではなく、其の原理を究め、其の方法の據つて來る所を明かにし、理論も亦考究の對象となるものであり、この點から簿記學と見るを妥當とすると云ふ見解を採つてゐる。惟ふに簿記はこれ等一方にのみ遍するものではなく兩方を具備してゐるものであり、學としても亦術としても存在するものと云ふことが出来る。即ち簿記の記録方面に重點を置くを簿記術と云ひ理論の研究は學の範疇に屬するのである。學と術とは相反撥するものではなく、術は理論の力を藉りて初めて完全に近づき、理論も亦術に應用し得て初めて其の成果を擧げ得るのである。この書にては主として術としての簿記を考究し、それに隨伴せしめて理論も亦若干考察することにする。

第二章 資産、負債及び資本

1. 總 説

簿記は企業の資産、負債、資本の増減變化を記録計算するものな^(註)るを以て、これ等資産、負債、資本とは如何なるものであるかを明かにせねばならぬ。又これ等相互の關係は如何様になつてゐるかも知るを要する。企業が存在する以上、これが資産を有するは當然であり、その資産が如何なる形式に依り企業内部に入り來りたるものであるか、企業經營者の投資に依るものであるか、借入に依るものであるか、又は事業活動の結果として入り來るものなるか、其の一の場合は資産は資本と關聯し、二の場合は負債と關係を持ち、三の場合は損益と關聯して考察される。而して負債と資本損益、資本と損益も亦同様の關係が成立してゐる。これ等を以下順次考察することにする。

2. 資 産

(イ) 資産の意義

資産とは資本及び負債に對するものにして、企業の所有に屬する有價物件であり、具體的な價值である。一般に學者は資産と負債とを同一概念に入れて、これを財産と稱してゐる。然し乍ら資産と負

(註) 本書にては商業簿記に就て説述するため事業を企業として觀察する

債とを一概念に包含せしむることは妥當ではない（この點に就いては後に詳述するが）。資産は積極的な財産であり、負債は消極的財産で共に具體的な財産であると云ふが、これは却つて資産、負債の概念を不明確にする憾がある。資産は資本並びに負債の他の側面であり、資本、負債が如何なる具體的形態として企業活動に參與してゐるかを表はしてゐる。而して各々の資産は企業の活動にあつて一の形態から他の形態へと常に移動してゐる。これ企業活動より來る當然の結果にして、例へば金銭が什器となり、商品となり、又商品が金銭へと循環するが如くである。

(ロ) 資産の種類

資産はこれを一の形態より他の形態へと轉化する速度より見て固定資産、流動資産と區別することが出来る。固定資産とは、形態變化の遅きものにして、普通二營業期間に亙つて同一形態として存在するものである。流動資産とは、形態變化速かなるものにして、本來一營業期間内に他の新形態に轉化するものである。然し乍らこの區別は絶對的のものではなく、一營業期間内に新形態に轉化されざるものと雖も、これを全部固定資産と云ふことは出来ない。例へば商品の如きも賣残高として轉化されない場合にも、亦流動資産と云ひ得る。又一の物財に就き絶對的の區別ではない。機械商にては機械は流動資産なるも、この機械を設へ付けて生産業を營む所に於ては固定資産である。固定資産、流動資産の區別は評價の際重要な役目を爲す。營業用土地、建物、什器、機械、特許權等は固定資産

であり、現金、當座預金、商品、賣掛金、受取手形、有價證券等は流動資産である。

3. 負 債

(1) 負債の意義

負債とは企業が資本主以外の第三者から借受けてゐる有價物件である。これも亦具體的價值にして、企業が將來或る條件の下に貸主に返済すべきものであり、法律上これを債務と云ふ。従來負債は財産であるか、資本であるか問題とされた。所謂通説はこれを資産と同一範疇に入れて財産の一部となしてゐる。即ち負債は資産同様具體的な價值表現可能であるから、財産的性質を有するものであり、又資本は資産より負債を差引いた殘餘のものであるから、負債を財産と見るを至當すると云ふのである。負債が具體的價值なることは論者の如くである。然しこれに依つて負債を資産と一丸として財産中に包含せしむべき理由とはならない。負債は又資本的性質を具備することも考慮に入れなければならない。即ち負債は具體的價值であるが、これを他の側面から觀察せば、その負債に依つて齎された價值は資産として企業内部に實在するものであり、この點資本と同性質である。故に負債は具體的價值である點に於て資産と同性質であり、その價值が具體的物財として企業活動に参加してゐる點に於て資本と同一性質を有すると見ることが出来る。斯く觀察して來れば、負債を資産と同時に財産中に包含せしめることも、資本の

部類に屬せしめることも不可であり、負債は負債として獨立せしめて觀察すべきである。

(ロ) 負債の種類

負債はその支拂期限の長短に依つて固定負債、流動負債とに分つ。また前者を長期負債、後者を短期負債とも云ふ。固定負債は原則として二營業期間にその支拂期限がまたがるものにして、流動負債は多くの場合一營業期間内に支拂を完了するものである。勿論流動負債と雖も期末に成立したるもの等は二營業期間にまたがることがある。長期借入金、社債、其の他の借入金は前者に屬し、支拂手形、當座借越、買掛金等は後者に屬する。

4. 資 本

(イ) 資本の意義

資本は企業に投下せられたる價値の抽象的概念であり、企業内に實在する資産の一部を他の側面から觀察した價値である。この點負債も亦資本と同性質と見られるが、負債は他人より借受けたるものであり且、具體的價値として存在するを以て資本と區別され、又資本は企業の中心的働きを爲す點に於て負債と異なる。資本は具體的價値として存在するものではなく、常に抽象的に資産から負債を差引いた殘餘の額が總括的に資本と看做される。資本は抽象的價値なるを以てその價値量には變化を來すが、資産、負債の如く質の變化はない。

(ロ) 資本と資産負債との關係

資本をK、資産をA、負債をP、とせば、簿記にては $A = K + P$ 又は、 $A - P = K$ なる方程式が成立する。學者前者を貸借對照表方程式と云ひ、後者を資本方程式と云ふ。負債を資本の概念中に包含せしむる學者は前者を以て簿記の基本形態と爲し、負債を財産視する學者は後者を以て基本形態となす。然し前にも一言せる如く、負債を財産視することは資産、負債の概念を明確にするものではなく又資本であると見るときは負債が具體的價值であると云ふ點に矛盾が生ずる。故に負債をこれ等から獨立せしめて觀察するを妥當としたのである。然れども斯く觀察するとて、簿記上の以上二つの方程式を否定するものではない。資産が資本と負債とに依つて齎らされたるものなる點に於て、 $A = K + P$ が妥當であり、資本が資産から負債を差引いた額であると云ふ點より見て、 $A - P = K$ も亦妥當である。而してこれ等二つの方程式は共に簿記修學上重要な役割を爲してゐる。 $A = K + P$ は貸借對照表として現はれ、又凡ての勘定はこの形式に依る。 $A - P = K$ なる方程式は企業を中心作用を爲す資本の發見並びに損益計算に必要である。凡ての企業に於て自己資本は企業を中心を爲すものであり、企業に於てはこの自己資本の増減が決定的な重要性を持つてゐる。

(ハ) 資産の増減は資本の増減と正比例の關係にある

負債の側に何等の變化がなく、資産に増減を生ずれば、資本も亦それと正比例して増減する。* 即ち資産總額 ¥ 12,000.00 負債總額

¥ 2,000.⁰⁰なる企業の資本額は ¥ 10,000.⁰⁰であり、その企業に於て ¥ 2,000.⁰⁰の負債額に變化がなく、資産が ¥ 13,000.⁰⁰と ¥ 1,000.⁰⁰の増加を來せば、資本額は ¥ 11,000.⁰⁰となり、反對に資産額 ¥ 1,000.⁰⁰を減じて總額 ¥ 11,000.⁰⁰となれば、資本額はそれに比例して ¥ 9,000.⁰⁰となる。これは負債を有せざる企業に依つて觀察せば一層明瞭となる。蓋しその資産總額はその儘抽象的には資本額であるからである。

(二) 負債の増減は資本の増減と反比例の關係にある

資産の側に何等の變化がなく、負債が増減するときは、資本額はそれと反比例してその額だけ増減する。即ち前の設例に於て負債總額 ¥ 3,000.⁰⁰となれば、資本額は負債の増加額 ¥ 1,000.⁰⁰だけ反對に減少して ¥ 9,000.⁰⁰となり、又負債總額が ¥ 1,500.⁰⁰に減少すれば、その減少額だけ資本額が増加して ¥ 10,500.⁰⁰となる。

以上は何れも資産、負債の内一方を變化なきものとして觀察したものであるが、これを双方共増減變化あるものとして觀察した場合にも同様な結果が生ずる。

(1) 資産、負債何れも増加したる場合

- (a) 資産の増加額が負債の増加額より大なるときは、その差額だけ資本額は増加する。
- (b) 資産の増加額が負債の増加額より小なるときは、その差額だけ資本額は減少する。
- (c) 資産、負債の増加額が同額なるときは資本額は變化がな

い。

(2) 資産が増加し、負債が減少したる場合

この場合にはその増加減少の絶対値の合計額だけ資本は増加する。

(3) 資産が減少し、負債が増加したる場合

この場合にはその増加減少の絶対値の合計額だけ資本は減少する。

(4) 資産、負債共に減少したる場合

(a) 資産の減少額が負債の減少額より大なるときはその差額だけ資本は減少する。

(b) 資産の減少額が負債の減少額より小なるときはその差額だけ資本は増加する。

(c) 資産負債の減少額等しきときは資本の額には何等の變化がない。

第三章 損 益

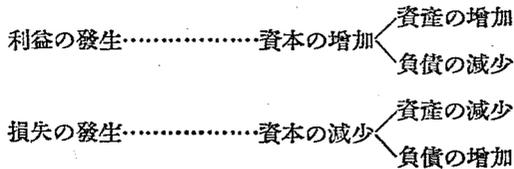
1. 損益の性質

企業は常に自己資本の増殖、即ち利潤の獲得に向つて不斷の活動を續けてゐる。而して又企業はその活動より生ずる危険を負擔せねばならないし、活動のためには經費を必要とする。企業は一方に於ては損費を負擔し、又一方に於ては企業活動により利益を齎らすものである。損益の發生は具體的には必ず資産、負債の増減として表はれ、又それ自身資本の増減である。利益は自己資本の増加であり、損失は自己資本の減少である。損益の計算は期間計算であり、一定の期間（例へば六ヶ月）に於て、其の期首の資本額と期末の資本額とを比較して若し期末の資本額が増加してゐる場合は、それだけ利益の發生であり、資本額が減少してゐるときは損失の發生である。故に損益は抽象的な價值計算であり、その増減には必ず他方具體的な價值即ち資産、負債の増減を伴ふ。

2. 損益と資産、負債との關係

損益は抽象的價值の増減なるを以て、其れ自體資本の増減である。資本の増減には二つの場合がある。一は損益の發生に依る増減であり、他は元入、引出に依る資本の増減である。前者は企業の活動に依り内部的に發生するものであり、後者は外部的に投資家の意思に

基き増減したものである。資本の増減は必ず資産負債の増減として具體化されてゐることは前章にて説明せる所であるが損益の發生も亦同様であり、 $A - P = K$ なる方程式に於て、 K の變化は必ず A 又は P の何れかの變化を伴ふものである。利益の發生とは K の値の増殖であり、これがためには A の値が増加するか、 P の値が減少するかである。又 K の値の縮小は損失であり、これがためには A の値が減少するか P の値が増加するかである。故に損益の發生は次の如く要約することが出来る。



3. 損失と費用

損失とは企業主の引出以外に依り、資本が減少し、その反面に資産の減少又は負債の増加を來すことである。これを廣義の損失と云ふ。廣義の損失の中には純粹又は狹義の損失と、費用とが含まれてゐる。狹義の損失とは、これが發生することに依つて企業が何等の反對給付をも得ざるものであり、紛失、盜難、震火災に依る損失はこれに屬する。これに對し費用とは企業が資産を失ない又は負債を負擔すると同時に何等かの反對給付を得るものであり、支拂利息、給料、運賃、販賣費等はこれに屬する。

4. 費用と資産

以上の如く廣義の損失中には狭義の損失と費用とがあり、狭義の損失は全然反對給付なく、純粹なる資産の減少、負債の増加であるが、費用は何等かの反對給付あるため、その反對給付が現實に物財として價値の存してゐる場合、又資産の減少が幾何發生したるか明瞭でない場合に問題を生ずる。例へば、建物の修繕を爲したる場合、この修繕に要したる出費に依つて、その建物なる資産が價値を増殖したる場合は、その修繕費として支出される價値は單に費用ではなく、他の資産として現はれる。即ち現金の減少を來すと共に他方に建物なる資産の價値の増加を伴ふ如きであり、資産の質の變化を來したもので資産總額には變りなく、これのみでは資本の額にも變化なく、費用の發生ではない。然るにその修繕に依つて單に建物の減價を防ぐに止まるときは、現金なる資産の減少に伴つて、他の資産の増加、負債の減少なきため、これは費用と見ることが出来る。

又運送賃の如きも商品の仕入原價にこれを算入するときは、費用ではなく商品なる價値の増加であり、資産と看做される。而して工業會計の原價計算に於ては豫め計算される費用は勿論、損失までも見積によつて製品の原價として配賦し、商業簿記にて取扱はるゝ損失中製造工程にての支出は悉く資産と見るのである。

次に問題となるのは資産の費用化である。これを固定資産より觀察すれば、建物、機械、什器等は使用又は年數の経過に依つて、そ

の價値に減耗を來すものである。これ資産の費用化であり、最後にはその資産は無價値となるものである。従つてこの減耗せる價値量を測定して其の額をこれ等の資産から引き去らねばならない。これを固定資産の減價償却と云ふ。その減價率は科學的推理に依つて一定の規準を設けて決定せねばならない。減價は時々刻々繼續的に發生するものであるが、算出の便宜上毎營業年度の終りに計算し、費用化される。固定資産の中にも土地は使用その他時の経過に依つて減價するものでないから費用化の問題は起らない。

その外、一つの財貨の支出が費用となるものであるか、はた他の資産に轉化するものであるか不明の場合がある。例へば商品としての石炭と煖房用の石炭とを同時に購入したるとき、同一性質の石炭を一方は商品なる資産に轉化し、他方は煖房費として費用化する等である。またこの場合煖房用石炭はそれを購入すると同時に費用化すべきであるか、どうか問題となる。これは企業組織やそれに振向けられたる額等を考慮に入れて適當にその何れかとして處理すべきである。

5. 損益の算定

損益は企業の資本を運用したる結果として生ずる成果であり、期首と期末とに於ける企業の資本に幾何の差異あるかに依つて決定される。故に損益は期間計算であり、この期間を會計年度と云ふ。會計年度は必ずしも曆年と一致せしめるを要しない。企業の性質に依

り一年を數年度に分つことも出来る。但し我商法には毎年一回決算を爲すべきことを定めてあるため、會計年度が一年以上に亘ることは許されない。

損益計算は期間計算であるが其の計算にあつては二つの方法が考へられる。

一は期首の資産、負債の總額と期末の資産、負債の總額とに依つて期首及び期末の資本額を知り、この兩者を比較し、その差額たる損益を知る方法である。

二は期間内に發生せる損益取引を一々集合して、其の期間内の總利益と總損失を算定し、その差額である純損益を確定する方法である。

前者はその期間の純損益を知り得るも、その損益が如何なる取引に依り如何なる経路を辿つて發生したものであるかを知ることが出来ない。單式簿記にては専らこの方法に依る。例へばこれに依れば一營業期間に $\yen 1,000.00$ の純益をあげ得たとしても、その $\yen 1,000.00$ が幾何の商品取引と、幾何の營業費支出とから生じたものか全然知ることが出来ない。最も簡單なる設例を採るならば、原價 $\yen 10,000.00$ の商品を $\yen 11,500.00$ で販賣し、營業費 $\yen 500.00$ を要して純利益 $\yen 1,000.00$ を得たものであるか、原價 $\yen 50,000.00$ の商品を賣價 $\yen 56,000.00$ にて販賣し、營業費 $\yen 5,000.00$ を要して、純利益 $\yen 1,000.00$ を得たものであるか、何れなるかを知ることが出来ない。以上の損益計算は資産、負債の計算に依り生じて來たものであり、貸借對照

表的計算法と呼ぶ。

これに對し後者を損益的計算法と云ふ。これに依れば、其の期間内の取引商品の原價、賣上代價、及び賣殘高に依つて、其の期間の販賣總利益が知られ、これに他の収益をも含めて其の期間の總利益とする。一方各勘定に依つて期間内の損失營業費を確定し、これを總損失とする。この總利益と總損失とを比較して一營業期間の純損益を決定するのである。故に凡ての損益が如何なる所に發生したかを明かにすることが出來、將來に對して經營の指針とすることも亦可能である。貸借對照表的計算は貸借對照表に依て計算され、損益的計算は損益計算表に纏められる。而して複式簿記はこの二方法を同時に行ふことが出来るのである。この兩者の結果たる純損益は完全に一致せねばならない。蓋し貸借對照表的計算法に依つて表はされる資産、負債の増減は必ず他の一面には抽象的價値の増減を伴ふからである。

第四章 取 引

1. 取引の意義

簿記上取引とは企業の資産、負債、資本に増減變化を來す事件を總稱する。簿記上の取引は一般に觀念されてゐる取引とはその内容を異にし、其の意味する所廣汎にして、物資の賣買、交換、貸借はもとより、苟も企業の資産、負債、資本に實質的、形式的の増減變化を來すもの凡てを包含するのである。賣買、交換、貸借は企業と外部との取引であり、これを外部取引と云ふ。企業内部に於て價値の變化あるものを内部取引と云ひ、例へば固定資産の減價償却等である。これも簿記上一の取引と看做す。以上は實質的な價値の變化を伴ふ取引であるが、簿記は其の外に會計の技術的記入も亦これを形式的取引として取引の對象としてゐる。即ち期末決算の場合の振替記入がこれである。これは企業の資産、負債、資本には何等の増減變化はなく、只一の口座から他の口座へ振替へられるに過ぎないが、簿記はこれをも取引として記録の對象としてゐる。

斯くの如く簿記上の取引は、その意義極めて廣汎である。然し一般に取引と云はれてゐるものゝ内にも簿記上取引でないものがある。例へば一般に貸借と稱せらるゝ内使用貸借、貸貸借は簿記上の取引ではない。簿記上の取引は勘定口座を主體として、一の勘定口座に對して價値の變化を來さしめるものを云ふのであり、勘定口座

の設定を見ない使用貸借、貸貸借は取引記録の対象とはならない。然し乍らこれ等貸借が原因して貸貸借料の授受が行はれた場合は、それは損益として記録の対象となり、一の取引である。又一般に賣買契約の成立、賣買の豫約をも取引と見るが、簿記にてはこれ等が勘定口座に記入されるのが現實に受渡しありたるときであり、以上の如き現實の受渡なきものは取引とは看做さず、單に補助簿に備忘的に記録するに過ぎないのである。これを要するに簿記上の取引は其の内容廣汎なるも、一般に觀念される取引の全部を包含するものでもない。

2. 取引の性質

凡て簿記上の取引は如何なるものでもこれを兩面より觀察することが出来る。例へば商品を買入ると云ふ取引は、一方商品なる資産の増加があると同時に、他方これに支拂はれる現金なる資産の減少か、買掛金なる負債の増加を伴ふものである。又家賃の現金支拂なる取引は、一見現金支出なる唯一の現象のみの如く考へられるが、これを精密に分析して觀察すれば、現金の支出と家賃なる費用の發生からなり、この兩者は同一のものではない。斯くの如く取引は常に必ず二面的現象として現はれ、この二面的現象の各々の絶對値は常に必ず等しきものである。簿記の斯る現象を取引の二重性と云ふ。

上の例に於て、商品 ¥1,000.00 の買入なる取引は、一方資産なる商品 ¥1,000.00 の増と、他方資産なる現金 ¥1,000.00 の減か、負債

なる買掛金 ¥1,000.00 の増かを表はす。商品 ¥1,000.00 の増（資産の増）を積極と見れば、現金 ¥1,000.00 の減（資産の減）、又は買掛金 ¥1,000.00 の増（負債の増）は消極と見られ、一方を（+）とすれば、他方は（-）と觀念することが出来る。このことは現金を以て家賃を支拂つた場合も亦同様であり、例へば現金 ¥50.00 なる減は資産の減にして、消極と見られ、これと反對に家賃なる費用の發生（資本金の減少）は積極側と見ることが出来る。この取引の二重性は複式簿記の妙味とも云ふべきもので、これに依り複式簿記は種々の利便を伴ふのである。

3. 取引の種類

取引はその觀點を異にする所より種々に分類することを得る。其の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

（イ）取引が資本量に影響を及ぼすか、否かに依り交換取引、損益取引、複合取引、混合取引となす。前二者を單純取引とも云ふ。

（ロ）取引が資産、負債、資本の何れに就いて行はれるかに依り資産取引、負債取引、資本取引、資産負債取引、資産資本取引、負債資本取引、資産負債資本取引と爲す。

（ハ）現金の取引か否かにより、現金取引、非現金取引とする。

（ニ）企業の内部に行はれるか、外部と取引が行はれるかに依りて内部取引、外部取引とする。

（ホ）取引が企業所屬の資産、負債、資本の價值を實質的に變化

せしむるものであるか、單に帳簿上の取引であるかに依り、實質的取引、形式的取引に分類される。

(イ) 交換取引、損益取引、複合及び混合取引

(a) 交換取引 交換取引は又交替取引とも云はれ、同一價値の交換のみ行はれ、即ち質の變更を見るのみにして、企業の有する價値の全體量には何等の變化なきものである。故に企業の總資本には何等の増減もなく只個々の資産、負債に變化を生ずるものである。

例へば、(1) 現金 ¥1,000.00 にて商品を購入する場合、(2) 現金 ¥5,000.00 を當座預金と爲す場合等である。(1) の場合に於ける現金を以て商品を購入することは現金 ¥1,000.00 なる資産を減ずると同時に、商品 ¥1,000.00 なる資産を増加するものにして、只現金なる資産と同一價値の商品なる資産とが代位されたのみで企業の總資本には何等の増減も生じない。而して商品の買入れにあつて、現金支拂とせず掛としたる場合にも亦同様である。この場合商品なる資産 ¥1,000.00 の増加に對して、他方某商店又は買掛金 ¥1,000.00 なる負債の増加を來し、資産 ¥1,000.00 の増加は資本額 ¥1,000.00 の増加を來すが、同時に負債 ¥1,000.00 の増加は資本額 ¥1,000.00 の減少を生ぜしめ、總體としては資本額には増減なく、只資産の増加と同一價値の負債の増加を來したのみである。

現金にて商品を購入したときの方程式の變化は

$$A + a' - a'' - P = K \quad a' = a''$$

商品を掛で購入したときは

$$A + a' - (P + p') = K \quad a' = p'$$

a' = 商品 a'' = 現金 p' = 新たに生じた負債

で K の絶対値には変化がない。(2) の場合も亦以上と同一原理であり、一方現金なる資産 ¥5,000.00 の減少と、他方當座預金なる資産 ¥5,000.00 の増加である。而して資本には毫も変化がない。又銀行より ¥5,000.00 の資金を借り入れ、これを直ちに當座預金とするときも同様交換取引にして、資本量には変化がない。これを式で表はせば、

$$A + a' - (P + p') = K \text{ となる。}$$

(b) 損益取引 損益取引とは企業經營の結果として、資産負債なる具體的價值量に變化を來すと同時に、他方資本なる抽象的價值量にも亦増減を生ずるものにして、損益の發生を意味する取引である。資本量増減の原因は損益の發生に依るものと、企業主の元入、引出に依るものがある。後者は企業經營の結果として發生したものでなく、損益とは異なり損益取引ではない。

損益取引とは、例へば家賃 ¥50.00 を現金にて支拂ふ、貸付金の利息 ¥100.00 を現金にて受取ると云ふ如きものである。家賃の支拂は現金なる資産 ¥50.00 の減少を來すと同時に、資本量が ¥50.00 減ずるものであり、現金 ¥50.00 の支出に依つて他の具體的價值たる資産の増加も負債の減少をも伴はない。而してこれは $A - a' - P = K - k'$ (k' = 損益) なる式で表はすことが出来る。又貸付金の利息を現金にて受取るとは、一方現金なる資産の増加を來すに對し、他方具體的價值には変化がなく抽象的價值である資本の増加となる

のである。即ち $A+a'-P=K+k'$ である。

(c) 複合、混合取引 交換取引、損益取引は其の取引單位の双方が單數であり、これ等を單純取引と云ふ。即ち現金と商品、商品と買掛金、現金と損失、現金と利益等である。これに對して複合取引とは取引單位が複數なるものであり、一方が複數なるか、双方が複數なるものかである。例へば商品の購入に際し半額を現金にて他の半額を掛とする場合、又は原價 ¥2,000.00 の商品を ¥2,400.00 にて販賣したる場合等である。前者は交換取引が重なつたものであり、後者は交換取引と損益取引とが混合したものであり、後者を特に混合取引と云ふ。而して兩者を含めて複合取引と云ひ、混合取引はこれを取引要素として分解するに複雑なる手数を要することに注意せねばならない。

商品を原價にて販賣するときは、交換取引にして ¥2,000.00 の商品と ¥2,000.00 の現金又は買掛金が代位されるのみで資本量には變化はない。即ち $A-a'+a''-P=K$ である ($a'=a''$)。然るに原價 ¥2,000.00 の商品を ¥2,400.00 にて販賣し、其の代金を現金にて受取り又は掛としたる場合には現金 ¥2,400.00 なる具體的價値の取得のためには、具體的價値としては商品 ¥2,000.00 の減少を生じたのみである。故にその差 ¥400.00 は現金の増加と同時に抽象的價値の増加を示し、利益の發生従つて資本金の増加である。即ち $A-a'+a''-P=K+k'$ $a''=a'+k'$ である。

斯く觀察し來れば一見前の交換取引が二重になれる場合と同様分

解が容易なる如きであるが、商品を販賣したるとき、その商品の原價が幾何、利益が幾何と計算して一々記録することは困難であり、常に商品 ¥2,400.00 の減少として販賣額を以て記入するに止まり、一定期間後に纏めてその原價と販賣損益とを計算せねばならない。

(ロ) 取引を企業の資産負債及び資本から觀察した分類

(a) 資産取引 商品を現金にて買入れ、小切手を振出し現金を受取る等資産相互間の取引であり、交換取引である。

(b) 負債取引 負債相互間の取引にして買掛金なる短期負債を借入金なる長期負債に肩替へ、負債を當座借越に依る資金にて支拂ふ等であり、これも交換取引である。

(c) 資本取引 資本相互間の取引にして利益金を資本金勘定へ振替へ、利益金を積立金と爲す場合、これも亦交換取引である。

(d) 資産負債取引 商品を掛にて買入れ、借入金を現金にて支拂ふ等凡て資産と負債との取引にして、一方資産の増加があるとき他方負債の増加があり、一方資産の減少あるとき他方負債の減少があり、資本の總量には何等の増減なき取引で交換取引である。

(e) 資産資本取引 資産と資本との取引にして、一方に資産の増減あり、他方に資本の増減あるもの。例へば貸付金の利息を現金にて受取り、運送賃を小切手を振出して支拂ふ等である。前者は現金なる資産の増加と利息なる利益の發生(資本金の増)であり、後者は當座預金なる資産の減少と費用の發生(資本金の減少)とである。これは二者共に損益取引である。これに對して企業主が現金を

以て元入金とし、又は現金を企業より引出す場合も亦資産資本取引であるが然しこれは損益取引ではない。

前に説明せる混合取引も亦一種の資産資本取引たることがある。原價 ¥500.00 の商品を ¥600.00 にて賣渡し、其の代金は掛とすと云ふ場合に一方商品 ¥500.00 の減(資産の減)と利益 ¥100.00 の發生(資本金の増)があり他方買掛金 ¥600.00 の増(資産の増)を來すからである。但しこの混合取引である資産資本取引は單純なる資産資本取引(損益取引を含む)と異なつてゐることに注意するを要する。

(f) 負債資本取引 負債と資本の取引にして借入金の利子を元金に組入れて借としたる場合、買掛金の支拂を免除されたる場合、企業主の引出金を一時預り金として企業内に留め置いた場合、借入金の返済としてその貸主を出資者としたる場合等にして前二者は損益取引であり、後二者は損益、交換取引の分類には入らない。

(g) 資産負債資本取引 資産負債資本が一の取引に關係を持つものにして、例へば買掛金の支拂の一部を免除され残を現金にて支拂ひ、引出金の一部を預り残を現金にて支拂ひ、貸付金の利息を當座預金に繰入れその一部を以て過振の決済を爲す等である。これは皆複合取引に屬する。

(ハ) 現金取引、非現金取引

取引に現金の收支が伴ふか否かに依る區別にして、取引の一方に現金の收支を伴へば現金取引と云ひ、これなきを非現金取引と云ふ。而して現金收入あるものを入金取引、現金支出あるを出金取引と云

ふ。又現金收支と共に同一側に複合取引の發生するのを一部現金取引と云ふ。これにも一部入金取引と一部出金取引とがある。例へば商品を賣渡し、その半額を現金にて受取り、残は掛とするときは一部入金取引であり、商品を購入しその代金の一部を現金拂とし残を掛とする場合は一部出金取引である。この分類は現金出納帳記入の際留意すべく、仕譯帳が分割されて現金出納帳が特殊仕譯帳となりたる時特に注意を要する。

(二) 内部取引、外部取引

凡て如何なる企業に於ても、その經營計算には外部關係と内部關係とがある。外部との關係に依つて生ずる取引を外部取引と云ひ、内部關係より生ずるを内部取引と云ふ。財貨の購入販賣、其の他主要なる取引は多く外部取引であり、これに對し倉庫部の財貨を販賣部に移し、原料を製造部に交付する等は内部取引である。又使用してゐる建物、什器、機械の減價償却を行ひ、棚卸損失を計上する等は内部取引と云ふことが出来る。

(ホ) 實質的取引、形式的取引

企業の資産、負債、資本の價值に實質的の變動を來すか否かに依る分類法にして、實質的取引とは資産、負債、資本の價值の何れかに實質的な變化を齎らす取引を云ふ。企業活動のために起る取引は凡て實質的取引と云ふことが出来る。これに對し形式的取引とは企業の價值には何等の變化もなく只一の口座から他の口座へ振替を行ふ取引である。これを又振替取引とも云ふ。これは簿記特有の取引

にして決算の場合に多く行はれる。即ち商品賣買損益を損益勘定へ、個々の損益勘定の残高を集合損益勘定へ振替へ、其の期の純損益を資本金勘定へ振替へて期末の資本金を確定する場合等を指すものである。

4. 取引の形態

(イ) 取引の單純形態

取引は必ず兩面性を有し決して一方的に發生せず、何等かこれに對する他の一面を具備してゐること前述の如くである。而してこれ等の取引は一定の纏つた形態として表はれる。これを資産、負債、資本、損益に就き單純なものから個々に觀察すれば次の如くである。

(1) 一方資産が増加すると云ふこと（現金収入）は他方に於て資
(註)
 産の減（商品賣却）か、負債の増（現金借入）か、資本の増（現金に依る元入）か、利益の發生（地代の受取）かが起つてゐる。

一 方		他 方
資産の増（現金収入）	}	資産の減（商品販賣） 負債の増（借入金） 資本の増（元入） 利益の發生（地代受取）

(2) 一方資産が減少したと云ふこと（當座預金の減少）は他面資産の増（什器の買入）か、負債の減（買掛金を小切手にて支拂ふ）か

(註) この節の括弧内は凡て例

資本の減（企業主の引出に會ひ、小切手を振出す）か、損失の發生（保険料金を小切手を振出して支拂ふ）かが起つたことである。

一 方	他 方	
資産の減 (當座預金の減)	}	資産の増（什器買入） 負債の減（買掛金を支拂ふ） 資本の減（減資を行ふ） 損失の發生（保険料金支拂）

(3) 一方負債の増加したと云ふこと（借入金が増）は、他方に於て資産の増加（現金の増）か、負債の減（買掛金を借入金に組替へる）か、資本の減（減資を行ひ其の資金を企業内に一時預りとす）か、損失の發生（支拂利息を元金に繰入れ借りとす）かが起つてゐる。

一 方	他 方	
負債の増 (借入金が増)	}	資産の増（現金の増） 負債の減（買掛金を借入金で支拂ふ） 資本の減（減資を行ひ支拂金を借入金と爲す） 損失の發生（支拂利息を借入金に組入る）

(4) 一方負債の減じたと云ふこと（買掛金の消滅）は、他方負債の減（買掛金の現金拂）か、負債の増（借入金を以て買掛金支拂）か、資本の増（仕入先を事業に参加せしめ、それへの買掛金を資本金に肩替りさす）か、利益の發生（買掛金の支拂を免除さる）かが起つてゐる。

一 方	他 方	
負債の減 (買掛金の消滅)	{	資産の減(現金拂) 負債の増(借入金を以て買掛金支拂) 資本の増(仕入先を企業に参加せしむ) 利益の發生(買掛金の免除)

(5) 一方に於て資本が増加すると云ふことは他方に於て資産の増(現金を以て元入す)か、負債の減(社債の償還に際し株式を與へる)か、資本の減(資本勘定に屬する積立金を以て増資を爲す)か、損失の發生(無償にて増資を爲す)かが起つてゐる。

一 方	他 方	
資本の増	{	資産の増(現金元入) 負債の減(社債を株式となす) 資本の減(積立金を以て増資) 損失の發生(無償にて増資)

(6) 一方資本が減少することは、他方資産の減(企業主の現金引出)か、負債の増(減資しその資金を預り置く)か、資本の増(別途積立金を法定積立金へ組入れる)か、利益の發生(無償にて減資を爲す)かである。

一 方	他 方	
資本の減	{	資産の減(企業主の現金引出) 負債の増(減資金を企業に一時預りとす) 資本の増(積立金の移行)

(利益の發生(無償にて減資を行ふ))

(7) 簿記上一方利益の發生なる記帳は、他方資産の増(家賃として現金の收入)か、負債の減少(時効に依る債務消滅)か、資本の減(配當積立金を損益勘定へ振替)か、損失の消滅(繰越損失を當期利益金にて補填)かである。

一 方	他 方
利益の發生	資産の増(家賃現金入) 負債の減(時効に依る債務消滅) 資本の減(積立金を損益勘定へ) 損失の消滅(繰越損を當期利益金にて補填)

(8) 一方損失(費用)の發生なる記帳は、他方に於て、資産の減(商品の焼失)か、負債の増(支拂運賃を借りとす)か、資本の増(名目的増資)か、利益の消滅(繰越益金を以て當期の損失補填)かである。

一 方	他 方
損失(費用)の發生	資産の減(商品の焼失) 負債の増(支拂運賃を借りとす) 資本の増(無償の増資) 利益の消滅(繰越益金にて損失補填)

以上取引の八形態は資産、負債、資本、損益に関する取引の單純なる場合である。故にこれを取引の單純形態と云ふ。而して1、4、6、8の形態に屬するものは他方の側に皆資産の減、負債の増、資本の増、

利益の發生と云ふ一連の項目を有し 2、3、5、7 の形態は他方の側に皆資産の増、負債の減、資本の減、損失の發生なる一連の項目を有してゐる。これに依つて資産の増、負債の減、資本の減、損失の發生は共通的に他の側にこれと性質の異なる資産の減、負債の増、資本の増、利益の發生なる取引要素を持つてゐることが知られる。

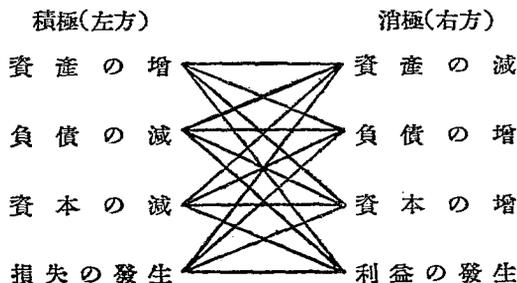
1、資産の増	}	資産の減
4、負債の減		負債の増
6、資本の減		資本の増
8、損失の發生		利益の發生

又一方資産の減、負債の増、資本の増、利益の發生も共通的に他の側にこれと性質の異なる資産の増、負債の減、資本の減、損失の發生なる取引の要素を持つことも明となる。

2、資産の減	}	資産の増
3、負債の増		負債の減
5、資本の増		資本の減
7、利益の發生		損失の發生

而して前の場合と後の場合は單に移項を行ふことに依つて全然同一のものとなり、資産の増側にある要素を積極(左方)とすれば、資産の減側は消極(右方)となる。以上の配列を觀るに積極側の取引要素は決して消極側に現はれることなく、又消極側の取引要素も積極側に現はれることはない。而して取引の二重性に依つて組合はさる二つの要素は互に相反する側のものであり、同一側の要素とは如

何なる場合に於ても組合はさることがない。即ちその組合せは次の如くである。



以上の八項目を取引の八要素と云ひ、これが簿記の基本形態である。而して簿記にては積極側を常に左側に消極側を右側に記入し、如何なる計算に於てもこの原則を維持してゐる。これを充分理解し置くことが簿記修學上極めて重要である。

(ロ) 取引の複合形態

取引の複合形態とは、取引の要素が一方單純であり他方が複合であるか、兩方共複合の要素を有するものかの何れかである。先に取り引の分類の際述べた複合取引がこれであり、理論的には八要素の組合せの可能なるだけ複合形態が存在する譯である。然してこの複合形態も單純形態を理解することに依つて自然明かとなる。複合形態の一般的のものを例示せば次の如くである。

(1) 原價 ¥500.00 の商品を ¥520.00 にて販賣し、其の代金を現金にて受取る。

現金の入(資産の増) $\left\{ \begin{array}{l} \text{商品の引渡(資産の減)} \\ \text{販 賣 益(利益の發生)} \end{array} \right.$

一方現金なる資産 ¥520.00 の増であり、これは單純形態であるが他方商品なる資産の減 ¥500.00 と利益 ¥20.00 の發生とが複合形態である。

(2) 原價 ¥500.00 の商品を ¥520.00 にて販賣し、その代金の中半額は現金にて受取り残は掛とす。

現金の入(資産の増) $\left\{ \begin{array}{l} \text{商品の引渡(資産の減)} \\ \text{賣掛金の發生(資産の増)} \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{商品の引渡(資産の減)} \\ \text{販 賣 益(利益の發生)} \end{array} \right.$

この場合は兩方共複合である。即ち一方現金なる資産 ¥260.00 の増と、賣掛金なる資産 ¥260.00 の増であり、他方は前同様資産の減、利益の發生である。

(3) ¥6,000.00 の増資を爲し、その内半額を現金拂込とし、残は借入金を資本金に肩替りせしむ。

現金の入(資産の増) $\left\{ \begin{array}{l} \text{借入金の消滅(負債の減)} \\ \text{資本金の増} \end{array} \right.$

一方 ¥6,000.00 の資本金の増は單純なるも、他方現金 ¥3,000.00 なる資産の増と、借入金 ¥3,000.00 なる負債の減の複合形態である。

(4) 商品 ¥3,000.00 を買入れ ¥1,000.00 を現金にて支拂ひ残は掛とす。

商品の仕入(資産の増) $\left\{ \begin{array}{l} \text{現金の出(資産の減)} \\ \text{買掛金の發生(負債の増)} \end{array} \right.$

これは商品なる資産 ¥3,000.00 の増加と同時に他方に現金なる資産 ¥1,500.00 の減少と買掛金なる負債 ¥1,500.00 の増とから成立し、現金の減、買掛金の増加が複合である。

以上より観察せば複合形態も亦單純形態と同一法則に依り、各要素を積極(左方)、消極(右方)とに分つてゐることを知り得るのである。

第五章 複式簿記の組織

1. 總 説

複式簿記は企業活動の全般に亘つて價値の増減を記帳するものであり、この記帳には一定の形式を具へてゐる。これを複式簿記の組織と云ふ。而して簿記は取引に依つて生じた價値の變化を記録計算し、最後に企業の損益並びに一定時の財政状態を知ることを目的とするものであり、組織も亦この目的に合致する如く確立するを必要とする。簿記は取引の計算方法として日々の取引を先づ歴史的に記録し(これを仕譯と云ひ)、これより取引を個々の種類別に分類し計算を行ふのである(これを勘定と云ふ)。この勘定に於て各資産負債の増減を明かにし、損益の發生額を計算する。而して最後にこれ等に依つて期間内の損益と資本高とを知り、資産負債の在高を知るのである(これを決算と云ふ)。又簿記にはこれ等主要記入の外に補助的な記録を有し、これにて詳細なる記録を爲して主要記入をして煩雜を避けしめてゐる。以下本章にて勘定、仕譯、帳簿に關する事項を説述し、次章に於て決算に關し概説する。

2. 勘 定

一般に勘定とは計算と同義語であり、簿記の勘定も亦計算を意味してゐる。然し乍ら簿記にては如何なる方法に依る計算をも皆勘定と稱すものではない。勘定とは各種の資産、負債、資本の價値の増

減變化を秩序正しく左右相對照して記録計算する簿記獨特の技術的計算法である。簿記は取引を性質に應じて分類し、その部類別に計算を爲すのであり、この部類種目を勘定科目と云ひ、この勘定科目を定めることを勘定の設定と云ふ。先づ計算には二つの方法が考へられる。一は取引の發生順に増減する方法であり、算術的計算法と呼ばれ、他は簿記の勘定形式に依るものである。例へば

- 5月7日 現金 ¥20,000.⁰⁰を元入し營業を開始す
 8日 商品を仕入れ其の代金 ¥1,500.⁰⁰を現金にて支拂ふ
 9日 店用什器を購入しその代金 ¥250.⁰⁰を現金にて支拂ふ
 10日 商品を賣渡し代金 ¥800.⁰⁰を現金にて受取る
 11日 商品を賣渡し代金 ¥300.⁰⁰を現金にて受取る
 12日 商品を仕入れ其の代金 ¥500.⁰⁰を現金にて支拂ふ

この内現金の收支を計算するとして算術的計算法に依れば次の如き算式に依らねばならぬ。

5月7日		¥ 20,000. ⁰⁰
8日	-	¥ 1,500. ⁰⁰
		<u>¥ 18,500.⁰⁰</u>
9日	-	¥ 250. ⁰⁰
		<u>¥ 18,250.⁰⁰</u>
10日	+	¥ 800. ⁰⁰
		<u>¥ 19,050.⁰⁰</u>
11日	+	¥ 300. ⁰⁰
		<u>¥ 19,350.⁰⁰</u>

12日	—	¥	500.00
残高			¥ 18,850.00

斯る計算方法にては現金の總取引が期間内に幾何生じたかを知ることが出来ず、且大なる缺點は取引が発生する毎に、その額を増減せねばならぬことである。商企業の如く繁忙なる取引を斯くの如き計算法に依るときは手数を要し、計算の結果に誤謬を生じ易い。故に簿記にては斯る方法を採用しない。簿記の計算方法としての勘定形式は各勘定科目別に勘定口座を設け、この口座に於て價値の増加と減少を別々に計算するのである。即ち資産に就いて云へば増加を借方と稱する左方側に纏めて記入し、減少は貸方と稱する右方側に記入するのである。前の設例の現金收支を勘定形式に依つて計算すれば次の如くである。

左方(借方)	現金勘定	右方(貸方)	
5月7日	¥ 20,000.—	5月8日	¥ 1,500.—
10日	" 800.—	9日	" 250.—
11日	" 300.—	12日	" 500.—
		残高	(" 18,850.—)
	¥ 21,100.—		¥ 21,100.—

この方法に依るときは、その期間の現金の總取引、増加額、減少額及び残額が一見して明瞭となる。又増加、減少に依り記入する欄を異にするため、誤記脱漏を防ぐことが出来る。簿記に於ける計算は凡てこの形式を採用してゐる。

3. 勘定科目

勘定はこれを大別して資産勘定、負債勘定、資本勘定、損益勘定となす。資産勘定には現金勘定、當座預金勘定、商品勘定、有價證券勘定、土地建物勘定、什器勘定、買掛金勘定、貸付金勘定、受取手形勘定等がある。資産勘定は何れもこれ等の資産を取得したるとき左方即ち借方に、譲渡したるとき右方即ち貸方に記入し、残高は借方に存在する。

負債勘定に屬するものは、借入金勘定、社債勘定、買掛金勘定、支拂手形勘定等がその主なる勘定科目であり、負債の生じたるるとき貸方に、返済したるとき借方に記入し残高は常に貸方にあつて未返済の債務額を表はす。

資本勘定とは資本金勘定、積立金勘定にして負債勘定同様貸方に増加額、借方に減少額を記入し残は貸方にあつて正味身代を表はす。

損益勘定には利益に關する勘定即ち販賣利益勘定、受取利息勘定等と損失又は費用を處理する販賣費勘定、運賃勘定、支拂利息勘定其の他があり、ときには利益と損失とが同一勘定に記入されることもある(例へば集合損益勘定)。利益の發生したるときに貸方に、損失の發生したるときに借方に記入し、借方残は損失であり、貸方残は利益を表はす。

借方	資 産 勘 定		貸方	借方	負 債 勘 定		貸方	
	増	加	減	少	減	少	増	加
借方	資 本 勘 定		貸方	借方	損 益 勘 定		貸方	
	減	少	増	加	損 失 發 生	利 益 發 生		

4. 借方、貸方

元來借方、貸方なる名稱は對人取引として稱へられたもので、借方とは企業に對し借の立場にある者即ち企業に債務を負ふもの、義であり、貸方とは企業に對し貸の立場にある者即ち債權者の義である。借方貸方の持つ意味は簿記の記録が對人勘定のみに限られ、未だ發達しない組織に於て全部的に當筈なるが、簿記の組織が進化し複式簿記となり、對人勘定以外に凡ての資産、負債、資本、損益の勘定が設定せられる様になると、この命題は全部の勘定には當筈ならなくなるのである。故に複式簿記にては、この借方貸方なる名稱は重要なる意義を有してゐるのではなく、單に勘定の一方他方を表はすに留り、これを左方右方と云ふも、積極消極と云ふも差支ないのである。只從來の慣習を其の儘使用して左方を借方とし、右方を貸方としてゐるに過ぎない。

凡て簿記上の取引は二重性を有し、原因結果とも云ふべき同價値の兩面から成立してゐるのである。而して取引のこの原因結果は必

ず原因が借方であれば結果が貸方にあると云ふ如く貸借相反撥して發生する。決して借方のみに生じ、又は貸方のみに生ずると云ふが如きことはない。これを資産、負債、資本、損益の各々に就き觀察するに資産の増、負債の減、資本の減、損失の發生は一方にあつて、他方に生ずる資産の減、負債の増、資本の増、利益の發生と對立關係にあり、前の項目と後の項目とのみ取引の原因結果を構成すべく組合はされ、前の項目相互間、後の項目相互間に於ては取引の原因結果を構成することはない。前者は借方であり、後者は貸方である。

借 方	貸 方
資 産 の 増	資 産 の 減
負 債 の 減	負 債 の 増
資 本 の 減	資 本 の 増
損 失 の 發 生	利 益 の 發 生

簿記の借方、貸方は今や理論ではなく一の符號又は約束として記憶するを要する様になつたのである。故に初學者は少くとも上掲の約束を機械的に暗誦するを要する。

5. 取引の仕譯

簿記は前に説明せる勘定への記入計算のみにも、其の目的とする損益の計算、財政状態の表示が可能であるが、尙未だその取引を系統的に歴史的に觀察することは不可能である。こゝに於て簿記は勘定以外に仕譯なるものを爲し、一には日々の取引の歴史的記録を爲し、二には勘定への記入を容易ならしめてゐる。故に仕譯は一種の營業日誌の簡明なる記録であり、勘定口座へ記入せられる取引は

原則として、この仕譯を通して爲されることになる。もと仕譯は勘定科目と金額との記入を爲し、その他の營業日誌は日記帳に記入したのであるが、現在では斯る繁を避け、營業日誌も亦仕譯と同時に仕譯帳に摘要として記入することにしてゐる。仕譯とは取引を其原因結果に依つて借方要素及び貸方要素に振分けることであり、仕譯帳の借方金額は元帳勘定の借方へ、貸方金額は元帳勘定の貸方に寫し記入(轉記)される。前の設例(三九頁)に依れば仕譯は下の如くである。

仕 譯 帳

昭和年	摘要	元 丁	借 方	貸 方
5	7 (現金) (資本金) 現金ヲ元入シ營業ヲ始ム		20,000.00	20,000.00
"	8 (商品) (現金) 商品ヲ買入レ其代金現金拂		1,500.00	1,500.00
"	9 (什器) (現金) 店用什器ヲ買入レ其代金現金拂		250.00	250.00
"	10 (現金) (商品) 商品ヲ賣渡シ其代金ハ現金ニテ受取ル		800.00	800.00
"	11 (現金) (商品) 商品ヲ賣渡シ其代金ハ現金ニテ受取ル		300.00	300.00
"	12 (商品) (現金) 商品ヲ買入レ其代金現金拂		500.00	500.00

これを元帳の勘定口座へ轉記すれば次の如くである。

借方			現金勘定				貸方 1		
昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額		
5	7	元入	20,000.00	5	8	商品仕入	1,500.00		
"	10	商品賣渡	800.00	"	9	什器購入	250.00		
"	11	"	300.00	"	12	商品仕入	500.00		
			商品勘定				2		
5	8	現金=テ仕入	1,500.00	5	10	現金=テ賣渡	800.00		
"	12	"	500.00	"	11	"	300.00		
			什器勘定				3		
5	9	現金=テ購入	250.00						
			資本金勘定				4		
				5	7	現金=テ元入	20,000.00		

この仕譯から勘定口座への轉記は機械的になされるものであり、仕譯に誤記あるときは、勘定口座にも其の儘誤り記入さるゝことになる。故に仕譯は慎重に正確に行はねばならない。仕譯は何れの勘定口座へ取引を記録すべきかを示す指針となるものである。

6. 貸借平均の理

凡て取引は二重に記入されることは既に述べたる所である。然もこの取引の二重性は同一価値の記入であり、取引の借方＝貸方であり、借方合計＝貸方合計である。これが仕譯帳に於て一番解り易く現はれてゐる。蓋し仕譯は取引の原因結果を貸借に振分けて記入するため、その價值量が同一であるからである。而して各個別の勘定口座に於ては貸借の金額は異なるが、凡ての勘定口座を合計したる額は貸借相等しきものである。これ仕譯に依つて記入されたる同一額のもものが勘定口座への轉記に依り分離記入されるからである。又各勘定口座の残高合計も貸借平均する。勘定口座の残高は資産の勘定にあつては借方に、負債資本の勘定にあつては貸方にあはれる。資産勘定の残高は畢竟そのときの企業の資産額を現はし、負債資本勘定の残高はその反面であつて、企業の資産が如何なる経路によつて、企業に参加せしかを表してゐるものであり、これ即ち $a_1 + a_2 + a_3 + a_4 \dots + a_n = K + P_1 + P_2 + P_3 \dots + P_n$ であり $A = K + P$ であるから、貸借の残高合計は必ず一致する。

以上の如く取引の記入は常に貸借同一価値であり、決して異なることはない。これを貸借平均の理と云ひ、複式複記の一大特徴である。この原理を應用して、簿記は取引の記帳が正確に行はれてゐるか否かを發見する要具となしてゐる。試算表これである。試算表は勘定に記入されたる金額を一表に集めて合計し、貸借平均してゐる

かどうかを検し、貸借平均してゐないときは取引の記帳の何處かに誤があることを證明する職能を有してゐる。斯る作用を簿記の自檢作用又は複式簿記が強制的自己統制力を有すと云ふ。

7. 帳 簿

簿記は企業の取引を記録計算するものであり、その記録計算に必要な紙葉を帳簿と云ふ。帳簿は主要簿と補助簿とからなり、主要簿とは如何なる組織の企業に於ても必要不可欠のものにして、元帳及び仕譯帳これである。この主要簿なくしては取引を記録計算することが不可能である。補助簿とは主要簿を補佐し、主要簿に記載し得ざる事項を明細に記入し、又は備忘の記録を爲す帳簿である。故に補助簿の種類は企業の性質、規模の大小によりその軌を一にしない。商業取引を行ふ企業にあつては一般に現金出納帳、仕入帳、賣上帳、商品在高帳等が必要である。

(イ) 元 帳

これは又總勘定元帳とも云はれ、主要簿にして帳簿中最も重要なものである。資産、負債、資本、損益に係る凡ての勘定口座を有し、それに取引に依つて生じたる價値の増減變化を勘定別に貸借に區別して記入し、各勘定の取引高及び残高を明かに計算するものである。元帳には二つの形式がある。その一は残高欄を有するもの、他は残高欄のなきもの、とである。

(1) 残高欄のなき形式

借 方				× × 勘 定				貸 方			
日附	摘 要	仕 丁	金 額	日附	摘 要	仕 丁	金 額				

取引はその性質に応じて分類され、同一種類の取引を一ヶ所に纏めて勘定する。而して斯る種類に応じて分類された部類を勘定科目と云ふ。一の勘定科目に記帳される取引は同一性質のものに限り、勘定科目の内容は單純なることを必要とする。苟も曖昧なる取引は同一勘定にて處理すべきではない。

個々の勘定に與へられた名稱、即ち計算の場所を勘定口座と云ふ。而して口座の上段に〇〇勘定と云ふ名稱を附す。

(a) 勘定口座の左方を借方と云ひ、右方を貸方と云ふ。資産の勘定にあつては増加を借方に減少を貸方に、残高は借方に存在する。負債資本の勘定にあつては増加を貸方に、減少を借方に記入し残高は貸方にある。損益の勘定にあつては利益の發生を貸方に損失の發生を借方に記入する。

(b) 借方、貸方各々は日附、摘要、仕丁、金額の四欄に分割され、日附欄には取引の行はれたる日附、摘要欄には取引は如何なる原因に依つて發生したるかを説明的に摘記し、多く複記入の相手方

の勘定科目名を記載する。金額欄には取引の金額を明瞭に記入する。仕丁欄にはこの取引が仕譯帳の何丁に記入されてあるかを明かにし、仕譯帳との照合に便ならしめる。

(2) 残高欄を有する形式

× × 勘 定

日附	摘 要	仕丁	借 方	貸 方	借又貸	残 高

前の形式と異なる所は日附、摘要、仕丁欄を貸借に區別せず借方も貸方も同一欄に記入し、金額欄のみ貸借に区分し、その外に残高欄を有することである。残高欄の左方にある借又貸欄は残高が借方であるか貸方であるかを明かならしめるために設けられたもので貸方残高のときは貸と記入し、借方残高のときは借と書く。残高は常に資産勘定にては借方に、負債資本勘定にては貸方に存在する。これ等は各々そのときの資産、負債、資本額を表はすものである。残高欄を有する形式にては常時それを知ることが出来る。

(ロ) 仕 譯 帳

仕譯帳は取引を歴史的に記録する単一の帳簿にして、元帳の勘定口座へはこれより轉記が行はれる。仕譯帳の存在理由は元帳記入を

容易にするため取引を貸借に振分けて記入し、日々の取引の據つて来る所を略記し、営業日誌の役をも果すことである。もと仕譯帳以外に日記帳なるものがあつて取引の日誌を記入したるも、現在は斯る帳簿を使用せず仕譯帳を以て日記帳の役を果させてゐる。故に仕譯帳は又仕譯日記帳とも云はれる。その形式の一般的なものは次の如くである。

仕 譯 帳

日附	摘 要	元丁	借 方	貸 方

(a) 日附欄には取引の發生した日を記入し、摘要欄には元帳の勘定科目名を括弧に入れ借方の勘定科目は左方に、貸方の勘定科目は右方に記す。勘定科目を書いた下に日誌を略記する。

(b) 一の側の記入が二勘定以上に亘るときは、それ等二つの勘定科目は行を別にして記入し、これ等二つの勘定科目を記載した一行上か、又は一行下か對記の勘定科目と同一行に諸口と記入する。

(c) 一の取引と次の取引を區別するため、取引毎に摘要欄日誌略記の下に朱線を引く。

(d) 元丁欄には轉記された元帳の丁数を轉記終了後直ちに書き

込む。

(e) 金額欄は借方、貸方に分れ、勘定科目と同一行に各々の金額を記入する。

(f) 摘要欄の勘定科目は大きく行間の三分の二位に日誌略記はその行間の二分の一位に書く、諸口は科目より稍々小さく書く。

(ハ) 現金出納帳

現金の收支とその日々の残高とを明かにする帳簿にして現金勘定に對し補助的作用を爲す。現金の收支は如何なる企業に於ても其の度數多く、又現金はその取扱を慎重にするを要し常に在高を確め、帳簿と手元所有とが一致するや否やを確知するに容易ならしむることが肝要である。これ補助簿として現金出納帳を必要とする所以である。その形式に残高式と然らざるものがある。

現金出納帳

日附	摘要	収入	支出	残高

現金出納帳

日附	摘要	収入	日附	摘要	支出

摘要欄には現金が如何なる取引の結果として收支されたかを書

き、収入支出欄には各々その收支の金額、残高欄には取引發生毎にその残高を計算して記入するか、一日に一度最終の取引を記入する際同一行に其の日の残高を記入するかである。尙注意を要することは、現金出納帳に記入される金額は單に通貨のみではなく、一般に通貨と同等の通用力を持つもの又は通貨と直ちに交換し得るものを現金として記入することである。例へば受取小切手、國債證書の利札等である。故に現金出納帳に記載されてある其の日の残高は金庫中にある現金と必ずしも一致しない。又當座預金の出納をも同時に記入する如き形式もある。これを現金當座預金出納帳とも云ふ。但し當座預金の出入多き所にあつては別に當座預金出納帳を設ける。現金當座預金出納帳の形式を示せば次の如くである。

現金當座預金出納帳

日附	摘 要	收 入		日附	摘 要	支 出	
		現 金	當座預金			現 金	當座預金

現金當座預金出納帳の單純なる現金出納帳と異なる點は残高欄なき形式の収入支出欄を各々現金と當座預金とに分割したものに過ぎない。現金を當座口に振込みたるときはこの帳簿の収入の當座預金欄と、支出の現金欄とにその金額を記入し、同一帳簿にてこの取引

が處理される。又當座口から現金を引出したときも同様である。

(二) 仕入帳、賣上帳

仕入れた商品、販賣された商品を其の仕入原價、販賣値段を以て記入する帳簿にして、これに據つて仕入高、賣上高を知り、商品買入に係る損益の計算に資する。その形式は仕入帳、賣上帳ともに同一にして種々の形式あるも一般的のものを示せば次の如くである。

仕 入 帳

日附	摘 要	内 譯	金 額

賣 上 帳

日附	摘 要	内 譯	金 額

摘要欄には仕入先名、得意先名及び掛取引か、現金取引か、品名、數量、單價を記入する。内譯欄には同時に二種以上の商品取引が行はれたとき各種類別に金額を内譯記入し、その合計を金額欄に記入する。一時に一種の取引が発生したときは金額欄にのみ記入し

内譯欄には記入しない。金額記入の方式は兩帳簿共同一なれども仕入帳は仕入原價を以て賣上帳は販賣價格を以て記入することに注意するを要す。

又商品の仕入、賣上に際しては品違ひ其の他品質不良等の理由に依つて戻り品、戻し品を生ずることがある。賣上帳、仕入帳は實際賣上高、仕入高を知るために記入するのであるからこれ等戻り品、戻し品を控除せねばならぬ。斯る事件の多く發生する企業にあつては別に戻り品記入帳、戻し品記入帳を設けて期末に纏めて賣上帳、仕入帳から差引くが、餘り多く起らざる所では戻り品を賣上帳に朱記し、戻し品を仕入帳に朱記してこれ等の高を明かにし、純賣上高、純仕入高は黒書したものの合計から朱記した金額を差引いて計算することにしてゐる。戻り品、戻し品記入帳を設ける場合、その形式は賣上帳、仕入帳と同一である。

(ホ) 商品在高帳

商品在高帳は商品の現在高とその原價とを知るために設けられる帳簿にして、商品保管係又は倉庫係が各商品別にこれを作製する。形式は次頁の如くであり、受入、賣渡、殘高欄に依つて各々の數量、單價、金額を知ることが出来る。商品在高帳にあつては賣渡欄にも原價を以て記入することに注意すべきであり、この點賣上帳が賣價を以て記入するとは異なる。又同一商品にして受入の單價が異なるときは、それを其の儘記入し置き前の商品より順序に賣却されたことにするか、或は從來の單價と新單價とを平均して殘高の單價

とするか何れかの方法に依る。この商品在高帳、仕入帳、賣上帳に依つて一應は帳簿上にて販賣の損益計算が可能である。

商品在高帳

(商品名)

昭和 年	受 入 高			賣 渡 高			残 高		
	数 量	単 價	金 額	数 量	単 價	金 額	数 量	単 價	金 額

本章にて述べたる事項は決算前の複式簿記の組織の大略であるが、この外に補助簿として小口現金出納帳、手形記入帳、土地臺帳等がある。

記 入 例 示

- 5月1日 小山茶治郎現金 5,800.00 を元入し米穀商を始む。
- 2日 現金にて店用什器 200.00 を購入す。
- 3日 安田銀行と當座取引を結び現金 3,500.00 を預け入る。
- 4日 本石三等米 30 石を田村商店より @ 30.00 にて仕入れ。半額を現金にて支拂ひ残は掛とす。
- 5日 越後五等米 15 石を @ 29.00 にて村上商店より仕入れ。其の代金の内 135.00 を安田銀行宛小切手 #1 を振出し支拂ひ残は掛とす。
- 8日 本石三等米 15 石渡邊商店へ @ 30.00 にて賣渡し。其の代金の内 257.00 を現金にて受取り残は掛とす。
- 10日 田村商店への買掛金 450.00 に對し安田銀行宛小切手 #2 を振出し支拂を爲す。

- 5月11日 越後五等米10石を@ ¥29.⁰⁰にて本庄商店へ賣渡し、其の代金として三井銀行宛小切手#13を受取る。
- 12日 三井銀行宛小切手#13金額 ¥296.⁰⁰を當座預金と爲す。
- 14日 本石三等米10石小倉商店より@ ¥30.⁵⁰にて買入れ、其の代金に對し安田銀行宛小切手#3を振出し支拂ふ。
- 17日 本石三等米7石を@ ¥30.⁷⁰にて三浦商店へ賣渡しこれを積送し、其の代金は掛とす。尙運賃として ¥2.⁰⁰を現金にて支拂ふ。
- 18日 丹野良平氏に對し安田銀行宛小切手#4を振出し ¥500.⁰⁰の貸付を爲す。
- 21日 本石三等米15石を@ ¥30.⁸⁰にて本庄商店へ賣渡し、其の代金の内 ¥150.⁰⁰は三井銀行小切手#15にて受取り残は掛とす。
- 24日 村上商店への買掛金 ¥300.⁰⁰に對し安田銀行宛小切手#5を振出し、支拂を爲す。
- 26日 越後四等米20石を@ ¥30.¹⁰にて村上商店より仕入れ、其の代金の内 ¥300.⁰⁰は小切手#6を振出し支拂ひ残は掛とす。
- 27日 三浦後店より賣掛代金内拂として ¥150.⁰⁰を現金にて受取る。
- 28日 越後四等米8石を@ ¥30.⁶⁰にて長谷川商店へ賣渡し、其の代金を現金にて受取る。賣渡品の運送料として ¥1.⁵⁰を當方にて現金支拂を爲す。
- 29日 丹野良平氏に對する貸付金 ¥500.⁰⁰並びに其の利息 ¥2.⁴⁰を現金にて回収し直ちに當座預金とす。
- 31日 日本倉庫會社へ倉敷料として ¥6.⁵⁰を現金にて支拂ふ。
- 〃 日 本月份諸經費 ¥13.²⁰を現金にて支拂ふ。

仕 譯 帳

1

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
5	1 (現金) (資本金) 現金ヲ元入シ米穀商ヲ始ム	1	5,800.00	
		8		5,800.00
"	2 (什器) (現金) 店用什器現金購入	6	200.00	
		1		200.00
"	3 (當座預金) (現金) 安田銀行へ預ケ入ル	2	3,500.00	
		1		3,500.00
"	4 (商品) 諸口 (現金) (買掛金) 田村商店ヨリ本石三等米30石ヲ仕入レ半額現金掛残ハ掛トス	3	900.00	
		1		450.00
		7		450.00
		3	435.00	
"	5 (商品) 諸口 (當座預金) (買掛金) 村上商店ヨリ越後四等米15石仕入其代金ノ内一部當座掛残ヲ掛トス	2		135.00
		7		360.00
		3	435.00	
"	8 諸口 (商品) (現金) (買掛金) 渡邊商店へ本石三等米15石ヲ渡シ其ク代金ノ内一部現金ニテ受リ残ハ掛トス	3		457.50
		1	257.50	
		4	200.00	
		7	450.00	
"	10 (買掛金) (當座預金) 田村商店ノ買掛金ニ對シ小切手ヲ振出シ支拂フ	7	450.00	
		2		450.00
		次へ	11,742.50	11,742.50

2

仕 譯 帳

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
5 11	前ヨリ (現金)	✓ 1	11,742 50 296 00	11,742 50
	(商 品)	3		296 00
	越後米10石ヲ本庄商店へ賣渡シ 代金ハ三井銀行小切手ヲ13ニテ 受取ル	.		
" 12	(當座預金)	2	296 00	
	(現金)	1		296 00
" 14	三井銀行宛小切手ヲ13ヲ當預トス			
	(商 品)	3	302 00	
	(當座預金)	2		302 00
" 17	本石三等米10石小倉商店ヨリ買 入レ代金小切手ニテ支拂フ			
	(賣掛金)	4	214 90	
	(商 品)	3		214 90
	(運 賃)	10	2 00	
	(現金)	1		2 00
" 18	本石米7石ヲ三浦商店へ賣渡シ 代金ハ掛トス 外ニ運賃現金拂			
	(貸付金)	5	500 00	
	(當座預金)	2		500 00
" 21	丹野氏へ小切手料ヲ振出シ貸付			
	(現金)	1	150 00	
	(賣掛金)	4	312 00	
	諸口 (商 品)	3		462 00
" 24	本庄商店へ本石三等米15石ヲ賣 渡シ代金ハ一部現金受残ハ掛トス			
	(買掛金)	7	300 00	
	(當座預金)	2		300 00
	村上商店ノ買掛金ニ對シ小切手 料ヲ振出シ支拂フ			
	次へ		14,116 40	14,116 40

仕 譯 帳

3

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
5	前ヨリ	✓	14,115 40	14,115 40
	(商 品) 諸 口	3	602 00	
	(當座預金)	2		300 00
	(買掛金)	7		302 00
	越後四等米20石ヲ村上商店ヨリ 買入レ代金一部小切手拂残ハ掛 トス			
"	(現 金)	1	150 00	
	(賣掛金)	4		150 00
	三浦商店ヨリ賣掛金一部回収			
"	(現 金)	1	244 80	
	(商 品)	3		244 80
	(運 賃)	10	1 50	
	(現 金)	1		1 50
	長谷川商店へ越後四等米8石現 金賣分=運送料現金拂			
"	(當座預金) 諸 口	2	502 40	
	(貸付金)	5		500 00
	(受取利息)	9		2 40
	丹野氏ヨリ貸付金元利共現金ニ テ受取リ直チニ當預トス			
"	(倉 敷 料)	11	6 50	
	(現 金)	1		6 50
	本月分倉敷料現金支拂			
"	(雜 費)	12	13 20	
	(現 金)	1		13 20
	本月分諸経費現金支拂			
			15,635 80	15,635 80

1

現金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	1	資本金元入	1	5,800	00	5	2	什器購入代	1	200	00
"	8	商品賣上代	1	257	50	"	3	當座預金トス	"	3,500	00
"	11	"	2	296	00	"	4	商品仕入代	"	450	00
"	21	"	"	150	00	"	12	當座預金トス	2	296	00
"	27	賣掛金内受	3	150	00	"	17	逓貨支拂	"	2	00
"	28	商品賣上代	"	244	80	"	28	"	3	1	50
						"	31	倉敷料支拂	"	6	50
						"	"	諸経費支拂	"	13	20

2

當座預金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	3	現金預入	1	3,500	00	5	5	商品仕入代	1	135	00
"	12	小切手預入	2	296	00	"	10	買掛金支拂	"	450	00
"	29	貸付金元利受取	3	502	40	"	14	商品仕入代	2	102	00
						"	18	貸付金	"	500	00
						"	24	買掛金支拂	"	300	00
						"	26	商品仕入代	3	300	00

商品勘定

3

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	4	現金並 = 掛買	1	900	00	5	8	現金並 = 掛賣	1	457	50
"	5	當預並 = 掛買	"	435	00	"	11	現金賣	2	296	00
"	14	當預買	2	302	00	"	17	掛賣	"	214	90
"	26	當預並 = 掛買	3	602	00	"	21	現金並 = 掛賣	"	462	00
						"	28	現金賣	3	244	80

賣掛金勘定

4

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	8	商品掛賣	1	200	00	5	27	現金 = テ回収	3	150	00
"	17	"	2	214	90						
"	21	"	"	312	00						

貸付金勘定

5

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	18	小切手 = テ貸付	2	500	00	5	29	現金受直 = 當預	3	500	00

6 什器勘定

昭和年	摘 要	仕丁	金 額	昭和年	摘 要	仕丁	金 額
5 2	現金 = テ購入	1	200 00				

7 買掛金勘定

昭和年	摘 要	仕丁	金 額	昭和年	摘 要	仕丁	金 額
5 10	當預 = テ支拂	1	450 00	5 4	商品仕入	1	450 00
" 24	"	2	300 00	" 5	"	"	300 00
				" 26	"	3	302 00

8 資本金勘定

昭和年	摘 要	仕丁	金 額	昭和年	摘 要	仕丁	金 額
				5 1	現金元入	1	5,800 00

9 利息勘定

昭和年	摘 要	仕丁	金 額	昭和年	摘 要	仕丁	金 額
				5 28	現金受直 = 當預	3	2 40

運賃勘定

10

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5 17	現金ニテ支拂	2	2 00				
" 28	"	3	1 50				

倉敷料勘定

11

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5 31	現金ニテ支拂	3	6 50				

雑費勘定

12

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5 31	現金ニテ支拂	3	13 20				

現金當座預金出納帳

1

昭和 年	摘	要	收		入		昭和 年	摘	要	支		出	
			現	金	當座預金	當座預金				現	金	當座預金	當座預金
5	1	資本金トシテ元入	5,800	00			5	2	入	200	00		
"	3	安田銀行へ現金預入			3,500	00	"	3	安田銀行へ入	3,500	00		
"	8	商 賣 上 代	257	50			"	4	商 品 仕 入 代	450	00		
"	11	商品代三井銀行小切手受	200	00			"	5	商 品 仕 入 代			135	00
"	12	三井銀行小切手ヲ振込			200	00	"	10	三井銀行小切手ヲ預入トス			200	00
"	21	商 品 賣 上 代	150	00			"	12	三井銀行小切手ヲ預入トス				
"	27	三浦商店ヨリ賣掛金内受	150	00			"	14	商 品 仕 入 代			302	00
"	28	商 品 賣 上 代	244	80			"	17	運 賃 支 拂	2	00		
"	29	丹野氏ヨリ貸付金ノ元利受			502	40	"	18	丹野氏へ貸付			500	00
							"	24	三井村上商店へ買掛金支拂			300	00
							"	26	商 品 仕 入 代			300	00
							"	28	運 賃 支 拂	1	50		
							"	31	倉 庫 料 支 拂	0	50		
							"	"	租 費 支 拂	13	20		

仕 入 帳

1

昭 和 年	摘 要	内 譯	金 額
5	4 (田村商店) 諸口 本石三等米30石 @ ¥ 30. ⁰⁰		900 00
"	5 (村上商店) 諸口 越後四等米15石 @ ¥ 29. ⁰⁰		435 00
"	14 (小倉商店) 當預 本石三等米10石 @ ¥ 30. ⁵⁰		302 00
"	26 (村上商店) 諸口 越後四等米20石 @ ¥ 30. ⁵⁰		602 00

賣 上 帳

1

昭 和 年	摘 要	内 譯	金 額
5	8 (渡邊商店) 諸口 本石三等米15石 @ ¥ 30. ⁵⁰		457 50
"	11 (本庄商店) 現金 越後四等米10石 @ ¥ 29. ⁰⁰		290 00
"	17 (三浦商店) 掛 本石三等米7石 @ ¥ 30. ⁷⁰		214 90
"	21 (本庄商店) 諸口 本石三等米15石 @ ¥ 30. ⁸⁰		462 00
"	28 (長谷川商店) 現金 越後四等米8石 @ ¥ 30. ⁵⁰		244 80

1
商品在高帳
 本石三等米

昭和 年	受 入 高			引 渡 高			残 高		
	數量	單 價	金 額	數量	單 價	金 額	數量	單 價	金 額
5 4	30	30.00	900.00				30	30.00	900.00
" 8				15	30.00	450.00	15	30.00	450.00
" 14	10	30.20	302.00				{ 15 10	{ 30.00 30.20	752.00
" 17				7	30.00	210.00	{ 8 10	{ 30.00 30.20	542.00
" 21				{ 8 7	{ 30.00 30.20	451.40	3	30.20	90.60

2
越 後 四 等 米

昭和 年	受 入 高			引 渡 高			残 高		
	數量	單 價	金 額	數量	單 價	金 額	數量	單 價	金 額
5 5	15	29.00	435.00				15	29.00	435.00
" 11				10	29.00	290.00	5	29.00	145.00
" 26	20	30.10	602.00				{ 5 20	{ 29.00 30.10	747.00
" 28				{ 5 3	{ 29.00 30.10	235.30	17	30.10	511.70

第六章 決算

1. 總説

決算とは企業經營の損益を知り、その時の財政状態を明かにし、又諸帳簿を今期と次期とに區別するために施す諸手續である。決算は一定の期間を區切つて其の期間の最後に行はれるを常とする。この時期を決算期と云ふ。損益の計算は期間計算であり、これがためには凡ての帳簿を整理し、期間内に生じた各勘定の價値の變動を調査せねばならぬ。財政状態の表示は對象計算に依つて知ることが得るが、これも損益の計算と同時期に行ふことが凡ての點で利便が多い。

決算を爲すには先づ其の結果を正確ならしめるために諸種の準備工作が必要である。これを決算の豫備手續と云ふ。即ち各勘定に記入されてゐる金額が果して正しきものであるかどうかを検する試算表の作成並びに實在する資産の價値と帳簿價格とが一致するか否かを檢し異なる場合に行ふ價値修正記入(減價償却、棚卸評價)等がこれである。

この豫備手續が終了し帳簿の金額が實在の資産負債の價値と一致した所で初めて決算の本手續を行ふのである。本手續に於ては諸帳簿の締切り、決算諸表の作成を行ひ、これ等に依つて其の期の純損益と決算日の財政状態とが明かになるのである。

2. 試 算 表

試算表とは決算の豫備手續として元帳への記入が正確であるかどうかを検査するために調製されるものである。これは複式簿記の貸借平均の理を應用したもので、若し勘定記入に誤りがなければ試算表借方と貸方とは必ず一致せねばならない道理である。

元來仕譯帳から元帳への轉記は殆んど機械的に行はれ、その間に何等の思考もさしはさまない。故に時にはその轉記が故意又は過失に依つて誤り爲されることがある。若し誤記脱漏あるとき、これを訂正せずに決算を行ふときは正確なる結果を得ることは出來ない。試算表は元帳締切前に轉記が正しきか否かを檢して、元帳に誤記脱漏あればこれを訂正記入し、正しき決算を爲さしめるために作成する表である。

元帳への記入は何れも仕譯帳を通して行はれ、如何なるときでも複記入が行はれてゐるため、元帳總體の合計は貸借平均しなければならぬ。換言すれば各勘定の残高は資産、負債、資本、損益の額を現はすものであり、その合計は $A=K+P$ の原理から、貸借一致しなければならない。この貸借の合計が一致せないときは、元帳記入の何處かに誤りがあるのである。斯る場合には仕譯帳其の他の補助簿と照合してその誤を發見し、訂正するを要する。元帳總體の合計を以て作製するものを合計試算表と云ひ、残高を以てするものを残高試算表と云ふ。これ等合計と残高との双方を以て作製するを合

計残高試算表と云ふ。合計試算表、残高試算表の雛形を前の取引例に依つて示せば次の如くである。

合計試算表

昭和 年 五月三十一日

借方合計金額	元丁	勘定科目	貸方合計金額
6,893 30	1	現金	4,463 20
4,298 40	2	當座預金	1,987 00
2,239 00	3	商品	1,675 20
726 90	4	賣掛金	150 00
500 00	5	貸付金	500 00
200 00	6	什器	—
750 00	7	買掛金	1,052 00
—	8	資本金	5,800 00
—	9	利息	2 40
3 50	10	運賃	—
6 50	11	倉庫料	—
134 20	12	雑費	—
15,635 80			15,635 80

殘 高 試 算 表

昭和 年 五月三十一日

借方殘高金額	元 丁	勘 定 科 目	貸方殘高金額
2,429	10	1 現 金	—
2,311	40	2 當 座 預 金	—
563	80	3 商 品	—
576	90	4 賣 掛 金	—
—	5	5 貸 付 金	—
200	00	6 什 器	—
—	7	7 買 掛 金	302.00
—	8	8 資 本 金	5,800.00
—	9	9 利 息	2.40
3	50	10 運 賃	—
6	50	11 倉 敷 料	—
13	20	12 雜 費	—
6,104	40		6,104.40

3. 棚卸

決算の豫備手續として決算時の資産負債に就いて其の數量價額を實地に検査し、帳簿價額を修正することを棚卸と云ふ。嚴密に云へば棚卸は凡ての資産負債に就いて行はれねばならぬが、負債は其の額一定してゐて支拂額の變化することは殆んどない。故に棚卸とは資産を實地に検査することである。元來棚卸とは決算時に企業の有する商品を棚より卸して檢する所から斯く稱せられたのであるが苟しくも資産なる以上商品たると否とを問はず、又有形資産たると無形資産たるとを問はず凡てその數量、價額を實際にあつて檢することを總稱する（但し現金當座預金は其の性質上棚卸の必要がない）。資産は原則として獲得したる當時の原價を以て記帳されてゐるが、何時も其の價値を維持するものではない。種々の原因に依つて數量、價額に變化を來すものである。例へば震火災、盜難紛失等に依つてその數量と價値とを減じ、又數量の減じない時に於ても市價の變動に依つて價値に變化を來す。これ等の内營業中その變動明かなるものは其の都度記帳し、價額の修正を爲すが必ずしも常に明かなものではない。又價額の減じたること明なるもこれをその都度に修正することが記帳技術上困難なる場合がある。例へば使用してゐる建物、機械、什器等は價値が時々刻々減じてゐること明かであるが、これを其の時々修正することは到底不可能である。斯るものは期末に纏めて價値の修正を行ふのである（減價償却と云ふ）。以上の如く帳

簿価額を修正するためには實地に資産を検討しなければならない。棚卸を爲すときは棚卸表を調製してこれに記録すると同時に元帳勘定の價額を修正する。棚卸表に記載する價格は商品にあつては原則として原價を以てし、若し決算時の價格が原價より低きときはその時の價格を以てする。固定資産(土地を除く)及び什器は原價よりその時までの減價を差引いた額、貸付金貸掛金は回収不能のものを差引いた額を以て記入する。棚卸に際して價額の修正を行ふ場合は、これを損益として集合損益勘定にて處理する。但し減價償却は減價償却費勘定を設けることがある。前の取引例に依り什器に對し5%の減價償却を行ひ、商品は原價にて評價し、損益の修正なきものとして棚卸表を調製すれば次の如くである。(註)

卸 棚 表

昭和 年 五月三十一日

科 目	摘 要	金額
商 品	本石三等米 3石 @ 至 30.60	90 60
	越後四等米 17石 @ 至 30.10	511 70
賣 掛 金	渡 邊 商 店	200 00
	三 浦 商 店	64 90
	本 庄 商 店	312 00
什 器	店 用 器 具 一 式	200 00
	(差引) 減價償却高	30 00
		1,369 20

(註) 棚卸の外に損益として既に收支したるも、この期間の眞の損益でなきもの、又は未だ損益としての收支なきも、この期間の損失に屬すべきものがある。斯る損益は損益勘定を吟味して修正記入を爲さねばならぬ。例へば保険料として次期負擔分まで今期に支出し、割引料として次期分まで受取りある場合等である。

4. 帳簿の締切

決算の本手續の第一として元帳諸勘定口座の締切を爲し、次へて其の他の諸帳簿の締切を行ふ。勘定の締切りには英米式と大陸式との二方法があるがこゝでは一般の締切法として英米式に就て説明を爲し大陸式締切法は後述することとする。

勘定の締切を爲す順序として、先づ損益に屬する勘定と期末棚卸其の他に依つて生じた損益の修正項目を、新たに設けた集合損益勘定へ振替記入を行ふ。損益に屬する勘定とは各損益勘定と混合勘定たる商品勘定である。こゝでは先の記帳例題に依つて決算締切の説明を行ふ。

商品勘定は借方には仕入時の原價を以て記入されるが販賣のときは原價でなく賣價を以て貸記する。故に貸方に記入される額は混合取引であり其の中には商品の原價と販賣損益とが含まれてゐる。これを分析し其の各々を發見するには仕入帳に依つて仕入高を知り、商品在高帳の残高又は棚卸表に依つて決算時の商品在高(商品棚卸高)を確め、その仕入高と期末棚卸高との差額を賣上原價と看做す。而してこの賣上原價と賣上高とに依つて販賣損益を發見するのであ

る。商品棚卸高は實在の商品在高であり、次期に繰越される高である。

前期繰越高 + 当期仕入高 = 賣上原價 + 棚卸高

前期繰越高 + 当期仕入高 - 棚卸高 = 賣上原價

簿記の勘定形式としては前の式が用へられる。

而して 賣上原價 + 販賣利益 = 賣上高

又は 賣上原價 = 賣上高 + 販賣損失

であり、販賣損益は集合損益勘定へ振替へられ、前の説明では

商品勘定 ¥ 38.50 集合損益勘定 ¥ 38.50

販賣損失發生の場合は

集合損益勘定 ××× 商品勘定 ×××

3 商品勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	4 現金拂ト掛	1	900.00	5	8 現金並ニ掛賣	1	457.50
"	5 小切手拂ト掛	"	425.00	"	11 現金賣	2	296.00
"	14 小切手拂	2	302.00	"	17 掛賣	"	214.90
"	26 小切手拂ト掛	3	602.00	"	21 現金並ニ掛賣	"	462.00
"	31 集合損益勘定へ		38.50	"	28 現金賣	3	244.80
				"	31 (次期繰越高)	✓	(602.30)
			2,277.50				2,277.50
6	1 前期繰越高	✓	602.50				

次に什器其他固定資産の減價償却費を集合損益勘定へ振替へる。

(借) 集合損益 ¥10.00
 (減價償却費) (貸) 什器 ¥10.00

什器勘定 6

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	2 現金拂	1	200.00	5	31 (次期繰越)	✓	190.00
					集合損益勘定へ		10.00
			200.00				200.00
6	1 前期繰越高	✓	190.00				

次に損益に関する勘定の金額を集合損益勘定へ振替へるには、各勘定の残高を全部その儘振替記入をなせばよい。これで当期損益に関する集計が出来、集合損益勘定の借方、貸方の差額が当期の純損益となる。この手續に依つて損益に属する各勘定は締切られる。

(借) 利息勘定 ¥2.40 (貸) 集合損益勘定 ¥2.40

(借) 集合損益勘定 ¥23.20 (貸) 運賃勘定 ¥3.50
 倉敷料勘定 ¥6.50
 雑費勘定 ¥13.20

利息勘定 9

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	31 集合損益勘定へ		2.40	5	28 現金受直=預入	3	2.40

10 運賃勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	現金拂	2	2.00	5	集合損益勘定へ		3.50
"	"	3	1.50				
			3.50				

11 倉敷料勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	現金拂	3	6.50	5	集合損益勘定へ		6.50

12 雑費勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	現金拂	3	13.20	5	集合損益勘定へ		13.20

13 集合損益勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	諸口(營業費)		23.20	5	商品販賣益		38.50
"	什器減價償却		10.00	"	受取利息		2.40
"	資本金勘定へ (純利益)		7.70				
			40.90				40.90

集合損益勘定の純損益は資本金の増減であるから個人商店の簿記にあつては資本金勘定へ振替へて正味資本金高を表はす必要がある。これで集合損益勘定も締切られる。

(借) 集合損益勘定 ¥ 7.70 (貸) 資本金勘定 ¥ 7.70

資 本 金 勘 定 8

昭和年	摘	要	仕	金	昭和年	摘	要	仕	金
			丁	額				丁	額
5	31	(次期繰越)	√	5,807.70	5	1	現金元入高	1	5,800.00
						"			7.70
				5,807.70					5,807.70
					6	1	前期繰越	√	5,807.70

次に損益に關係なき諸勘定及び損益計算を終へたる資産、負債、資本勘定の締切は各残高を不足側に朱記し勘定口座の貸借を平均せしめ、その朱記せる残高を次期に繰越すことに依つて帳簿締切が完了する。英米式締切法に於ては締切と同時に次期の帳簿開始手續がなされること、商品勘定、什器勘定、資本金勘定にて示せるが如くである。締切と同時に帳簿開始手續を行ふことは一種の略式にして元帳へは仕譯帳を経由して記入されると云ふ原則に反するものである。然し乍らこの手續は簡便なるため廣く一般に採用されてゐる。而して資産負債勘定の締切を行へば次の如くである。

1 現金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	1 資本金元入	1	5,800 00	5	2 什器購入	1	200 00
"	8 商品賣上代	"	257 50	"	3 當座預金預入	"	3,500 00
"	11 " "	2	296 00	"	4 商品仕入	"	450 00
"	21 " "	"	150 00	"	12 當座預金預入	2	236 00
"	27 掛代金内受	3	150 00	"	17 運賃支拂	"	2 00
"	28 商品賣上代	"	244 80	"	28 " "	3	1 50
				"	31 倉敷料支拂	"	6 50
				"	" 諸経費支拂	"	13 20
				"	" (次期繰越)	✓	2,429 10
			6,898 30				6,898 30
6	1 前期繰越	✓	2,429 10				

2 當座預金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
5	3 現金預入	1	3,500 00	5	5 商品仕入	1	135 00
"	12 三井銀行小切手	2	296 00	"	10 買掛金支拂	"	450 00
"	29 現金預入	3	502 40	"	14 商品仕入	2	302 00
				"	18 貸付金	"	500 00
				"	24 買掛金支拂	"	300 00
				"	26 商品仕入	3	300 00
				"	31 (次期繰越)	✓	2,311 40
			4,298 40				4,298 40
6	1 前期繰越	✓	2,311 40				

賣掛金勘定

4

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	8	商品掛賣	1	200	00	5	27	現金受	3	150	00
"	17	"	2	214	90	"	31	(次期繰越)	✓	576	90
"	21	"	"	312	00						
				726	90					726	90
6	1	前期繰越	✓	576	90						

貸付金勘定

5

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	18	小切手=テ貸付	2	500	00	5	29	現金受直=當預	3	500	00

買掛金勘定

7

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
5	10	當預=テ支拂	1	450	00	5	4	商品仕入	1	400	00
"	24	"	2	300	00	"	5	"	"	300	00
"	31	(次期繰越)	✓	302	00	"	26	"	3	302	00
				1,052	00					1,052	00
						6	1	前期繰越	✓	302	00

以上諸勘定の残高は、貸借対照表に集録されて決算時の財政状態を表はすことになる。次に仕譯帳の締切は左右兩欄の合計を取ればよい。貸借各々の合計は當然一致する。これが終了すれば補助簿即ち仕入帳、買上帳、現金出納帳、商品在高帳の締切を爲す。以下の如くである。

仕入帳

1

昭和年	摘要	内課	金額
5	4 (田村商店) 諸口 本石三等米30石 @ ¥ 30.00		900 00
"	5 (村上商店) 諸口 越後四等米15石 @ ¥ 29.00		435 00
"	14 (小倉商店) 當預 本石三等米10石 @ ¥ 30.20		302 00
"	26 (村上商店) 諸口 越後四等米20石 @ ¥ 30.10		602 00
			<u>2,239 00</u>

賣上帳

1

昭和年	摘要	内課	金額
5	8 (渡邊商店) 諸口 本石三等米15石 @ ¥ 30.50		457 50
"	11 (本庄商店) 現金 越後四等米10石 @ ¥ 29.60		296 00
"	17 (三浦商店) 掛 本石三等米7石 @ ¥ 30.70		214 90
"	21 (本庄商店) 諸口 本石三等米15石 @ ¥ 30.80		462 00
"	28 (長谷川商店) 現金 越後四等米8石 @ ¥ 30.60		244 80
			<u>1,675 20</u>

商品在高帳

1

本石三等米

昭和 年	受 入 高			引 渡 高			残 高		
	數量	單價	金額	數量	單價	金額	數量	單價	金額
5 4	30	30.00	900.00				30	30.00	900.00
" 8				15	30.00	450.00	15	30.00	450.00
" 14	10	30.20	302.00				{ 15 10	{ 30.00 30.20	752.00
" 17				7	30.00	210.00	{ 8 10	{ 30.00 30.20	542.00
" 21				{ 8 7	{ 30.00 30.20	451.40	3	30.20	90.60
" 31)			粗卸	{ 3	{ 50.20	90.60			
	40		1,202.00	40		1,202.00			
6 1	3	30.20	90.60				3	30.20	90.60

2

越後四等米

昭和 年	受 入 高			引 渡 高			残 高		
	數量	單價	金額	數量	單價	金額	數量	單價	金額
5 5	15	29.00	435.00				15	29.00	435.00
" 11				10	29.00	290.00	5	29.00	145.00
" 26	20	30.10	602.00				{ 5 20	{ 29.00 30.10	747.00
" 28				{ 5 3	{ 29.00 30.10	235.30	17	30.10	511.70
" 31)			粗卸	{ 17	{ 30.10	511.70			
	35		1,037.00	35		1,037.00			
6 1	17	30.10	511.70				17	30.10	511.70

5. 決算諸表の調製

決算諸表とは決算に依つて得たる結果を記載するもの、總稱にして損益計算書、貸借對照表、財産目錄これである。これ等諸表を調製することは、これに據つて企業の一定期間の損益並びに決算時の財政状態を一目瞭然たらしめ、以て投資者、債權者並びに第三者に企業の内容を明示し、併せて企業經營將來の參考資料たらしめるにある。

(1) 損益計算書

損益の總計算即ち一定期間の純損益の算定は、集合損益勘定にても知ることを得、又勘定締切に依り其の殘高に依る貸借對照表の資産、負債、資本にて明かにすることが出来る。然し前者に依る方法は未だ系統的でなく、雜然として一見明瞭たるを得ない。又後者にあつては如何なる所に如何にして損益が発生せるかを明かにし得ない。こゝに於て系統的な損益計算書なるものを作成し、損益の據つて發生する所を明かにし、企業の如何なる所に利益が生じ、如何なる所で損失を被むつてゐるかを明かにし、當期の純損益を確定し、併せて將來への經營の一助とも爲すのである。損益計算書の作成には各損益關係勘定、仕入帳、賣上帳並びに棚卸表等に其の材料を求める。即ち商品勘定から前期繰越高を、仕入帳から當期の純仕入高を摘出し、賣上帳に依つて當期の純賣上高を、棚卸表に依つて決算時に於ける手許商品在高を知り、繰越高と仕入高の合計から手許商

品在高を差引いて当期賣上原價を求める。而して当期販賣高と賣上原價とに依つて販賣損益を算定し、これに他の損益に關する勘定より各損益額を集めて計算を行ふのである。その形式を示せば次の如くである。

損益計算書

自昭和 年五月 一日

至昭和 年五月三十一日 小山商店

損 失 之 部			利 益 之 部		
摘 要	金 額		摘 要	金 額	
營 業 費			商 品 賣 上 高		1,675 20
運 賃	3 50		商 品 賣 上 原 價		
倉 庫 料	6 50		當 期 仕 入 高 及 繰 越 高	2,239 00	
雜 費	13 20	2 20	期 末 棚 卸 高	602 30	1,636 70
減 價 償 却 費			商 品 販 賣 益		38 50
建 物	0		收 益		
什 器	10 00	10 00	受 入 利 息		2 40
當 期 總 損 費		33 20	當 期 總 收 益		40 90
(當 期 純 利 益)		(7 70)			
		40 90			40 90

(□) 貸借對照表

期間計算である損益計算以外に企業の活動に参加してゐる資産、負債、資本の或一定時(多くは決算時)に於ける靜的狀態を觀察することは經營者及投資者に採つても、企業に信用を與へてゐるものに採つても將又企業と利害關係ある第三者に採つても必要なることで

ある。斯く一定時の資産、負債、資本の静的状態を財政状態と云ひ、この財政状態を表はすものに貸借対照表がある。貸借対照表は一名残高表とも云はれ、各勘定の残高を集計した表とも云へる。然し乍ら各勘定の残高を全然無考察の儘集めたものではなく、決算時に於てこれ等残高に對して再評價を行ひ、價值に所要の修正を施し、内容も單に勘定の残高を勘定名毎に羅列したのではなく、これ等を一定の形に當筋め同一種の勘定は一纏めとし、秩序正しく明瞭に記載した表である。貸借対照表は一定時の資産、負債、資本を表はすものであるが、經營の成果である損益も亦これに依つて計算される。この損益は損益計算書に依つて得たる純損益と必ず一致する。貸借対照表の形式は種々あるが、こゝには勘定式のものを例示する。

第 期 末 貸 借 対 照 表

昭和 年五月三十一日現在

借 方 (資産の部)		金 額	貸 方 (負債資本の部)		金 額
現 金		2,429.10	買 掛 金		302.00
當 座 預 金		2,311.40	資 本 金		5,807.70
賣 掛 金		576.90	現在資本金	5,807.70	
商 品		602.30	期首資本金	5,800.00	
什 器		190.00	当期利益金	7.70	
		6,109.70			6,109.70

(八) 財 産 目 録

財産目録とは資産負債の総目録である。これが調製は商法第二十六條に依つて強制され、記載すべき事項は資産負債の凡てに亘る細目であり、貸借対照表の如く勘定科目毎に纏めて記載することは許されない。資産、負債の凡てを網羅して其の種類、性質、數量、期限、價額を詳細に記載するを要する。故にこの目録は常に尨大なる表となる。これが調製は原則として實地棚卸の價格に據るが帳簿にて正確なる價值を知り得るものは帳簿價格に依る。次にその雛形を示さん。

財 産 目 録

昭和 年五月三十一日現在 小 山 商 店

勘 定 科 目	摘 要	内 訳	金 額
現 金			2,429.10
當 座 預 金	安 田 銀 行		2,311.40
賣 掛 金	渡 邊 商 店	200.00	
	三 浦 商 店	64.90	
	本 庄 商 店	312.00	576.90
商 品	本石三等米 3石 @ 至 30.20	90.60	
	越後四等米 17石 @ 至 38.10	511.70	602.30
什 器	購 入 原 價	200.00	
	(差引) 當期減價償却費	10.00	190.00
	資 産 合 計		6,109.70
買 掛 金	村 上 商 店		302.00
	負 債 合 計		302.00
	現 在 資 本 金		5,807.70
			6,109.70

記帳第一例題



1. 商品勘定は分割せず総合勘定とす。
2. 仕入先、得意先は個別勘定とす。
3. 決算に際しては貸借対照表、損益計算書を作成すべし。

5月1日 現金 ¥5,000.00 を元入して綿織物商を始む。

3日 店用什器一式 ¥560.00 を現金にして購入す。

7日 東京綿布會社より下記商品の仕入を爲し、その代金は現金拂とす。

小巾綿布 知多晒並三等 500反 @ ¥4.40 ¥2,200.00

10日 横山商會より下記商品の仕入を爲し、代金は掛とす。

久留米餅 並アラレ 150反 @ ¥19.00 ¥2,850.00

13日 高田商會より下記商品を仕入れ、その代金の内 ¥242.50 は現金にて支拂ひ残は掛とす。

小巾新モス 紅屋福印白 350反 @ ¥1.55 ¥542.50

16日 青木商店へ下記商品を現金にて賣渡す。

小巾綿布 知多晒並三等 150反 @ ¥4.80 ¥750.00

久留米餅 並アラレ 50反 @ ¥19.50 ¥975.00

20日 横山商店に對する買掛金の内 ¥1,850.00 を現金にて支拂ふ。

24日 齋藤商店へ下記商品を賣渡し、その代金の内 ¥556.50 を現金にて受

取り残は掛とす。

久留米餅 並アラレ 45反 @ ¥19.70 ¥886.50

小巾新モス 紅屋福印白 150反 @ ¥1.80 ¥270.00

尙商品積送運賃は當方持とし、¥15.00を現金にて支拂ふ。

5月26日 三浦商店へ下記商品を賣渡し、代金は掛とす。

小巾綿布 知多晒並三等 160反 @ ¥4.90 ¥784.00

小巾新モス 紅屋福印白 140反 @ ¥1.75 ¥245.00

29日 横山商會より下記商品を仕入れ、代金は掛とす。

久留米餅 並アラレ 100反 @ ¥19.20 ¥1,920.00

30日 横山商會へ買掛金の内 ¥1,500.00を現金にて支拂ふ。

31日 本月份諸経費を現金にて支拂ふ。

給料 ¥60.00 家賃 ¥40.00 雑費 ¥15.00

6月2日 高田商會より下記商品の仕入を爲し、代金は掛とす。

小巾新モス 紅屋福印白 200反 @ ¥1.60 ¥320.00

5日 齋藤商店より買掛金の内 ¥500.00を現金にて回収す。

8日 菅井商店へ下記商品を賣渡し、代金は掛とす。

小巾綿布 知多晒並三等 90反 @ ¥4.90 ¥441.00

11日 東京綿布會社より下記商品の仕入れを爲し、代金は現金拂とす。

小巾綿布 知多晒並三等 200反 @ ¥4.50 ¥900.00

14日 高田商店へ買掛金の内 ¥300.00を現金にて支拂ふ。

17日 齋藤商店へ下記商店を賣渡し、代金の半額は現金にて受取り残は掛とす。

小巾綿布 知多晒並三等 150反 @ ¥4.80 ¥720.00

- 久留米絹 並アラレ 70反 @ ¥20.00 ¥1,400.00
- 6月20日 店主私用のため営業より ¥1,000.00を現金にて引出す。
- 22日 菅井商店へ下記商品を賣渡し、代金は掛とす。
 小巾新モス 紅屋福印白 60反 @ ¥1.80 ¥103.00
- 25日 青木商店へ下記商品を賣渡し、代金は現金にて受取る。
 小巾縮布 知多晒並三等 50反 @ ¥5.00 ¥250.00
 小巾新モス 紅屋福印白 60反 @ ¥1.90 ¥114.00
 尚積送運賃は當方持とし ¥7.00を現金にて支拂ふ。
- 27日 下記商店より賣掛金を現金にて回収す。
 齋藤商店 ¥560.00 三浦商店 ¥600.00 菅井商店 ¥420.00
- 28日 下記商會に對し現金にて、買掛金の内拂を爲す。
 横山商會 ¥800.00 高田商會 ¥200.00
- 30日 本月分諸経費を現金にて支拂ふ。
 給料 ¥70.00 家賃 ¥40.00 雜費 ¥18.00
- 30日 本日決算を行ふ。
1. 商品棚卸高下記の如し。
 小巾縮布 知多晒並三等 100反 @ ¥4.50 ¥450.00
 久留米絹 並アラレ 85反 @ ¥19.20 ¥1,632.00
 小巾新モス 紅屋福印白 140反 @ ¥1.60 ¥224.00
2. 什器減價償却高 ¥28.00

合 計 試 算 表

昭 和 年 6 月 30 日

借 方	元 丁	勘 定 科 目	貸 方
10,795 50	1	現 金	9,817 50
1,660 00	2	齊 藤 商 店	1,060 00
1,029 00	3	三 浦 商 店	650 00
549 00	4	菅 井 商 店	450 00
8,732 50	5	商 品	6,943 50
560 00	6	什 器	—
4,150 00	7	横 山 商 會	4,770 00
500 00	8	高 田 商 會	620 00
1,000 00	9	委 本 金	5,000 00
150 00	10	給 料	—
22 00	11	運 賃	—
80 00	12	家 賃	—
33 00	13	雜 費	—
29,241 00			29,241 00

第七章 勘定科目總論

1. 勘定及勘定科目の意義

勘定とは各種資産負債資本の金錢的價値の増減變化を秩序正しく左右相對照して記録計算することである。一般に勘定とは計算と同義語に解され、簿記上の勘定も亦一種の計算方法である。然れども世上一般に觀念される勘定とは少しく其の意義を異にし、簿記上の勘定は或特定の形式に依つて爲される特殊計算と云ふことが出来る。即ち各種資産、負債、資本を其の性質に應じて分類し、その部類種目に生じたる價値の増減變化を一定の方式に従つて増加を一方に減少を他方に記入して取引の結果を明かにする計算方法である。斯く部類種目に分類されたる各々を勘定科目と云ふ。而してこれ等勘定科目に屬する取引を計算する帳簿上の場所を勘定口座と云ふ。故に簿記の勘定とは勘定口座に於て勘定科目毎に計算することである。又勘定は決して減算を行はない。各科目に就き、其の増加と減少、或は發生と消滅とを各別々の側に記入し、決して減算の形式を採らないのである。

例へば、(1) 現金 ¥ 10,000.00 を元入し營業を開始す、(2) 現金 ¥ 2,000.00 にて商品を購入す、(3) 商品 ¥ 1,500.00 を現金にて賣渡す、(4) 商品 ¥ 3,000.00 を現金にて購入す、(5) 雜費 ¥ 50.00 現金拂、(6) 給料 ¥ 150.00 現金拂、(7) 現金 ¥ 600.00 を貸付く、(8) 右貸付金の利息 ¥ 6.00 を現金にて受取る、を

る現金取引に於て現金勘定口座を起して記録計算すれば次の如くであり、決して減算を行はない。この計算法に依れば記録が單純となり、誤謬に陥ることが少ない。

(借 方)		現 金 勘 定	(貸 方)	
1. 元 入	10,000.00		2. 商 品 仕 入	2,000.00
3. 商 品 賣 渡	1,500.00		4. " "	3,000.00
8. 受 取 利 息	6.00		5. 雜 費 支 拂	50.00
			6. 給 料 支 拂	150.00
			7. 貸 付 金	600.00
			(手 許 在 高	5,606.00)
		11,506.00		11,506.00

2. 勘定の設定

資産、負債、資本(損益も含む)は各々其の性質種類に應じて勘定科目に分類される。而して企業の會計を處理するため必要な勘定科目を定めることを勘定の設定と云ふ。勘定の設定は企業の性質、規模の大小に依り自ら其の分類の方式を異にする。例へば或種類の取引は其の發生度數多く、又他のものは極めて少ないことも考へられる。取引度數の多き部類には勘定科目を細分して記入計算するを必要とし、取引度數少きものは總括的に纏めて計算してもよい。故に勘定の設定はこれを劃一的に規定することは出来ない。

3. 勘定科目の種類

勘定科目は種々の觀點から分類することが出来る。即ち次の如くである。

(イ) 資産勘定、負債勘定、資本勘定

この分類は企業の價値が如何なる方面に投下せられてゐるか、またこれ等は如何なる方面より入り來れるものかに據るものである。而して勘定の設定は多くこの分類に依り大別せられ、更にこれを根據として細分されるのである。資産勘定とは企業の有する資産の増減變化を記録する勘定である。故にその増加は借方に減少は貸方に記入され、残高は必ず借方に存在する。資産には流動資産、營業資産、固定資産があり、流動資産を處理する勘定科目には現金勘定、買掛金勘定、當座預金勘定、受取手形勘定等がある。營業資産を處理するものには商品、積送品、未着品の諸勘定があり、固定資産に屬する勘定は什器造作、運搬具、土地建物の諸勘定に分れる。

負債勘定とは企業が借り受けてゐる債務を處理する勘定にして、負債も流動負債と固定負債とに分つことが出来る。前者に屬する勘定には支拂手形、買掛金勘定があり、後者を處理する勘定には借入金、社債勘定がある。

資本勘定とは資本主の企業に投下したる資本金及損益に屬するものを處理する勘定にして、資本金勘定、諸積立金勘定及び諸種の損益勘定（販賣損益、販賣費、利息、運賃、保険料、倉敷料、集合損

益勘定等)がこれに属する。

(ロ) 人名勘定、非人名勘定

企業の對人取引、多くの場合得意先、仕入先との貸借関係を處理する勘定を人名勘定と云ひ、其の他の勘定を非人名勘定と云ふ。人名勘定は債權の勘定と、負債の勘定とに分たれる。自己資本の勘定を負債勘定であると云ふ者もあるが前述の如く資本と負債とはその性質を異にし、資本を負債勘定の中を含めることは妥當ではない。人名勘定、非人名勘定の分類は簿記の未だ發達せざる段階に於て必要であつたが複式簿記にあつてはさして必要なる分類ではない。

(ハ) 實在勘定、名目勘定

これは計算對象が具體的價値であるか、抽象的價値であるかに依る區別にして、實在勘定とは資産、負債を處理する勘定であり、名目勘定とは資本、損益を處理する諸勘定である。然し資本勘定も對資本主との貸借關係であると見る場合は實在勘定となる。

(ニ) 貸借對照表勘定、損益勘定

この分類は決算に際してその殘高が貸借對照表に記入せられるか、損益計算表に記入されるかに據るものである。貸借對照表勘定に屬する諸勘定の殘高は期末に貸借對照表に表はれて、其の時の事業の財政狀態を明かにし、損益勘定に屬する諸勘定の殘高はその營業年度の損益計算の材料となるものである。然しこの分類法は嚴密なるものではない。即ち混合勘定は貸借對照表にも損益計算表にも關係ある勘定であり、商品勘定並びに期末に於て減價償却を必要と

する什器建物、器具の諸勘定等がこれである。

(ホ) 借方勘定、貸方勘定

これは残高が常に借方にあるか貸方にあるかに依る區別法である。資産勘定は残高が常に借方にあるため借方勘定であり、負債勘定と資本勘定とは残高が常に貸方にあり、貸方勘定である。然し残高は必ずしも常に一方にのみ存在するものとは限らない。或勘定には時には残高が借方にあり、時には貸方に来る場合がある。例へば當座預金勘定は多くの場合借越も同一口座にて處理する。當座口に資金のあるときは借方残高であり、借越を生じたときは貸方残高となる。又集合損益勘定を初め他の損益に關する勘定も之の残高が時には借方に、ときには貸方に存する。只集合損益勘定以外の損益勘定は記入を單純ならしむるため、残高を一方に存在せしめる様勘定を設定することが必要である。

(ヘ) 個別勘定、綜合勘定

これは勘定の從屬關係から見たる分類法である。下位の勘定を有するものを綜合勘定と云ひ、上位の勘定の下にあり又下位の勘定を有せざる勘定を個別勘定と云ふ。例へば取引先との貸借を記録する賣掛金、買掛金勘定は得意先、仕入先の人名勘定に對して綜合勘定であり、人名勘定は個別勘定である。又集合損益勘定、決算残高勘定は綜合勘定であり、個々の損益勘定は個別勘定である。綜合勘定は個別勘定と同時に記入されるものと一定時例へば決算時等に纏めて記入されるものがある。

(ト) 評 價 勘 定

これは専ら他の勘定を評價するために設けられた勘定にして又従たる勘定とも云はれ、獨立して存在することはない。主たる勘定の眞の價值を知るにはこの評價勘定の額を主たる勘定から差引き又は加算しなければならない。例へば建物什器勘定に對する減價償却準備金勘定、資本金勘定に對する未拂込資本金勘定等がこれである。

(チ) 對 照 勘 定

對照勘定は現實なる價值の存在を表はすものではなく、多く備忘の意味にて貸借對照表に借方側と貸方側とを對照せしめて記入するものである。而してこの勘定の借方と貸方とは同時に發生し同時に消滅し、その金額も常に同一である。貸方のみ又は借方のみに獨立には決して存在せず、必ず互にその對照たる勘定を隨伴する。例へば手形を裏書讓渡し、又は割引したる場合には受取手形の減少消滅であるが、裏書人は猶この手形に對し不渡となりたる時の償還義務を負擔してゐる。この償還義務は現實の負債ではなく、過發的債務である。手形の讓渡に際しては、斯る義務を全然表はれない方法もあるが償還義務を負ふことを明かにするため、手形裏書義務勘定を設けてこれに貸記する。然しこれは現實の負債ではなく過發的債務を備忘の意味で記載したに過ぎないことを表はすため、手形裏書義務見返勘定を設定してこれに借記して置く。斯くするときは手形の讓渡も償還義務の負擔をも明かにすることが出来る。而して手形の満期日到來し不渡とならず支拂が完了したとき又は償還請求を受

けたるときはこれ等各勘定へ反對記入を爲してこの對照勘定は消滅する。

第八章 金 錢 勘 定

1. 現 金 勘 定

現金の收支を記録計算する勘定にして収入を借方に、支出を貸方に、而して残高は借方に存して現金在高を示す。簿記上現金とは通貨のみでなく、これと同一視される金銭價値を總稱する。通貨以外に受取小切手、一覽拂受取手形、支拂期限の到來せる公社債の利札等も現金として處理される。蓋しこれ等はその流通力に於て通貨と異なる所なく且直ちに換金し得るからである。現金はその收支頻繁なるを以てこれが記録計算を正確ならしむるため現金勘定以外に補助簿として現金出納帳が一般に使用される。現金出納帳には現金の收支並びに日々の残高と詳細なる摘要と現金取引の生じたる都度記入する。而して現金出納帳を使用する場合現金勘定への記入は取引發生毎に行ふ方法と、取引發生時は出納帳のみに記入し置き一日の合計を纏めて現金勘定へ記入する方法とがある。現金勘定及現金出納帳の残高は常に手許在高と一致するを要し（但し通貨以外の簿記上の現金を考慮に入れて）、若し現金出納帳の残高と手許在高とが一致せざる場合は現金出納帳への記入が誤つてゐるか、又は現金の授受取扱に支障があるか何れかである。故にその間の事情をよく調査して常にその額を一致せしめ置く必要がある。而して即時にその誤差を發見し得ないときは現金過不足勘定を設けて一時これに記入し

置き、その原因判明せるとき、それぞれの勘定へ処理する。

取 引 例

(1) 金庫を調べたるに現金出納帳残高より¥10.00不足なることを發見す。

(借) 現金過不足 ¥10.00 (貸) 現 金 ¥10.00

(2) 右不足金の内 ¥7.00 は去る×日に於ける運賃支拂の記帳漏なること調査の結果判明す。

(借) 運 賃 ¥7.00 (貸) 現金過不足 ¥7.00

(3) 期末決算時に至るも不足残額の原因判明せず、依つてこれを雜損失として處理す。

(借) 雜損失 ¥3.00 (貸) 現金過不足 ¥3.00

2. 當座預金勘定

取引に際し現金のみを使用するときはその保管授受に危険の存することあるため、商人は取引の決済には當座預金を利用することが多い。當座預金とは銀行と當座契約を結び、資金を預入れその金額内にて小切手を振出し、何時にても引出を爲し又他人に小切手を振出して銀行をしてこれに支拂を爲さしめ得るものである。故に資金を預入れたるときはこの勘定の借方に、引出したとき貸方に記入し残高は常に借方に存し當座口に殘存する資金在高を示す。

當座預金として預入れる資金は現金、受取小切手、受取手形等にしてその内小切手、受取手形は確實に支拂はるべきものたることを要し、若し不渡となりたるときは預主はその金額だけ取引銀行へ現金を以て支拂はねばならない。當座口から預金を引出すには必ず小

切手を使用するを要し、小切手には普通小切手、横線小切手、特別横線小切手の別がある。普通小切手は持参人何人にも支拂はれ、横線小切手は銀行の手を通してのみ支拂はれる。故に横線小切手の金額を受取らんとするものは自己の取引銀行を通して、即ち取引銀行に取立を依頼して取立を爲さねばならない。特別横線小切手は支拂はれる銀行名が記載してある小切手にして、その銀行に對してのみ支拂はれるものである。横線小切手、特別横線小切手の制度は取引を安全ならしめるために設けられたものである。又この外に銀行引受小切手なるものがあり、これは銀行にて支拂を保證したる小切手である。

當座預金契約に關聯して當座借越契約がある。銀行側から云へば當座貸越契約であり、これは當座契約者に擔保を納入せしめて貸越限度を定め、その限度内は預金なき場合にも小切手の振出に對し銀行が支拂を行ふことを約する契約である。當座借越の生じたときは記帳上當座預金勘定以外に當座借越勘定を設けることもあるが、多くは當座預金勘定へ貸記してこれを處理する方法が用ひられてゐる。又新たに當座借越勘定を設けるときは次の當座取引に際して當座預金勘定と當座借越勘定とを一々對照して記入せねばならぬ不便があるが、當座借越をも當座預金勘定にて處理するときはこの勘定の借方残高は當座資金の存在を示し、残高なきときは當座資金が全然なきことを表はし、又貸方残高は當座借越が生じたことを明かにする利便がある。但し斯くするときは當座預金勘定が常に借方

當座借越勘定を設けざる場合

(借) 當座預金 ㊦ 1,700.00 (貸) 賣掛金 ㊦ 1,700.00

當座借越勘定を設くる場合

(借) 當座預金 ㊦ 1,100.00 (貸) 賣掛金 ㊦ 1,700.00

當座借越 ㊦ 600.00

(a) 當座借越勘定を設けざる場合の元帳勘定

(借 方)		當 座 預 金 勘 定	(貸 方)	
1. 現 金 預 入	2,500.00	2. 商 品 仕 入 代	1,300.00	
3. 商 品 賣 上 代	1,200.00	4.	3,000.00	
5. 賣 掛 金 回 收	1,700.00			

(b) 當座借越勘定を設くる場合の元帳勘定

(借 方)		當 座 預 金 勘 定	(貸 方)	
1. 現 金 預 入	2,500.00	2. 商 品 仕 入 代	1,300.00	
3. 商 品 賣 上 代	1,200.00	4.	2,400.00	
5. 賣 掛 金 回 收	1,100.00			

(借 方)		當 座 借 越 勘 定	(貸 方)	
5. 賣 掛 金 回 收	600.00	4. 商 品 仕 入 代	600.00	

當座預金及び當座借越の利子は定期に計算され、預金額に算入し又は預金額から差引かれる。斯る場合には銀行より通知あるを以て其の都度利子受取の場合は當座勘定の借方と損益勘定の貸方に、利子支拂の場合はその反對に記入すればよい。當座預金勘定以外に銀

行との取引には特別當座預金(小口當座預金)、定期預金、別段預金、通知預金等もあるが商業取引に利用されることは稀である。これ等の勘定を設けるときは預け入れたるとき借方に、引出のとき貸方に記入すること一般資産勘定と同一である。

3. 振替貯金勘定

振替貯金は郵便貯金の一種にして、これを利用して金銭の受拂を爲し、銀行の當座預金と同一効果を擧げんとするものである。郵便局は全國にあまねく、自己の取引銀行の支店又は代理店が存在せざる土地との取引にはこの振替貯金を利用して決済するを便利とする。

振替貯金に加入せんとするには振替貯金加入金¥10.00を添へて最寄りの郵便局へ申込みば、振替貯金管理所から口座番號の通知に接する。その口座番號に依つて受拂を爲すのである。拂込は何人がこれを爲すも差支なく、他人の拂込は拂込通知書に依り其の金額と拂込理由とを知ることが出来、この勘定の借方に記入する。拂戻には局待拂と普通拂とがある。局待拂は即時拂にして郵便局にて所定の方式に依り口座より即時に拂戻を受けるものであり、普通拂は又現金拂とも云はれ、自己の指定する受取人に拂戻郵便局を指定して拂戻を受ける方法にして、指定受取人は管理所より送付せられたる拂出證書を以て指定郵便局にて現金を受領するものである。振替貯金の拂戻を爲したるときは同勘定の貸方に記入する。振替貯金の受拂

には手数料を徴収され、この手数料は振替貯金額より差引かれ、管理所よりその旨の通知がある。これは振替貯金手数料勘定を設けて処理し期末に雑損失として纏めるか、又備忘録に記入し置き定期に一纏にして処理する。後の方法が多く採用される。

取 引 例

(1) 振替貯金に加入のため、加入金 $\yen 10.00$ を現金にて預入して申込を爲し、加入受付の通知に接す。振替口座東京 3,652 號。

(借) 振替貯金 $\yen 10.00$ (貸) 現 金 $\yen 10.00$

(2) 石巻市後藤商店より賣掛金の支拂として $\yen 500.00$ 振替口座へ拂込ありたる旨通知票に依り知る。而してその手数料 $\yen 0.24$

(借) 振替貯金 $\yen 500.00$ (貸) 賣 掛 金 $\yen 500.00$

(3) 沖繩縣農會より商品を買入れ、その代金 $\yen 350.00$ を普通拂として振替口座より拂戻請求を爲し支拂ふ。指定受取人沖繩縣農會 拂戻郵便局那覇局 手数料 $\yen 0.20$

(借) 商 品 $\yen 350.00$ (貸) 振替貯金 $\yen 350.00$

(4) 青森縣八ノ戸山田商店より商品賣掛金 $\yen 370.00$ の支拂として振替貯金口座へ拂込ありたる旨郵便局よりの通知票に依り知る。手数料は先方支拂

(借) 振替貯金 $\yen 370.00$ (貸) 賣 掛 金 $\yen 370.00$

(5) 當月振替貯金手数料を雑費として處理記入す。

(借) 雜 費 $\yen 0.24$ (貸) 振替貯金 $\yen 0.24$

(借 方) 振 替 貯 金 勘 定 (貸 方)

1. 現金預入	10.00	3. 商品仕入	350.00
2. 賣掛金回収	500.00	5. 雜費支拂	0.24
4.	370.00		

4. 小口現金勘定

商取引の決済は小切手を振出し當座預金の引出に依つて行ふを便とし、多くこの方法に依るが、日々發生する小口の金錢支出までも小切手振出に依るは却つて煩雜があり、相手方もこれを喜ばないため小口支拂は現金を以て爲すことが多い。日々發生する小口の支出は小口現金出納係をして支拂はしめるか、用度係をしてこれを取扱はしめる。會計主任は豫め小口現金係、用度係に資金を提供し置き、その内より支出せしめる方法が一般に採用されてゐる。この小口現金支出を處理する勘定が小口現金勘定又は用度係勘定である。

この制度に二つの方法がある。一は定額を前渡する方法であり、二は豫め金額を定めずしてその時々によつて所要額を前渡する方法である。然し何れも期末に小口支出を合計して會計係に報告し、期首に所要額を受け入れる點に於ては異なる所がない。これを例を設けて説明すれば次の如くである。

取 引 例

(1) 本月分小口支拂の資金として會計係より用度係(小口現金係)に $\yen 200.00$ を小切手#6を振出し前渡す。

(借) 用度係	$\yen 200.00$	(貸) 當座預金	$\yen 200.00$
(小口現金)			

(2) 月末用度係より小口現金、次の如く支拂ありたる旨報告さる。

運 賃	$\yen 12.50$	家 賃	$\yen 40.00$	廣告費	$\yen 15.00$
消耗品費	$\yen 13.00$	支拂利息	$\yen 27.00$	地 代	$\yen 20.00$
雑 費	$\yen 23.50$				

(第一法) 右報告金額だけ小切手 #32 を振出し用度係に補充す。

(借)	運 賃	¥ 12.50	(貸)	用 度 係	¥ 151.00
	家 賃	〃 40.00		(小口現金)	
	廣 告 費	〃 15.00			
	消耗品費	〃 13.00			
	支拂利息	〃 27.00			
	地 代	〃 20.00			
	雜 費	〃 23.50			
(借)	用 度 係	¥ 151.00	(貸)	當座預金	¥ 151.00
	(小口現金)				

又は貸借の用度係の記帳を省略して

(借)	運 賃	¥ 12.50	(貸)	當座預金	¥ 151.00
	家 賃	〃 40.00			
	廣 告 費	〃 15.00			
	消耗品費	〃 13.00			
	支拂利息	〃 27.00			
	地 代	〃 20.00			
	雜 費	〃 23.50			

(第二法) 右報告ありたるに會計係にて小切手 #23 を振出し ¥ 200.00 を補充す。

(借)	運 賃	¥ 12.50	(貸)	用 度 係	¥ 151.00
	家 賃	〃 40.00		(小口現金)	
	廣 告 費	〃 15.00			
	消耗品費	〃 13.00			

支拂利息	¥ 27.00		
地 代	〃 20.00		
雑 費	〃 23.50		
(借) 用 度 係	¥ 200.00	(貸) 當座預金	¥ 200.00
	(小口現金)		

第一法の元帳勘定

(借 方)	用 度 係 勘 定 (小口現金)	(貸 方)
1. 當 座 預 金	200.00	2. 諸 口
3.	151.00	151.00

又は

(借 方)	用 度 係 勘 定 (小口現金)	(貸 方)
1. 當 座 預 金	200.00	

第二法の元帳勘定

(借 方)	用 度 係 勘 定 (小口現金)	(貸 方)
1. 當 座 預 金	200.00	2. 諸 口
3. 〃	200.00	151.00

斯くて第一法に依れば、元帳の用度係勘定（小口現金勘定）は常に定められたる額 ¥500.00 を維持するが、第二法では或はその額が多くなり、或は少くなる。現在にては第一法が多く採用される。これは用度係の活動範圍を定め、且その責任を限定し、照合に便なら

第九章 手形勘定

1. 手形の種類

手形勘定を説明する前に手形の一般概念を略説することにする。

(イ) 約束手形

約束手形とは甲なる振出人が自己を支拂人として乙なる受取人に一定の時期に一定の場所にて手形金額を支拂ふことを約する文言を記載したる手形である。故に約束手形は当事者が常に二名であり、多くの場合振出人が債務者で受取人が債権者である。

(ロ) 爲替手形

爲替手形は甲なる振出人が乙なる引受人に對し、丙なる受取人へ手形金額を一定の時期、一定の場所にて支拂ふべきことを委託する文言を記載したる手形である。故に爲替手形の当事者は原則として三名である。爲替手形は支拂の委託を爲すものであるから委託を受けたる乙はこれに對し引受行爲を爲さねばならぬ。甲が支拂の委託を爲すも乙がそれを引受けねば丙は取立を爲すことが出来ない。又爲替手形の当事者は原則として三名なるも甲なる振出人が同時に受取人となり、又振出人が支拂人となることも出来る。後の場合は約束手形と同一効果のものである。

(ハ) 荷付爲替手形

爲替手形の種類に荷付爲替手形がある。單に荷爲替とも云はれ、

商人が品物を賣渡し、然もその代價の支拂を受ける前に資金の必要生じたる時、且又商取引にては資金を急速に必要とすること多く遠隔の地へ賣渡したる商品が先方に到達し、一定期日後に代價の支拂を受けるまで資金の回収を待つことは到底忍びない場合が多い。故に商人は商品發送と同時に商品受取人を支拂人とする爲替手形を振出し、これに船荷證券又は貨物引換證を添へて自己の取引銀行に持參し、これが割引を受け資金の回収を速かならしめるものである。これを荷爲替を取組むと云ふ。銀行は商品受取人にその手形を提示して引受を爲さしめ一定の期間後に取立を行ふ。若し引受を拒みたる時はその自己の所持する船荷證券、貨物引換證上の權利に基き商品を處分することが出来る。而して荷爲替を取組む際には船荷證券、貨物引換證に記載しある商品金額の全額を以てするものを丸爲替と云ふ。然れども普通運送貨物の代價の七八割の金額を以て手形金額とする。その残額は他の方法にて取立を爲すは勿論である。

(二) 取 立 爲 替

取立爲替とは荷送人が荷受人を引受人とし、銀行を受取人とする爲替手形を振出し、銀行に代金の取立を依頼するものである。中に銀行が介在するが割引を爲すものではなく、單に期日到來せるとき手形金額の取立を爲すべきことを依頼するものである。

(ホ) 融 通 手 形

以上述べたる手形は概ね商取引に隨伴して發行されるが、こゝに融通手形とは手形行爲の前提としての何等の商取引が行はれず、單

に資金の融通を目的として発行される手形であり、別名空手形とも云はれる。例へば甲乙が相互に諒解し合つて何等の商取引なきものを甲を支拂人、乙を受取人とする手形を振出し、これを銀行にて割引に付すか、他へ裏書譲渡して資金の融通を図るのである。又甲と乙とが各々自己を支拂人とし、相手方を受取人とする手形を発行して二重に資金の融通を図ることも考へられる。斯る手形は往々にして不渡となり、不確實なるものなる故、割引に際し又は譲受ける際充分なる注意が肝要である。

2. 手形の裏書と割引

手形上の権利はこれを他人に譲り渡すことが出来る。この譲渡を裏書と云ふ。而して銀行に對して譲り渡すことを割引と云ひ、割引にも裏書を必要とする。手形の裏書は所持人が手形の支拂期日前に資金を得るために爲される行爲である。銀行に對する割引は割引かれた日より支拂日までの利息を銀行へ前拂して資金の融通を受けるものである。権利の譲渡者を裏書人と云ひ、譲受人に對し手形上の権利に基き手形が不渡となつた場合償還義務を負擔する。故に裏書人の多い手形程信用が大となる。

3. 手形の支拂日

手形の支拂日を満期日と云ひ、その定め方に四種ある。確定日拂、日附後定期拂、一覽拂、一覽後定期拂これである。

確定日拂とは支拂の年月日を明示するものであり、我國の商取引は多くこの日附を採用する。日附後定期拂とは、手形振出日より起算して何日、何ヶ月、何ヶ年と定めるものであり、一覽後定期拂と共に期間計算が問題となる。一覽拂とは支拂人が手形の提示を受けたとき直ちに支拂を爲すことを要するものにして、爲替手形にのみこの支拂日がある。一覽後定期拂とは支拂人が手形の提示を受けた日より起算し、何日、何ヶ月、何ヶ年と定められるものである。この期間計算は片落計算と云はれ手形法の規定するところである。即ち期間の初日は之を算入せず、末日が營業日にあらざるときはその翌日、月又は年を以て期間を定めた場合に於て最後の月に應當日なきときは其の月の末日が満期日となる。例へば日附昭和十年七月十九日、日附後六十日拂の満期日は九月十七日。日附同日、日附後二ヶ月拂の満期日は九月十九日。一覽日一月五日、一覽後七十五日拂の満期日は平年にては三月二十一日。一覽日同日、一覽後二ヶ月半拂の満期日は三月二十日となる。又一月三十一日より一ヶ月後拂と云ふときは二月二十八日が満期日となる。

4. 簿記の手形勘定

法律上手形は約束手形、爲替手形なるも、簿記の取引記帳としては以上の分類に依るを得ない。何となれば、約束手形の内にても手形金額を受け取るものと支拂ふものとあり、約束手形勘定を起すときは、その何れなりやを區別することが出来ない。又爲替手形にあ

つては手形取引あるも全然手形勘定とは関係なきものも存在し、到底爲替手形勘定として處理することは出来ない。故に簿記にては手形金額を受取るものなりや、支拂ふものなりやに區別して受取手形勘定、支拂手形勘定とする。

5. 受取手形勘定

受取手形勘定とは約束手形たると爲替手形たるとを問はず、自己が手形金額を受取る手形取引を處理する勘定である。これは自己が手形権利者となるものであり、手形を取得したとき借方に記入し、手形を裏書し割引し又は満期日に手形金額を受取つたとき貸方に記入して手形権利の消滅を示し、残高は常に借方にあつて手形債権の未回収高をあらはす。

取引例

(1) 6月1日日本橋區村山商店に商品を賣渡し、其の代金 $\yen 5,000.00$ に對し
 同店振出當店宛、8月16日満期 約束手形 # 50 を受取る。支拂場所三井銀

同日三越呉服店へ商品を賣渡し、其の代金として $\yen 2,800.00$ 同呉服店振出
 當店宛約束手形 # 109 を受取る。日附後三ヶ月拂 支拂場所三井銀行

(借) 受取手形 $\yen 7,800.00$ (貸) 商品 $\yen 7,800.00$

(2) 大宮町澤邊商店より賣掛金 $\yen 3,500.00$ の支拂として、同店振出 東京
 加藤商店宛受取人當店の爲替手形 # 16 を受取り、同日加藤商店に呈示し引受
 けを爲さしむ。支拂場所安田銀行 九月三日満期

(借) 受取手形 $\yen 3,500.00$ (貸) 澤邊商店 $\yen 3,500.00$

(3) 村山商店振出約束手形#50 本日満期日に就き、現金にて取立て直ちに當座預金とす。

(借) 當座預金 5,000.00 (貸) 受取手形 5,000.00

(4) 大阪市辻商店より商品の注文を受け本日發送し、其の代金 2,600.00 に對し辻商店支拂 日附後一ヶ月拂の取立爲替 #13 を取組み住友銀行に取立を依頼す。

(借) 受取手形 2,600.00 (貸) 商品 2,600.00 (註)

(5) 取立爲替 #13 本日満期日に就き住友銀行より取立済の通知あり、これを當座勘定に振込む。

(借) 當座預金 2,600.00 (貸) 受取手形 2,600.00

(借 方)		受 取 手 形 勘 定	(貸 方)	
1. 商品賣上代	7,800.00	3. 現金受取直に當預	5,000.00	
2. 賣掛金受取	3,500.00	5. 當座預金とす	2,600.00	
4. 商品代取立依頼	2,600.00			

6. 支拂手形勘定

手形金額の支拂人となりたるときにこの勘定にて處理するものにして、約束手形たると爲替手形たるとを問はない。約束手形を振出し、又は爲替手形の引受を爲したるとき手形債務の發生としてこの勘定の貸方へ記入し、手形債務消滅したるとき借方に記入する。残高は貸方にあつて手形債務の未拂高を示す。

(註) (4),(5) の取引は受取手形勘定を起さずに賣掛金勘定にて處理することもある。斯る場合は取立爲替に就いては手形勘定が起らない。

取引例

(6) 日本橋區小山商店より商品を買入れ、その代金 $\yen 1,500.00$ に對し同店宛日後60日拂の約束手形 #9 を振出す。支拂場所住友銀行

(借) 商品 $\yen 1,500.00$ (貸) 支拂手形 $\yen 1,500.00$

(7) 本郷區松本商店より買掛金に對し同店振出し神田區渡邊商店受取當店宛爲替手形 #12 $\yen 1,300.00$ を振當てられ本日提示され引受を爲す。期日一覽後一ヶ月拂 支拂場所三井銀行

(借) 松本商店 $\yen 1,300.00$ (貸) 支拂手形 $\yen 1,300.00$

(8) 京都市中村商會より商品を買入れ、これに對し $\yen 3,000.00$ の荷爲替 #6 を取組まれ、本日三和銀行より呈示ありたるを以て支拂引受を爲したる上商品を受取る。商品代價 $\yen 3,700.00$ 満期日 8月15日 支拂場所當店

(借) 商品 $\yen 3,700.00$ (貸) 支拂手形 $\yen 3,000.00$

中村商會 $\times 700.00$

(9) 松本商店振出 渡邊商店受取 當店宛爲替手形 #12 本日満期日に就き交換落となり、當座預金より支拂ひたる旨三井銀行より通知あり、故に小切手 #32 を振出し支拂濟手形を受取る。

(借) 支拂手形 $\yen 1,300.00$ (貸) 當座預金 $\yen 1,300.00$

(借方) 支拂手形勘定 (貸方)

9. 當座預金 = テ支拂	1,300.00	6. 商品仕入	1,500.00
		7. 買掛金支拂	1,300.00
		8. 商品仕入	3,000.00

7. 手形勘定に關係なき手形行爲

この章にては手形勘定に關する説明を爲すのであるが手形行爲は必ずしも手形勘定と關係あるものとは限らないことを明かにして置く必要がある。約束手形の振出受取に關しては全部手形勘定と關係あるも(振出は支拂手形勘定、受取は受取手形勘定)、爲替手形に關しては必ずしも手形行爲が手形勘定に關係を持つものではない。これ爲替手形には當事者が原則として三名あるがためである。又前言せる如く取立爲替も手形勘定にて處理せず人名勘定にて處理されることがある。

爲替手形(荷爲替を含む)行爲にして手形勘定と關係なきは自己が爲替手形を振出し、而して取立人とも支拂人ともならない場合であり、荷爲替にては自己が振出しこれを銀行にて割引きしたるときである。これは手形當事者とはなるが手形債權に就き債權者にもあらず債務者にもあらず只償還義務を負ふに過ぎない。

取 引 例

(10) 熊本市高木商店より商品を買入れ、その代金 $\yen 5,000.00$ に對し當店振出し熊本市安達商店支拂 8月18日満期 爲替手形 #21 を交付す。支拂場所熊本銀行

(借) 商 品 $\yen 5,000.00$ (貸) 安達商店 $\yen 5,000.00$

(11) 紐育ロツクヘラー商會よりの注文に依り本日商品を發送し、其の代金 $\yen 17,000.00$ に對し $\yen 15,000.00$ の荷爲替を取組み船荷證券を添へて三井

銀行にて割引に付し割引料 ¥ 60.00 を差引かれ手取金は當座預金とす。

(借)	{	當座預金	¥ 14,940.00			
		割引料	¥ 60.00	(貸)	商品	¥ 17,000.00
		ロツクヘ ラー商會	¥ 2,000.00			

8. 手形償還義務

手形は裏書に依り轉轉するものであるが手形金額の支拂の拒絶又は爲替手形の引受拒絶に會つた場合（不渡と云ふ）は所持人は思はざる損害を被ることになる。故にこれを保護するため手形の裏書人及び振出人に對し償還義務を課してゐる。手形が不渡となりたるときは満期後又は引受拒絶後二日以内に公證人又は執達吏の作成せる支拂（又は引受）拒絶證書を以て自己の直接の前者（讓渡人）に對し手形金額償還の請求を爲すことが出来る。又償還請求を受け、これに對し支拂を爲したる裏書人もその前者に對して償還の請求を爲し得る。手形の裏書人は必ずこの償還義務を負擔せねばならない。然し償還義務は確定せる債務ではなく、手形が不渡となりたる時にのみ責を負ふ過發的債務と云ふことが出来る。この過發的債務は現實の債務でないから記帳するを要しないと云ふものもあるが、斯る債務を負つてゐることを明かにすることが望ましい。この償還義務あることを表はすのに二つの方法がある。一は對照勘定に依るものにして、他は裏書手形（又は割引手形）勘定を設ける方法である。

一の方法は手形が讓渡のため裏書されたる時先づ受取手形勘定

の貸方に記入し、受取手形の減少を示し、その他に手形裏書義務及手形裏書義務見返勘定の対照勘定を起し、前者の貸方と後者の借方に記入して償還義務あることを明かにする。而して手形が満期となり、支拂はれたることを知つたとき又償還の請求を受けて支拂つたとき対照勘定に反対記入を爲して償還義務の消滅したることを示すものである。

二は手形を裏書譲渡するとき受取手形勘定へは貸記せず、新たに裏書手形勘定（銀行へ割引に付したるときは割引手形勘定）を起してこれに貸記し、手形金額が支拂はれたとき、又は不渡となり償還請求を受け支拂を爲したるとき裏書手形（割引手形）勘定へ借記すると同時に受取手形勘定へ貸記し、手形上の権利義務の消滅したることを示す方法である。

取 引 例

(12) 澤邊商店への賣掛金 円 3,500.00 の支拂として受取りたる9月3日満期 加藤商店引受の爲替手形 ㊦5 を楠谷商店への買掛金支拂として裏書譲渡す。

(13) 森田商店より賣掛金に對し本月13日附日附後二ヶ月拂、同店振出、矢島商店引受、當店受取爲替手形 ㊦6 円 3,000.00 を受取る。支拂場所第一銀行

(14) 谷口商店より商品を買入れ此代金 円 5,000.00 に對し、森田商店より受取りし爲替手形 ㊦6 を裏書譲渡し、代金内拂に當て、殘金は掛とす。

(15) 三越呉服店振出、當店宛6月1日附日附後三ヶ月拂約束手形 ㊦109 円 2,800.00 を三井銀行にて割引し、割引料 円 14.00 を差引かれ手取金は當

座預金とす。

(16) 加藤商店支拂爲替手形 №5 満期日後二日を過ぎるも償還請求なく、
支拂完了せるものとす。

(17) 三越呉服店振出約手 №109 同様支拂完了す。

以上の取引を償還義務を現はさないものとして仕譯せば次の如くである。

仕 譯 帳

日附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
(12)	(買 掛 金)		3,500 00	
	(受取手形)			3,500 00
(13)	(受取手形)		3,000 00	
	(賣 掛 金)			3,000 00
(14)	(商 品)		5,000 00	
	(受取手形)			3,000 00
	(買 掛 金)			2,000 00
(15)	(當座預金)		2,786 00	
	(割 引 料)		14 00	
	(受取手形)			2,800 00

(16)、(17) 仕譯なし。

償還義務を現はす方法に二法あり、

第一法は次の如くである。

仕 譯 帳

日 附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
(12)	(買 掛 金)		3,500 00	
	(受取手形)			3,500 00
	(手形裏書義務見返)		3,500 00	
	(手形裏書義務)			3,500 00
(13)	(受取手形)		3,000 00	
	(賣 掛 金)			3,000 00
(14)	(商 品)		5,000 00	
	(受取手形)			3,000 00
	(買 掛 金)			2,000 00
	(手形裏書義務見返)		3,000 00	
	(手形裏書義務)			3,000 00
(15)	(當座預金)		2,788 00	
	(割引料)		14 00	
	(受取手形)			2,800 00
	(手形裏書義務見返)		2,800 00	
	(手形裏書義務)			2,800 00
(16)	(手形裏書義務)		3,500 00	
	(手形裏書義務見返)			3,500 00
(17)	(手形裏書義務)		2,800 00	
	(手形裏書義務見返)			2,800 00

受取手形勘定

(1) 商品賣上代	7,800.00	(3) 現金受直=當預	5,000.00
(2) 賣掛金回收	3,500.00	(5) 當座預金	2,600.00
(4) 取立爲替	2,600.00	(12) 買掛金支拂	3,500.00
(13) 賣掛金回收	3,000.00	(14) 商品仕入代	3,000.00
		(15) 手形割引	2,800.00
			(註)

手形裏書義務勘定

(16) 同見返	3,500.00	(12) 同見返	3,500.00
(17) 〃	2,800.00	(14) 〃	3,000.00
		(15) 〃	2,800.00

手形裏書義務見返勘定

(12) 手形裏書義務	3,500.00	(16) 手形裏書義務	3,500.00
(14) 〃	3,000.00	(17) 〃	2,800.00
(15) 〃	2,800.00		

(註) 償還義務の記帳を爲さむるときにも受取手形勘定はこれと同じ。

第二法に依れば次の如くなる。

仕 譯 帳

日 附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
(12)	(買掛金)		3,500 00	
	(裏書手形)			3,500 00
(13)	(受取手形)		3,000 00	
	(賣掛金)			3,000 00
(14)	(商 品)		5,000 00	
	(裏書手形)			3,000 00
	(買掛金)			2,000 00
(15)	(當座預金)		2,786 00	
	(割引料)		14 00	
	(割引手形)			2,800 00
(16)	(裏書手形)		3,500 00	
	(受取手形)			3,500 00
(17)	(割引手形)		2,800 00	
	(受取手形)			2,800 00

受取手形勘定

(1) 商品賣上代	7,800.00	(3) 現金受直=當預	5,000.00
(2) 賣掛金回収	3,500.00	(5) 當座預金	2,600.00
(4) 取立爲替	2,600.00	(16) 裏書手形	3,500.00
(13) 賣掛金回収	3,000.00	(17) 割引手形	2,800.00

裏書手形勘定

(16) 受取手形	3,500.00	(12) 買掛金支拂	3,500.00
		(14) 商品仕入代	3,000.00

割引手形勘定

(17) 受取手形	2,800.00	(15) 銀行にて割引	2,800.00
-----------	----------	-------------	----------

9. 不渡手形の處理

手形が期日に支拂はれず不渡となりたるときは裏書人は償還の責を負はねばならぬ。不渡となりたるときは満期日以後二日以内に支拂拒絶證書を作製し、手形金額にその拒絶證書作製の費用と、満期日以後の法定利息とを加算して直接の前者たる裏書人に償還を請求する。償還の請求を受けて支拂を爲したる前者は又その前者に對して請求することになる。而して償還請求を受けたる者は不渡手形勘定を設けてこれに借記し後に自己の前者より手形金額を償還したる

とき同勘定の貸方へ記入する。

取 引 例

(18) 谷口商店へ裏書譲渡せる爲替手形 №6 ￡ 3,000.00 不渡に就き支拂拒絶證書作製費 ￡ 5.00 と共に同店より償還の請求を受く、外に満期日以後の法定利息 ￡ 4.50 を含め、小切手 №18 を振出し支拂を爲し、更に振出人たる森田商店へ償還請求を爲す。

(19) 振出人森田商店より前記不渡手形の金額と、法定利息 ￡ 9.00 と共に現金にて受取る。

これを裏書手形勘定を設くる處理法に依れば仕譯は次の如くである。

借 方	貸 方
(18) 裏書手形 ￡ 3,000.00	受取手形 ￡ 3,000.00
不渡手形 〃 3,009.50	當座預金 〃 3,009.50
(19) 現 金 〃 3,018.50	不渡手形 〃 3,009.50
	受取利息 〃 9.00

對照勘定を以て處理せば次の如くである。

(18) 手形裏書義務 ￡ 3,000.00	手形裏書義見返 ￡ 3,000.00
不渡手形 〃 3,009.50	當座預金 〃 3,009.50
(19) 現 金 〃 3,018.50	不渡手形 〃 3,009.50
	受取利息 〃 9.00

10. 手形貸付金勘定、手形借入金勘定

融通手形は往々にして不確實なるものあり、これを商取引を前提として發生せる手形と區別して處理するため手形貸付金、手形借入

金勘定を設ける。手形債権が発生したるとき手形貸付金勘定の借方に、債権消滅したるとき同勘定の貸方に記入し残高は借方に存して手形債権の未回収額を示す。手形債務が発生したるとき手形借入金勘定の貸方に記入し債務消滅せるとき同勘定の借方に記入し残高は貸方にあつて手形債務未拂額を示す。

取引例

(20) 山本商店へ資金 ￡ 650.00 を現金にして融通し、これに對し同店振出し9月6日満期約束手形 ㊦11 を受取る。

(借) 手形貸付金 ￡ 650.00 (貸) 現金 ￡ 650.00

(21) 土肥商店と交互に日附後60日拂、金額 ￡ 1,500.00 の融通爲替手形を振出し、互に引受の上即日銀行にて割引に付し、手取金現金にて受取る。
割引料 ￡ 18.00

(借) 手形貸付金 ￡ 1,500.00 (貸) 手形借入金 ￡ 1,500.00
現金 ㄥ 1,482.00 手形貸付金 ㄥ 1,500.00
割引料 ㄥ 18.00

手形取引を詳細に記録するため手形記入帳なる補助簿が使用される。以上の手形取引を記入してその形式を示さば次の如くである。

受 取 手 形

昭 和 年	摘 要	手形 種類	手形 番號	支 拂 人	振出人又ハ 裏 書 人	振出地	振 出			
							年	月	日	
6	1	商品賣上	約手	50	村山商店	村山商店	東京市	10	6	1
"	"	"	"	109	三越呉服店	三越呉服店	"	"	"	"
"	2	寶掛金	爲手	16	加藤商店	澤邊商店	大宮町	"	"	10
"	13	"	"	6	矢島商店	森田商店	東京市	"	8	13

支 拂 手 形

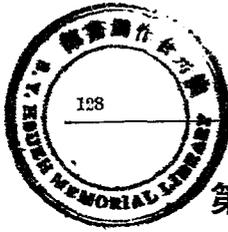
昭 和 年	摘 要	手形 種類	手形 番號	受 取 人	振出人又ハ 裏 書 人	振出地	振 出			
							年	月	日	
6	6	商品仕入	約手	9	小山商店	當 店	東京市	10	6	1
"	7	買掛金	爲手	12	渡邊商店	松本商店	東京市	"	"	5
"	8	商品仕入	荷爲手	6	三和銀行	中村商會	京都市	"	7	9

記 入 帳

満 期			支拂地	支拂場所	金 額	利 息		順 末		
年	月	日				利率	金額	月日	摘 要	
10	8	16	東京市	三井銀行	5,000.00			8	16	取立済
"	9	1	"	"	2,800.00			"	15	銀行割引
"	9	3	"	安田銀行	3,500.00			8	12	裏書譲渡
"	10	13	"	第一銀行	3,000.00			"	18	"

記 入 帳

満 期			支拂地	支拂場所	金 額	利 息		順 末		
年	月	日				利率	金額	月日	摘 要	
10	7	31	東京市	住友銀行	1,500.00					
"	8	7	"	三井銀行	1,300.00			8	7	支拂済
"	"	15	"	當 店	3,000.00					



第十章 債権債務勘定

一般に債権債務とは他人との貸借関係を總稱する。然し債權に屬する當座預金、受取手形、手形貸付金、債務に屬する當座借越、支拂手形、手形借入金等を處理する勘定に就いては既に述べたる故、本章にてはそれ以外の債權債務の處理に就き説明を試みる。

1. 賣掛金勘定

商人は商品を販賣するに當り信用賣を爲す場合が多い。この商品賣渡の代金は他の債權と異なり、別に貸付の證書を徴收することなく、又この貸金に對し利子の支拂ひを受けることも少ない。單に帳簿上に記載して後日決済を受ける。斯く信用取引に依り得意先に對し掛にて販賣したるとき簿記は賣掛金勘定にてこれを處理する。賣掛金勘定は商品を賣渡し掛債權の發生したるとき借方に、代金の回收を爲したるとき貸方に記入し、其の殘高は借方に存して掛債權額を示す。商品は多數の得意先に販賣され、この各々の得意先に對し掛賣を行ふ場合、得意先個々への債權額を知るを要する。これを明かにするため得意先人名勘定が設けられる。得意先少き所にあつては賣掛金勘定の代りにこれ等人名勘定を總勘定元帳に收めることが出来るが、取引先多數なるときは總勘定元帳尨大となり取扱上不便を來すを以て、別にこれ等を補助元帳に收め總勘定元帳には得意先綜合勘定又は賣掛金勘定なる綜合勘定を設けて纏めて處理する。

2. 買掛金勘定

買掛金も同様仕入先より掛にて商品を買入れたるとき生ずる債務にして、これは買掛金勘定にて処理する。商品を買入れたるとき負債発生として貸方に、代金支拂を爲したるとき借方に記入し、其の残高は貸方にあつて負債の未決済額を示す。これも亦綜合勘定にして別に補助簿に仕入先別に人名勘定を設け各仕入先への負債額を明かにすること賣掛金勘定と同一である。

賣掛金勘定は原則として残高が借方に存し、買掛金勘定は残高が貸方に存するのが常である。然るに得意先より代金を前受したるとき、又は仕入先に前拂を爲したるときは必ずしも以上の如くではなく、得意先からの預りが発生し、仕入先への預け又は債権が発生する場合がある。斯る場合賣掛金勘定、買掛金勘定なる勘定名を使用することは適當でない。故にこれを得意先勘定(得意先綜合勘定)、仕入先勘定(仕入先綜合勘定)とするのが隱當であるといふ説がある。但し人名勘定はその儘でよい(前受金、前拂金勘定参照)。

取引例

(1) 元木商店より商品 $\yen 670.00$ を買入れ、其の代金の中 $\yen 200.00$ は現金にて支拂ひ残は掛とす。

(借) 商品	$\yen 670.00$	(貸) 現金	$\yen 200.00$
		買掛金(又は元木商店)	$\yen 470.00$

(2) 入山商店へ商品を賣渡し、其の代金 $\yen 840.00$ は掛とす。

(借) 賣掛金(又は入山商店) ￥810.00 (貸) 商品 ￥480.00

(3) 杉山商會へ商品を賣渡し、其の代金 ￥1,700.00 の中 ￥800.00 は同店振出、高橋商店宛爲替手形 №20 を受取り残は掛とす。而して爲替手形は本日直ちに高橋商店へ呈示し引受を爲さしむ。支拂場所第百銀行

(借) 受 取 手 形 ￥800.00 (貸) 商 品 ￥1,700.00
賣掛金(又は杉山商會) × 900.00

(4) 元木商店へ買掛金の内 ￥400.00 三井銀行宛小切手 №13 を振出し支拂を爲す。

(借)買掛金(又は元木商店) ￥400.00
(貸) 當座預金 400.00

(5) 杉山商會より賣掛金の回収として ￥900.00 現金を受取り、直ちに當座預金とす。

(借) 當座預金 ￥900.00
(貸) 賣掛金(又は杉山商會) ￥900.00

3. 貸付金勘定、借入金勘定、社債勘定

貸付金借入金は利息を附し、擔保を提供し、證書の取かはしを行ふ比較的長期の貸借關係である。借入を爲したるとき借入金勘定の貸方に、これを支拂つたるとき借方に記入する。貸付を爲したるとき貸付金勘定の借方に取立てたるとき同勘定の借方に記入する。借入金勘定の残高は常に貸方に存し、貸付金勘定の残高は借方に存して各々債權債務の未決済額を示す。

社債は借入金、資本金と共に企業資金の一種の獲得手段であり、

借入金と異なる所は金額が社債券に化體しある所に存する。而してそれ自身一の有價證券であり、一般に公募される。社債は借入を爲したるとき社債勘定の貸方に、償還したるとき又は自己の社債券を取得したるとき借方に記入し、殘高は貸方に存する。

・取引例

(6) 平池商店へ現金 ¥2,000.00 を貸與す。期限六ヶ月利子年6分抵當として帳簿價格 ¥2,500.00 の土地の提供を受く。

(借) 貸付金 ¥ 2,000.00 (貸) 現金 ¥2,000.00

(7) 東京不動産銀行より現金 ¥6,000.00 を借り受く、期限三ヶ月利子年一割擔保として帳簿價格 ¥7,000.00 の家屋を抵當に附す。

(借) 現金 ¥ 6,000.00 (貸) 借入金 ¥ 6,000.00

(8) 平池商店への貸付金期限到來に就き取立を行ふ、その元利共三井銀行へ當座預金とす。

(借) 當座預金 ¥ 2,060.00 (貸) 貸付金 ¥ 2,000.00

受取利息 ¥ 60.00

4. 貸倒準備金勘定

賣掛金は取引先の故意又は破産に依つて取立不能に陥ることがある。斯る場合取立不能が確定せるとき賣掛金の消滅とし、一方損失として處理してもよいが、永年の經驗に依つて賣掛金の何分位が貸倒となるかを豫知することが出来る。故に貸倒に對する準備として期首に繰越された賣掛金の額に應じて貸倒準備金を設けることが多い。貸倒準備金を設ける方法には種々あるが期首の賣掛金額の何分

と率を決定し置く方法が多く採用される。貸倒準備金を処理する勘定を貸倒準備金勘定と呼ぶ、貸倒準備が爲されたるとき損益勘定の借方と、貸倒準備金勘定の貸方に記入し、現實に貸倒の發生したるとき、貸倒準備金勘定の借方と、賣掛金勘定の貸方に記入する。貸倒準備金勘定の残高は貸方にあり、この残高に次期の初めに於ける賣掛金の額に應じて準備金額を加減する。

取 引 例

(9) 期末賣掛金 $\yen 8,000.00$ に對し貸倒準備金として賣掛金の5%を準備す。爾後決算時に賣掛金の5%に當る額を貸倒準備金として設けることゝす。

(借) 損 益 $\yen 400.00$ (貸) 貸倒準備金 $\yen 400.00$

(10) 大穴商店破産に就き、これへの賣掛金 $\yen 120.00$ 貸倒となり、損費となる。

(借) 貸倒準備金 $\yen 120.00$

(貸) 賣掛金(又ハ大穴商店) $\yen 120.00$

(11) 次期末に於ける賣掛金 $\yen 12,000.00$ に對し5%の貸倒準備金を設く。

(借) 損 益 $\yen 220.00$ (貸) 貸倒準備金 $\yen 220.00$

次期末に於ける賣掛金 $\yen 9,000.00$ に對し5%の貸倒準備金を設く。

(借) 貸倒準備金 $\yen 150.00$ (借) 損 益 $\yen 150.00$

5. 前受金勘定、前拂金勘定

前受金勘定とは商品賣渡前に得意先より前金として代金の支拂を受けたるときにこれを處理する勘定にして、前金を受けたるとき同勘定の貸方に記入して、預り額を示し、現實に商品を賣渡したるとき勘定の借方に記入する。その残高は貸方にあつて得意先よりの

預り高をあらはす。前拂金とは反對に當方にて未だ商品の買入前に仕入先へ内金又は融資として資金を提供する場合に生ずるものにして、前拂金勘定にて處理する。前拂を爲したるとき借方に、商品を買入れたるとき貸方に記入し残高は借方にあつて仕入先への預け金額を示す。前受金、前拂金は賣掛金、買掛金と關聯し、得意先仕入先との關係が如何になつてゐるかは前受金勘定と賣掛金勘定、前拂金勘定と買掛金勘定とを對照して見ねばならない。前受金、前拂金は各々賣掛金勘定(得意先勘定)、買掛金勘定(仕入先勘定)にて處理することも出来る。即ち前受を爲したるとき賣掛金勘定の貸方に前拂を爲したるとき買掛金勘定の借方に記入するのではある。然し斯くするときは賣掛金、買掛金勘定を複雑にし、その合計残高が眞の掛貸借額を表はさないことになる。故に別個獨立の二箇の勘定を設定するを可とする。前受金、前拂金が度々發生するときはこれ等の人名勘定を補助元帳として設けてもよい。

取 引 例

(12) 山本商店より現金 ¥ 300.00 商品賣渡代の前金として受領す。

(借) 現 金 ¥ 300.00 (貸) 前 受 金 ¥ 300.00

(13) 水野商店へ商品買入代の前金として ¥ 390.00 三井銀行宛小切手 ¥ 19 を振出し交附す。

(借) 前 拂 金 ¥ 390.00 (貸) 當座預金 ¥ 390.00

(14) 水野商店より商品を買入れ代金 ¥ 1,500.00 の内前拂金超過額は掛とす。

(借) 商 品 ¥ 1,500.00 (貸) 前 拂 金 ¥ 390.00

買掛金 \times 1,110.00

(15) 山本商店へ商品を賣渡し、其の代金 \yen 250.00 は前受金より支拂を受けたるものとす。

(借) 前受金 \yen 20.00 (貸) 商品 \yen 250.00

(16) 山本商店へ商品を賣渡し、其代金 \yen 500.00 の内 \yen 450.00 は現金にて受取り、他は前受金を以て支拂はれたるものとす。

(借) 前受金 \yen 50.00 (貸) 商品 \yen 500.00

現金 \yen 450.00

6. 未收金勘定、未拂金勘定

商品以外の物件の賣買讓渡より生ずる一時的の債權債務を處理するために設けられる勘定である。この取引は商品の掛買、掛賣と同性質であるが取扱商品の賣買に依つて生ずる掛貸借と區別するため、斯る勘定が設定されるのである。未收金勘定は不用物又は土地の賣却等を爲して、未だ代金を受取らざるとき買手に對する債權を表はすために債權の發生額を借方に、消滅せるとき貸方に記し、残高は借方に表はれ債權未收高を示す。未拂金勘定とは例へば店用什器、運搬具等を買入れ、その代金を月末拂としたるが如き場合、それまでの負債を表はすために設定される。債務の發生せるとき貸方に、消滅せるとき借方に記入し、残高は貸方に存在して債務未拂高を示す。

取引例

(17) 所有土地を川島商店へ代價 \yen 4,600.00 にて賣渡し、代金は月末に受

取る約定。

(借) 未收金 ￡ 4,600.00 (貸) 土地 ￡ 4,600.00

(18) サイクル商會より店用三輪車を買入れ、其の代金 ￡ 1,680.00 は三ヶ月後拂の約定とす。

(借) 運搬具 ￡ 1,680.00 (貸) 未拂金 ￡ 1,680.00

(19) 土地資却代の支拂として三菱銀行宛小切手 №24 を川島商店より受取る。

(借) 現金 ￡ 4,600.00 (貸) 未收金 ￡ 4,600.00

7. 假拂金勘定、假受金勘定

金錢の受授が實際に行はれても其の取引が如何なる勘定に屬するか、未確定のものを處理するために設定される勘定である。例へば店員を原料仕入のため出張せしめ、これに仕入代其の他の費用として現金を持參せしめたる場合、現金は出納係から支出されたるも未だ如何なる勘定にて處理すべきか確定せざる場合等である。斯るときは假拂金勘定を起して一時處理して置く。現金が支拂はれたときは假拂金勘定の借方に、他の勘定へ處理されるとき貸方へ記入し、残高は借方にあつて未確定支出額を示す。又假受金勘定は例へば元帳に口座を有せざる店より送金し來り、何のための送金が判明せざるとき、判明するまで處理し置く勘定である。斯る入金ありたるとき假受金勘定の貸方に、處理すべき勘定決定したるとき假受金勘定の借方に記入する。残高は貸方にあつて處理未決定額を示す。以上は何れも暫定勘定である。

取 引 例

(20) 店員を商品仕入のため大阪方面へ出張せしめ、これに對し商品仕入代並びに其の他の費用として現金 5,000.00 を持参せしむ。

(借) 假拂金 5,000.00 (貸) 現金 5,000.00

(21) 店員出張より歸り、上記金額中 3,800.00 を以て商品を仕入れ、他に雜費用 40 の支出ありたる旨報告され、残は現金にて取戻す。

(借) 商品 3,800.00 (貸) 假拂金 5,000.00
 雜 費 40.00
 現 金 1,160.00

(22) 青森市石岡商店より原因不明の送金爲替 13 金額 300.00 の送付あり、依つてこれを假受金となす。

(借) 現金 300.00 (貸) 假受金 300.00

(23) 上記石岡商店よりの送金爲替商品買入のためなること判明し、賣價 300.00 の商品を本日發送す。

(借) 假受金 300.00 (貸) 商品 300.00

8. 未 決 済 勘 定

或取引發生せるもその對價又は報酬が幾何なるか判明せず、金額の決定せざる債權債務を處理する暫定的勘定にして、當方にて請求せる額又は支拂ふものと豫定せる額を備忘的に記録し置く。而して額が確定せるとき他の勘定へ振替記人を爲す。斯る債權發生せるとき借方に消滅せるとき貸方に、債務の發生したるとき貸方に消滅したるとき借方に記入する。これを未決済債權勘定、未決済債務勘定

に區別せば處理が單純になる。

取引例

(24) 破産者鈴木商店に對する證書貸付金 7,800.00 を破産債權者として
同店破産管財人へ償還請求を爲す。

(借) 未決済債權 7,800.00 (貸) 貸付金 7,800.00

(25) 上記請求額に對し清算人より半額 3,900.00 を現金にて支拂を受け、他は貸倒となる。

(借) 現金 3,900.00 (貸) 未決済債權 7,800.00
損益 3,900.00

9. 商品切手勘定

商品切手を發行したる場合は將來持參人に對し、その金額に相當する商品の提供を爲すことを約束せるものと看做すことが出来る。故にこれは一種の負債である。この負債を商品切手勘定で處理する。切手を發行したるとき同勘定の貸方に、切手と引換に商品を賣渡し又は金錢の支拂を爲したるとき借方に記入し、残高は貸方にあつて商品切手に係る債務の未決済高を示す。

取引例

(26) 商品切手 2,300.00 #1—#12 を發行し、其の代金現金にて受取る。

(借) 現金 2,300.00 (貸) 商品切手 2,300.00

(27) 上記切手中 1,740.00 分 (# 1.3.6—8) 商品を賣渡す。

(借) 商品切手 1,740.00 (貸) 商品 1,740.00

第十一章 商品勘定

1. 商品勘定の性質

商品勘定は買買其の他に依つて生じたる商品の増減變化を計算處理する勘定である。商品の仕入は資産の増加であり、同勘定の借方に記入され、賣却は資産の減少で貸方へ記入される。然るに商品の買買には損益を伴ふものであり、仕入價格と販賣價格とは異なるを原則とする。商企業者は利潤の獲得を目的とするために仕入價格よりも販賣價格が大であるのが常態である。又企業者は危険の負擔者でもあり、損失を被ることもある。斯る商品買買を商品勘定から觀察すれば仕入を記帳する借方側と販賣を記帳する貸方側とではその價格の評價標準を異にする譯であり、貸方側へは商品の仕入原價と販賣損益との合體せる混合取引が記入される。それ故商品勘定は單純な資産の増減を處理する勘定ではなく、損益要素をも記録する混合勘定となるのである。複式簿記は取引の二重性に依り、其の原因結果を明かにし、これを勘定科目毎に分割處理し、完全なる種目別の記録計算が可能となるのであり、これが一の特色とせられてゐるのであるが、この混合取引に於てその種目別の記録計算の完全性が至められる。

商品勘定が斯くの如くである以上商品の賣上原價、現在高並びに販賣損益を發見するために所要の行作を施すことが必要である。先

づ第一に考へられることは商品勘定を混合勘定としないことであり、次には混合勘定として処理して置き、然る後に賣上の原價、商品在高、販賣損益を知る方法である。第一の方法は商品賣上なる取引を商品原價と販賣損益との單純取引に分解して記録することである。然るときは商品勘定は混合勘定とならずに濟み、借方は仕入原價、貸方は賣上原價であり、貸借とも評價標準を等しくし、別に損益勘定にて販賣損益が計算される。然るに斯くすることは一部分の商取引に於て可能なるのみにして、大部分の企業に於ては爲し得ない記帳法である。故に商品勘定は一般に貸方に混合取引を含む第二の方法たる混合勘定として處理される。混合勘定である商品勘定で問題となるのは混合取引を記録する貸方側であり、貸方に記載せられてある額は商品の原價と損益とからなる二個の未知數の代數和である。又同様に商品勘定の殘高も商品と損益との二個の未知數の代數和である。故にこの商品勘定にあつては、これ等未知數の數値を知る方法を構せねばならない。而して次節に於ては稍々詳しく商品勘定を單純化する方法に就き説述する。

2. 商品勘定を單純化する一般原則

前述の如く商品勘定を單純化するには二つの方法がある。一は商品取引を單純なものとして記録する方法であり、二は商品取引を混合取引として處理し、この混合勘定を分析して單純化する方法である。

(イ) 商品取引を単純取引として記録する方法

商品取引の内混合取引である賣渡を單純化するのである。これには賣渡毎に商品の原價を明かにし、賣價との差額を直ちに損益取引として仕譯すればよい。下の假設例をこの方法にて記録すれば次頁の如き仕譯となる。

取 引 例

- | | |
|--|------------------------------------|
| (1) 前期繰越高 ¥ 500.00 | (2) 現金仕入 ¥ 1,000.00 |
| (3) 掛仕入 ¥ 1,500.00 | (4) 現金賣 ¥ 600.00
(原價 ¥ 550.00) |
| (5) 掛賣 ¥ 1,200.00
(原價 ¥ 1,230.00) | (6) 手形仕入 ¥ 800.00 |
| (7) 手形賣 ¥ 1,600.00
(原價 ¥ 1,420.00) | (8) 期末棚卸 ¥ 600.00 |

而して(1)と(8)とはこゝでは仕譯が起らない。混合取引として問題となるのは(4)、(5)、(7)の取引である。(4)は原價 ¥550.00の商品を ¥600.00にして販賣したのであり、利益が生じてゐるため取引を分析して貸方に商品 ¥550.00と損益(販賣利益) ¥50.00としたのである。(7)の取引は(4)と同様である。(5)の取引は原價 ¥1,230.00を ¥1,200.00にて販賣したのであり ¥30.00の損失を生じたものとして借方に賣掛金 ¥1,200.00と損益(販賣損) ¥30.00とに分析仕譯を爲したのである。斯くの如く取引を分析して仕譯すれば商品勘定への記入が單純化され、凡て原價を以て記入されるため残高も純粹の商品残高を示すことになる。

仕 譯 帳

日 附	摘 要	元帳	借 方	貸 方
(2)	(商 品)		1,000 00	
	(現 金)			1,000 00
(3)	(商 品)		1,500 00	
	(買 掛 金)			1,500 00
(4)	(現 金)		600 00	
	(商 品)			550 00
	(損 益)			50 00
(5)	(賣 掛 金)		1,200 00	
	(損 益)		30 00	
	(商 品)			1,230 00
(6)	(商 品)		800 00	
	(支 拂 手 形)			800 00
(7)	(取 受 手 形)		1,600 00	
	(商 品)			1,420 00
	(損 益)			180 00

商 品 勘 定			
(1) 前期繰越高	500.00	(4) 現 金 賣	550.00
(2) 現金仕入	1,030.00	(5) 掛 賣	1,230.00
(3) 掛 仕 入	1,500.00	(7) 手 形 賣	1,420.00
(6) 手形仕入	800.00	(8) (残 高	600.00)
損 益 勘 定			
(5) 商品掛賣	30.00	(4) 商品現金賣	50.00
(販賣利益	200.00)	(7) 商品手形賣	180.00

(ロ) 混合勘定を分析し損益を発見する方法

取引閑散にして、且一時に規格の同一なる商品が大量に販賣される企業の簿記としては以上の處理法に依ることが最も望ましいことである。然るに取引が頻繁に行はれ、取扱ふ商品の價格品質等の異なる企業にあつては上記の方法に依り、一々原價を算出して記帳することは到底不可能である。故に一般に販賣價格を損益と原價とに分析せず、その儘商品勘定へ貸記する。即ち一定期間商品勘定を混合勘定として置き、その一定期間の取引を纏めて賣上原價と、損益とを算出するのである。二個の未知數の數値を知る方法として、簿記外にて先づ實地棚卸を行ひ残高を検べ、然る後期間に販賣せられた商品の原價を知る。販賣せられた商品の原價とは、期首の繰越高

と当期純仕入高の和から期末棚卸高(残高)を差引いた額である。前の例を以てすれば $¥500.00 + (¥1,000.00 + ¥1,500.00 + ¥800.00) - ¥600.00 = ¥3,200.00$ であり、これが商品賣上の原價である。賣上原價と、商品勘定の貸方に記入されてある賣上總額とを比較すれば、その期間内の販賣損益が明瞭となる。即ち $(¥600.00 + ¥1,200.00 + 1,600.00) - ¥3,200.00 = ¥200.00$ となる。

然るに簿記にては凡ての計算が勘定口座にて行はれるため一般に減算の形式を採らない。故に期末棚卸高を借方から差引く代りに貸方に加算し、而して借方と貸方とを比較して販賣損益を決定するのである。又期末棚卸高は貸方に記入されて同時に次期への繰越額を表はすことになる。これを代數式を以て表せば次の如くなる。

$$\text{期首棚卸高} + \text{商品仕入高} - \text{期末棚卸高} = \text{賣上原價}$$

$$\text{商品賣上高} - \text{賣上原價} = \text{販賣利益}$$

$$\text{賣上原價} - \text{商品賣上高} = \text{販賣損失}$$

$$\text{商品賣上高} - (\text{期首棚卸高} + \text{商品仕入高} - \text{期末棚卸高}) = \text{販賣利益}$$

$$(\text{期首棚卸高} + \text{商品仕入高} - \text{期末棚卸高}) - \text{商品賣上高} = \text{販賣損失}$$

而して以上の式を各々勘定形式に移項すれば

$$\text{期首棚卸高} + \text{商品仕入高} + \text{販賣利益} = \text{商品賣上高} + \text{期末棚卸高}$$

$$\text{期首棚卸高} + \text{商品仕入高} = \text{商品賣上高} + \text{期末棚卸高} + \text{販賣損失}$$

混合勘定に依る場合の仕譯及勘定口座への記入を示せば次頁の如くである。

仕 記 帳

日 附	摘 要	元 帳	借 方	貸 方
(2)	(商 品) (現 金)		1,000.00	1,000.00
(3)	(商 品) (買 掛 金)		1,500.00	1,500.00
(4)	(現 金) (商 品)		600.00	600.00
(5)	(賣 掛 金) (商 品)		1,200.00	1,200.00
(6)	(商 品) (支 拂 手 形)		800.00	800.00
(7)	(受 取 手 形) (商 品)		1,600.00	1,600.00

商 品 勘 定

(1) 期首棚卸高	500.00	(4) 現金賣上高	600.00
(2) 現金仕入高	1,000.00	(5) 掛賣上高	1,200.00
(3) 掛仕入高	1,500.00	(7) 手形賣上高	1,600.00
(6) 手形仕入高	800.00	(8) (期末棚卸高	600.00)
(販 賣 利 益	200.00)		

3. 商品勘定の分割

商品勘定の中には種類性質の異なつた取引が集録されてゐる。借

方側には前期繰越高、当期仕入高の外に取引諸掛、戻り高、賣上値引等が記入され、貸方側には賣上高なる混合取引の外に戻し高、仕入値引が記入される。斯る取引を一の商品勘定にて処理するときは販賣損益を發見することは出来るとしても、勘定口座にて純仕入高、純賣上高、賣上原價を明かに表はすことは困難である。加之仕入と賣上とを異つた場所にて行ふ場合、又取引が頻繁に起る所では記帳上不便を來すことが多い。この弊を除去し、且つ商企業の經營上須要なる資料たる仕入賣上の高を發見するためには、商品勘定の分割が必要である。商品勘定の分割法にも亦種々あり、企業規模の大小に依り夫々二分法、三分法、五分法、七分法等が採用される。

(イ) 二分法(商品仕入勘定、商品賣上勘定)

商品勘定を商品仕入勘定と商品賣上勘定とに分割する方法にして、商品仕入勘定へは前期繰越高、当期總仕入高及取引諸掛を借方に記入し、戻し高、仕入先値引を貸方に記入し、その残高は借方にあつて當期間企業にて販賣し得る状態にあつた商品高を示す。商品賣上勘定には貸方に当期總賣上高を、借方に戻り高、賣上値引高を記入し、残高は貸方にあつて当期純賣上高を示す。而して損益の計算には、仕入勘定の貸方に期末棚卸高を記入し、その借方残高が賣上原價であり、この残高と商品賣上勘定の貸方残高たる純賣上高を損益勘定へ振替へ、この賣上高と賣上原價とに依つて損益を算定する。

前の取引例に戻し高、賣上値引高、戻り高を加へて元帳記入例を示せば次

の如くなる。

- (8) 仕入商品の中 至 230.00 分品質不良に就き仕入先へ返送す。
 (9) 賣上商品の中 至 130.00 品達にて返戻さる。
 (10) 賣上商品に對し 至 70.00 の現金値引を爲す。
 (11) 仕入商品に對し 至 50.00 の現金値引を受く。
 (12) 期末棚卸高 至 600.00

商品仕入勘定

(1) 期首棚卸高	500.00	(8) 戻し品	200.00
(2) 現金仕入高	1,000.00	(11) 仕入値引	50.00
(3) 掛仕入高	1,500.00	(12) (期末棚卸高)	600.00
(6) 手形仕入高	800.00	(30) 賣上原價(損益へ)	2,950.00
	<u>3,800.00</u>		<u>3,800.00</u>
(1) 前期繰越高	600.00		

商品賣上勘定

(9) 戻り品	130.00	(4) 現金賣上高	600.00
(10) 賣上値引	70.00	(5) 掛賣上高	1,200.00
(30) 純賣上高(損益へ)	3,200.00	(7) 手形賣上高	1,600.00
	<u>3,400.00</u>		<u>3,400.00</u>

損益勘定

(30) 賣上原價 2,950.00	(30) 純賣上高 3,200.00
(30) (販賣利益(資本金へ)250.00)	
3,200.00	3,200.00

(ロ) 三分法 (商品棚卸勘定、商品仕入勘定、商品賣上勘定)

商品仕入勘定から更に棚卸に属する項目を分離し別に商品棚卸勘定を設ける方法である。棚卸高を商品仕入勘定に当期仕入高と纏めて記入するときは当期間の純仕入高を明瞭に表はし得ないし、繰越高と当期仕入高とを區別して記帳することは商品管理上にも望ましいことである。この分割法から損益を算出するには次の順序で行ふ。先づ棚卸に依つて期末の商品在高を確め、これを商品棚卸勘定の借方と、商品仕入勘定の貸方とに記入する。賣上原價を知るために、商品仕入勘定へ期首の棚卸高を振替記入する。而して商品仕入勘定の借方残高(賣上原價)と商品賣上勘定の貸方残高(純賣上高)を損益勘定へ振替へて販賣損益を計算する。商品棚卸勘定の期末棚卸高は次期へ繰越される。

商品棚卸勘定

(1) 期首棚卸高 500.00	(30) 商品仕入勘定へ 500.00
(12) 期末棚卸高 600.00	(30) (次期繰越) 600.00
1,100.00	1,100.00
(1) 期首棚卸高 600.00 (前期繰越高)	

商品仕入勘定

(2) 現金仕入高	1,000.00	(8) 戻し品	200.00
(3) 掛仕入高	1,500.00	(11) 仕入値引	50.00
(6) 手形仕入高	800.00	(12) 期末棚卸高	600.00
(20) 商品棚卸勘定ヨリ (期首棚卸高)	500.00	(30) 損益勘定へ (賣上原價)	2,950.00
	<u>3,800.00</u>		<u>3,800.00</u>

商品賣上勘定

(9) 戻り品	130.00	(4) 現金賣上高	600.00
(10) 賣上値引	70.00	(5) 掛賣上高	1,200.00
(30) 損益勘定へ (純賣上高)	3,200.00	(5) 手形賣上高	1,600.00
	<u>3,400.00</u>		<u>3,400.00</u>

(ハ) 三分法に賣買勘定を附加する法 (四分法)

三分法に依れば決算のとき期首棚卸高及期末棚卸高を仕入勘定へ記入して賣上原價を算出する。然るに棚卸高を仕入勘定へ記入することは仕入勘定の單純性が阻害され、當期仕入高が一目瞭然たらざる憾がある。又賣上原價と賣上高を損益勘定へ振替へて損益計算を爲すことは理論的ではない。賣上原價、賣上高は損益計算の手段として損益勘定へ振替へられるのであつて損益そのものではない。また損益勘定に依つて總損益の計算も出來なくなる不便等がある。これ等の不都合を是正するために、この分割法では別に販賣損益計算

のための賣買勘定を附加設定する。賣買勘定へは借方に棚卸勘定からの期首棚卸高、仕入勘定からの純仕入高を、貸方に期末棚卸高（棚卸勘定への記入と同時に）及び賣上勘定からの純賣上高を記入し販賣損益を發見するのである。

商品棚卸勘定

(1) 期首棚卸高	500.00	(30) 賣買勘定へ	500.00
(12) 期末棚卸高	600.00	(30) (次期繰越)	600.00
	<u>1,100.00</u>		<u>1,100.00</u>
(1) 前期繰越高	600.00		

商品仕入勘定

(2) 現金仕入高	1,000.00	(8) 戻し品	200.00
(3) 掛仕入高	1,500.00	(11) 仕入値引	50.00
(6) 手形仕入高	800.00	(30) 賣買勘定へ (純仕入高)	3,050.00
	<u>3,300.00</u>		<u>3,300.00</u>

商品賣上勘定

(9) 戻り品	130.00	(4) 現金賣上高	600.00
(10) 賣上値引	70.00	(5) 掛賣上高	1,200.00
(30) 賣買勘定へ (純賣上高)	3,200.00	(7) 手形賣上高	1,600.00
	<u>3,400.00</u>		<u>3,400.00</u>

買 入 勘 定

(30) 期首棚卸高	500.00	(30) 期末棚卸高	600.00
(ノ) 純仕入高	3,050.00	(ノ) 純賣上高	3,200.00
(ノ) 損益勘定へ (販賣利益)	250.00		
	<u>3,800.00</u>		<u>3,800.00</u>

損 益 勘 定

(30) 販 賣 利 益	250.00
--------------	--------

この場合賣上原價は表はれてゐないが期首棚卸高と純仕入高との和から期末棚卸高を差引くことに依つて直ちに知ることが出来る。

(二) 商品仕入勘定、商品賣上勘定を更に分割する法

三分法、四分法の商品仕入勘定には仕入商品の外に貸方に戻し高仕入値引が記入され、商品賣上勘定には賣上高の外に借方には戻り高、賣上値引が記入されてある。若し取引上商品の戻し高、戻り高の多く發生する所では帳簿管理上からも、記帳事務上からもこれを仕入、賣上と別口として處理するを便とする。この場合新たに戻し品勘定、戻り品勘定を設けるのである。同じ理由の下に仕入値引、賣上値引の頻發する所ではこれも各別口座として處理する。これ仕入値引、賣上値引勘定である。

戻し品、仕入値引勘定は商品仕入勘定の評価勘定であり、戻り品、賣上値引勘定は商品賣上勘定の評価勘定である。故に決算時には主たる勘定へ振替記入して純仕入高、純賣上高を決定せねばならぬ。損益計算の方法は三分法、四分法と同様である。

第十二章 固定資産勘定、放資勘定

固定資産とは土地、建物、運搬具、什器造作等にして、放資とは金銭信託、有價證券、子會社への出資等である。何れも資産勘定に屬し、獲得したるとき又は放資したるとき原價にて借方に記入せられ、讓渡したるとき貸方に記入し、其の殘高は常に借方にあつて該資産の有高を示す。

1. 土地勘定

主として營業用土地の増減を記録する勘定にして又營業用土地勘定とも云ふ。その外企業が取得した土地も亦同一勘定にて處理する場合が多い。土地は原則として買入れたる原價に地馴代、買入手數料、登記料を加算して借方に記入する。土地を讓渡したるとき原價にて貸方に記入し、殘高は借方にあつて土地所有高を示す。而して賣却價格と原價との差は土地賣買損益勘定を起して處理する。又土地が處分前に増減價したる場合、減價に就いては企業の經營を安全ならしむる立場から損失として處理するが、増價はその儘にして置き利益の發生とはしない場合が多い。

取 引 例

(1) 營業用土地百坪を購入し、其の代金 円 3,600.00 三井銀行宛小切手 13を振出し支拂ふ。

(借) 營業用土地 円 3,600.00 (貸) 當座預金 円 3,600.00

(2) 前記土地に対し地馴代、手数料、登記料として ¥ 400.00 を現金にて支拂ふ。

(借) 營業用土地 ¥ 400.00 (貸) 現金 ¥ 400.00

(3) 上記土地の内五十坪を三浦商店へ賣渡し、其の代金 ¥ 2,500.00 は月末受取の約定。

(借) 未收金 ¥ 2,500.00 (貸) 營業用土地 ¥ 2,000.00

土地賣買損益 ¥ 500.00

2. 建 物 勘 定

營業用の建物を處理する勘定にして、これを土地と纏めて土地建物勘定とすることもある。然し乍ら土地と建物とは其の性質を異にするものであり、別勘定にて處理するを可とする。建物を取得したるとき建物勘定の借方に、處分したるとき貸方に記入し残高は借方に存して建物の現在價格を示す。而して取得にあつての登記料其他の費用も亦建物の原價に入れて借方に資産として記入する。

建物は土地と異なり年數の経過又は使損に依つて其の價値を減少する。この減價は時々刻々發生してゐるのであるが、これを其の都度記録計算することは不可能である。故に一定期間經過後大底期末に於て期間内の減價額を費用化するのである。これを減價償却と云ふ。建物は斯く減價償却を行ふがこの減價を記入する方法に二つある。一は直接法と云ひ他は間接法と云ふ。

直接法とは減價額を直接建物勘定より差引く方法であつて減價償

却の額を建物勘定の貸方と損益勘定（減價償却費勘定）の借方とに記入する。故に次期に繰越される建物の価格はこの償却済価格を以て表はされる。

間接法とは、減價償却費を直接建物勘定から差引かずに別に評價勘定たる減價償却引當金勘定又は減價償却準備金勘定を設けて、これに貸記し、建物勘定は依然として原價を維持せしむる方法である。この減價償却準備金勘定は利益の留保を意味するものではなく専ら建物勘定の評價勘定たる性質を有する。故に建物の価格を知るには建物勘定へ減價償却準備金勘定の金額を振替記入して計算するを要する。この第二法は建物の原價を常に明かにして置く利便がある。然るに我稅務當局に於てはこれを利益の留保と看做してこれに對し課稅することにしてゐるため實際上は第二法を使用することは出来ない。

減價償却費の算出には種々の方法があるが、多くは豫め償却率を定め、その率に依つて毎會計年度の終りに償却額を決定する。

又建物の新築に際し、築造費を落成の節一時に支拂ふことは少く工事中一部の支拂を行ふことが多い。斯るときは別に建物新築費勘定を設定し一時経過中の支拂額を借記し置き、落成したるとき建物勘定の借方と建物新築費勘定の貸方とに記入する處理法がある。

取 引 例

(4) 營業用として家屋新築のため着工せしめ新築費の一部 ¥ 1,700.00 を三井銀行宛小切手 № 14 を振出し支拂ひを爲す。

(借) 建物新築費 ￥1,700.00 (貸) 當座預金 ￥1,700.00

(5) 家屋新築落成し其の代金 ￥12,700.00 の内未拂額を三井銀行宛小切手
27を振出し支拂ふ。

(借) 建物 ￥12,700.00 (貸) 當座預金 ￥11,000.00

建物新築費 〆 1,700.00

(6) 上記建物の使用年数を二十年とし、残存價格 ￥700.00 として平均法
に依つて償却することに定め、今年度半期分の償却を行ふ。

直接法

(借) 損益(減價償却費) ￥600.00 (貸) 建物 ￥600.00

間接法

(借) 損益(減價償却費) ￥600.00

(貸) 建物減價償却準備金 ￥600.00

3. 什器造作勘定、運搬具勘定

營業用として使用される設備即ち店用器具、机、椅子、計算器、
電話設備費等を處理する勘定であり、購入設備したるとき借方に賣
却處分したるとき貸方に記入し、残高は借方にあつてこれ等の資産
額を示す。什器造作も亦建物と同様減價償却を行ふ必要がある。償
却法は建物勘定と同一である。

運搬具はその金額大ならざるときは什器造作勘定にて處理するが
多くの運搬具を有する企業にてはこれを運搬具勘定なる別勘定にて
處理する。處理法は凡て什器造作勘定と同一である。

4. 敷金勘定

土地家屋を賃借したるとき一種の擔保として地代家賃の幾ヶ月分かに相當する金額を敷金として地主家主に預け入れる。これは地代、家賃支拂に對する擔保となるもので地代家賃の前拂ではない。勿論家主地主は地代家賃の支拂が停滯するときは敷金を以てこれにあてるであらうが本來は貸賃借契約が解除されたる時借地借家人に返濟される性質のものである。故に敷金支拂は一種の預け金たる性質を有する。又地主家主から見れば預り金である。これには利子を附けないことが普通である。敷金勘定は敷金を支拂つたとき預り金の發生として借方に記入し、回収したるとき貸方に記入する残高は借方にあつて現に預けある敷金額を示す。家主、地主側の處分はこの反對である。

5. 放資勘定

企業が自己の營業に資金を使用して尙殘餘あるときは、これを死藏するよりも利潤を得る目的で他に放資する場合が多い。これを處理する勘定を放資勘定と云ふ。放資の形態には種々あるが商人の行ふ重なるものは他企業への出資、有價證券の買入、金錢信託等である。放資勘定は資産勘定であり、資金を投じたる時借方に引上げたる時貸方に記入し残高は借方にあつて放資額を示す。投資は利潤をあげることを目的とするが、これには又危險を伴ふ。この損益

を處理するため放資損益勘定を設ける。以上は放資を一勘定としたのであるが放資が多種に亘り、且つその金額も大なるときはこれを個別勘定として有價證券勘定、金銭信託勘定、子會社出資金勘定等を設け、これ等の損益勘定をも各々設けることがある。金銭信託、子會社出資に就いては他の資産勘定の處理と異なる所少ないが、有價證券に就いては少しく説明を要する點がある。

有價證券とは國債、地方債、社債、株券の總稱である。有價證券はその額面價格と取引價格とが異なり、記帳上は取引價格を以てする。有價證券には利札、株主配當金が附屬してゐるが支拂期に到達したる利札、株主配當金は有價證券そのものではない。公社債の利子は一定不變のものであり、期間さへ経過すれば當然にその額の支拂を受ける。故にその利子を受取つた直後の價格と利子を受取る直前の價格とは他の事情に變化ないとしても異ならねばならない。この利子を除外して觀念される價格を利落相場と云ふ。

こゝに云ふ有價證券の取引はこれを營業の本態としてゐるもの以外には頻繁に行はれるものではない。故に購入價格と販賣價格との差異を見出すのに困難する様なことはない。有價證券勘定は混合勘定とせず凡て原價にて記入し、別に**有價證券賣買損益勘定**を設けることが普通である。

有價證券勘定は買入れたるとき借方に、譲渡したるとき貸方に記入し、残高は借方にあつて有價證券手許在高を示す。有價證券賣買損益勘定は原價より高く賣却したるとき貸方に安く賣却したるとき

借方に記入し、借方残高は買買損失を、貸方残高は買買利益を示す。

利落相場に依るときは利子支拂日より買入又は賣渡の日までの見積利子を買買價格から差引いて記入せねばならぬし、別に**有價證券利息勘定**を設けるを要する。有價證券利息勘定は購入したるとき**期日經過分の利息**を借方に（これは未收利息の性質を有し一種の資産とも見られる）、利息支拂日に利息の支拂を受けたるとき貸方に記入する。又賣却の際は期間經過分の利息額を買買價格から差引いて有價證券利息勘定の貸方に記入する。この勘定の借方に記入されたる額は損失の發生ではなく、未收利息なる一種の請求權を表はすものであり、貸方側は受取利息を表はす。故に貸借は全然性質の異なるものであるが、便宜上一勘定にて處理される。但し商業簿記にては利落相場にて記帳することは少ない。

取引例

(7) 八月三十一日ろ號五分利附國債額面 $\yen 5,000.00$ を @ $\yen 93.85$ (利落相場 @ $\yen 93.00$) にて購入す。利息支拂期日六月三十日、十二月三十一日、この代金は三井銀行宛小切手 $\yen 16$ を以て支拂ふ。

(借) 有價證券 $\yen 4,692.50$ (貸) 當座預金 $\yen 4,692.50$

利落相場に依り記帳する場合

(借) 有價證券 $\yen 4,650.00$ (貸) 當座預金 $\yen 4,692.50$

有價證券利息 $\yen 42.50$

(8) 十二月未日に至り所有國債利子 $\yen 125.00$ を現金にて受取る。

(借) 現 金 $\yen 125.00$ (貸) 有價證券利息 $\yen 125.00$

(9) 三月十一日國債額面 ¥ 2,000.00 を @ ¥ 95.00 (利落相場 @ ¥ 94.05) と賣渡し其の代金は安田銀行宛小切手にて受取り直ちに當座預金とす。

(借) 當座預金	¥ 1,900.00	(貸) {	有價證券	¥ 1,770.00
			有價證券賣買損益	¥ 130.00

利落相場に依り記帳する場合

(借) 當座預金	¥ 1,900.00	(貸) {	有價證券	¥ 1,760.00
			有價證券利息	¥ 18.00
			有價證券賣買損益	¥ 122.00

第十三章 資 本 勘 定

1. 個人企業の資本金勘定

資本勘定の中には資本金勘定、引出金勘定、諸積立金勘定等がある。而して損益に關する勘定も廣義の資本勘定に屬する。然し處分前の損益は別に損益勘定の項にて説明することにする。

個人企業の資本金勘定とは營業主の元入、引出及び純損益を處理する勘定である。純損益は資本の増減であり、終には資本金勘定へ振替へられるのである。この點會社の資本金勘定とは異なる。會社の資本金勘定と損益勘定とは合體することはない。資本金勘定は營業主が元入したるとき貸方に、引出したるとき借方に記入する。又純利益の發生したるとき貸方に、純損失の生じたるるとき損益勘定よりこの勘定の借方に振替記入が行はれる。残高は貸方にあつて正味身代を示す。

營業主が資本の引出しを行ふ場合その額を資本金勘定に借記して資本の減少を表はすこと以上述べた如くであるが、引出が度々行はれるときは資本金勘定を煩雜にすることを避けるために別に引出金勘定を設け、これに借記し置き期末に資本金勘定に振替記入する方が便利である。この場合の引出金勘定は資本金勘定の評價勘定である。

2. 会社の資本金勘定

会社の資本金は個人企業の資本金と異なつて其の額は定款に依り定められ濫りに變更することは出来ない。故に損益の發生あるも帳簿上の資本金額には影響なきこととなる。一度定められたる資本金額は定款の變更なき限り何時までもその額を維持してゐる。會社資本金勘定にあつても會社の種類に依り、その記帳法を異にしてゐる。これは合名會社合資會社は人的會社であり、株式會社は物的會社である點から生ずる。

(イ) 合名會社、合資會社の資本金勘定

合名會社は無限責任社員を以て組織され、合資會社は無限責任社員と有限責任社員とに依つて組織される。會社を組織する社員の數少きときは各社員の姓名を附したる社員別の資本金勘定を設ける。社員の數多きときは斯くすること困難なるため、資本金勘定の一勘定を以てし、別に補助簿にて各社員の出資額を記帳する。

取引例

(1) 甲乙丙三名にて合名會社を組織し、甲は $\yen 30,000.00$ 乙は $\yen 25,000.00$ 丙は $\yen 15,000.00$ を現金にて出資す。

(借) 現金 $\yen 70,000.00$	}	甲資本金 $\yen 30,000.00$ 乙資本金 $\yen 25,000.00$ 丙資本金 $\yen 15,000.00$
	(貸)	

(2) 無限責任社員 5 名、有限責任社員 10 名を以て合資會社を組織し、そ

の資本金 ¥ 55,000.00 を現金にて出資す。

(借) 現金 ¥ 55,000.00 (貸) 資本金 ¥ 55,000.00

會社の出資の目的物は通常現金であるが現金以外の財貨を以て出資の目的とする場合がある。これは合名會社、合資會社並びに組織を変更した會社に其の例が多い。これを現物出資と云ふ。又合名會社の社員、合資會社の無限責任社員は財貨以外に信用、勞務をも出資の目的とすることが出来る。これ人的會社たる所より生ずる特殊な現象である。斯る場合にはその信用、勞務をも金錢に見積つて表示せねばならぬ。

(ロ) 株式會社の資本金勘定

株式會社の資本金は均一なる株式に分割され、社員はその株式を所有するものであり株主と云はれる。株主は會社の經營に參與するを要しない。これ物的會社と云はれる所以である。株式會社の資本金も定款に依つて定められてゐる。拂込まれたるとき貸方に記入し減資したるとき借方に記入する。然るに株式會社にあつては定款に定められたる額が必ずしも常に拂込まれてゐるものとは限らない。定款に定められたる資本金を公稱資本金と云ひ、これに對し拂込まれたものを拂込済資本金、未だ拂込まれざるものを拂込未済資本金又は未拂込資本金と云ふ。株式會社の資本金勘定は公稱資本金を以て表はす方法と、拂込済資本金を以て表示する方法とがある。拂込済資本金のみを記帳する場合は會社の公稱資本金は元帳に現はれないことになる。未拂込資本金の性質に就いては種々の議論がある

が、記帳上は一般に未拂込資本金勘定を設けて處理する。これは資本金勘定の評價勘定と見てよい。即ち資本金勘定へは公稱資本金を貸記し、未拂込資本金勘定に未拂分を借記して置き、正味拂込高を知るには未拂込額を資本金勘定へ振替へ計算する。未拂込資本金の残高は常に借方にある。

取引例

(3) 資本金 ￡ 4,000,000.00 の株式會社を設立し本日 第一回拂込として株金の 25% を拂込ましむ。

(借) 現金 ￡ 1,000,000.00 (貸) 資本金 ￡ 1,000,000.00

又は

(借) 現金 ￡ 1,000,000.00 (貸) 資本金 ￡ 4,000,000.00

未拂込資本金 ￡ 3,000,000.00

我商法にては合名會社、合資會社、株式會社以外に株式合資會社なる制度あるも、この會社は極めて少きためその説明はこゝにては略し、株式會社、合名會社の記帳法をこゝに適用すればよいと云ふ程度に止めて置く。

3. 諸積立金勘定

企業の活動に依り損益の發生を見るは必然であるが、會社にてはその純損益の發生毎に資本金額を變更し得ないこと上述の如くであるから、會社の利益は諸積立金、繰越利益等とされ、損失は繰越損失として處理される。これ等の損益を處理する勘定として諸積立金

勘定、繰越損益勘定がある。

株式会社にてはその期の利益金の中から配当金額の5%に相当する額を法定積立金として拂込資本金の25%に達するまで積立つることを必要とする。その外任意の積立金として退職資金積立金、配当積立金、別途積立金等がある。これ等は各々の勘定毎に口座を設けて記帳するのである。

積立金として處理し、社員に對し利益の分配を爲しても尙利益金の殘餘ある場合は、これを次期に繰越す。繰越利益を處理するため繰越利益金勘定を特別に設けることがある。又反對に損失の發生を見、諸種の積立金を以てしても補填し得ざる場合又は補填せざる場合はその損失を次期に繰越し、次期以後の利益金を以て補填するために繰越損失勘定を設定する。但し繰越損益は新たに口座を設けずに集合損益勘定をその儘使用してもよい。

第十四章 損益勘定

1. 損益勘定の性質

損益とは企業が活動することに依つて生じた成果である。企業は不斷に利潤の獲得に向つて活動してゐるがそれには経費が必要であり、成果は必ずしも積極的に生ずるものとは限らず消極的即ち損失としても亦發生する。損益は抽象的價値であり、その發生は資本の増減を意味する。損益は先づ個々の損益勘定に依つて記録計算し然る後純損益の處分を爲すのである。損益に關する勘定は利益の發生したるとき貸方に、消滅したるとき貸方に、損失の發生したるとき借方に、消滅したるとき貸方に記入する。而して借方殘高は損失を、貸方殘高は利益の存することを示す。

2. 損益勘定の分類

損益は其の據つて起るところよりして、種々の種類に分たれるがこれ等種類別に勘定科目を設定するを要する。

損益に係る勘定科目を設定するにあつては以下のことに留意すべきである。

- (1) 營業損益と其の他の損益とを區別すること。
- (2) 販賣費と他の一般營業費とを區別すること。
- (3) 経費と損失とを區別すること。

(4) 經常損益と臨時損益とを區別すること。

營業損益中販賣損益は多く賣上勘定、仕入勘定にて計算されること商品勘定の項にて述べたるところである。其の他の營業損益に就いては企業の性質、規模の大小等を考慮して適當に分類設定すべきである。例へば經費に屬するものを分類して廣告宣傳費、荷造發送費、販賣手数料、倉敷料、給料手當、通信交通費、消耗品費、保険料、税金公課、地代家賃、減價償却費、支拂利息、支拂割引料、支拂手数料等の諸勘定とするが如くである。

損失には廣狹二義あつて上に述べたるものは經費であり、廣義の損失中に含まれるが、この外狹義の損失として貸倒損失、震火災損失、盜難損失がある。前の經費は有形無形の反對給付を受けるを原則とするが狹義の損失は反對給付なく、純粹の損失である。これ等に就いても別に口座を設ける必要がある。

利益に屬するもの、大宗は販賣利益であり、その外には受取利息、受取手数料、受取地代家賃がある。販賣利益は前述せる如く商品勘定にて計算し、他は個々の勘定を設けて計算する。

3. 集合損益勘定

以上の分類に依つて、それぞれの損益の發生状態を知ることが出来るが、これを期末に於て又は一定期間の損益を纏めて、企業の總體としての損益を知るために、新しい綜合勘定を設けて凡ての損益に關する勘定の残高を集合計算せねばならぬ。このために集合損益

勘定が設けられる。その集合の方法は各損益勘定の貸借残高を集合損益勘定の貸借に振替記入するのである。而して集合損益勘定の貸方に残高が生じたときは純利益の発生であり、借方に残高の生じたときは純損失の発生を示すものである。この純損益は資本の増減なるを以て個人企業にあつては、その額が資本金勘定へ振替へられる。會社企業にあつては資本金額を増減し得ないから、利益ある場合は配當金以外は諸積立金、繰越益金とされ、損失のときは繰越損失となる。この外損益の系統的な計算には損益計算書のあること前述せる所である。

4. 損益勘定の修正記入

各種の損益勘定に記録されてゐる損益は現實に金錢の支出ありたるもの、又は收納されたるものであるが、その額が必ずしも當期間内に於て發生した損益とは限らない。前期又は次期に收支すべきものを便宜上當期に前受拂し又は未收未拂の儘にして置くこともある。例へば支拂割引料の如きは費用として前拂されるものであるが、その期限は次の營業期間にまたがることが度々ある。この他保険料、税金公課、消耗品費、廣告宣傳費等亦然りである。以上は前拂であるが、前受の利益も當期間の利益ではない。これに反し未收未拂の損益は當期間の損益であるが實際には記帳されてゐない。これ等の損益勘定は修正を行つて計算せねば當期の眞の損益は確定し得ないことになる。

(イ) 未経過費用

當期に支拂はれた費用中、次期以後の損益計算に屬すべきものである。これがため前に例示せる保険料、前拂利息、割引料、消耗品費、廣告宣傳費の諸勘定に就いて必要の修正を行はねばならない。修正の方法には次期への繰越とも關聯して三つのやり方がある。

(a) 直接法 費用勘定の貸方に未経過分の修正記入を行ひ、その額は次期に繰越される。この繰越額が貸借對照表にも表はされる。

(b) 間接法 費用勘定以外に未経過保険料勘定を設けて期末の未経過額を費用勘定の貸方と未経過勘定の借方とに記入し、未経過勘定にて次期へ繰越し、次期當初に於て又費用勘定借方に振替へる方法である。

(c) 未経過勘定を資産勘定とする法 経過的の費用が発生せる初めに於て費用勘定へ記入せずして未経過勘定に記入し、これから期末に経過分だけを費用勘定へ振替へ費用となす方法である。以下に各場合の記帳法を例示する。

取 引 例

(1) 3月1日に1ヶ年分の火災保険料金 ㊦240.00を支拂ひ6月30日に決算を行ふ。契約期間3月1日から翌年2月28日迄。

(借 方)		(貸 方)	
(a) 3/1 保 險 料	㊦ 240.00	現 金	㊦ 240.00
6/30 集 合 損 益	ㄥ 80.00	保 險 料	ㄥ 80.00

(借)		保 險 料 勘 定		(貸)	
3/1	現 金	240.00	6/30	未經過分後期繰越	160.00
			〃	損 益 へ	80.00
		<u>240.00</u>			<u>240.00</u>
7/1	未經過分前期繰越	160.00			

(借 方)		(貸 方)	
(b) 3/1	保 險 料 至 240.00	現 金 至 240.00	
6/30	未經過保險料 〃 160.00	保 險 料 〃 160.00	
	〃 集 合 損 益 〃 80.00	保 險 料 〃 80.00	
7/1	保 險 料 〃 160.00	未經過保險料 〃 160.00	

保 險 料 勘 定					
3/1	現 金	240.00	6/30	未經過保險料	160.00
			〃	損 益 へ	80.00
		<u>240.00</u>			<u>240.00</u>
7/1	未經過保險料	160.00			

未 經 過 保 險 料					
6/30	保險料未經過分	160.00	6/30	次 期 繰 越	160.00
7/1	前 期 繰 越	160.00	7/1	保 險 料 勘 定 へ	160.00

(借 方)	(貸 方)
(c) 3/1 未経過保険料 ㊦ 240.00	現 金 ㊦ 240.00
6/30 保 險 料 ㊦ 80.00	未経過保険料 ㊦ 80.00
㊦ 集合損益 ㊦ 80.00	保 險 料 ㊦ 80.00

未経過保険料

<table border="0"> <tr> <td style="width: 100px;">3/1 現 金</td> <td style="text-align: right;">240.00</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">240.00</td> </tr> <tr> <td>7/1 前期繰越</td> <td style="text-align: right;">160.00</td> </tr> </table>	3/1 現 金	240.00		240.00	7/1 前期繰越	160.00	<table border="0"> <tr> <td style="width: 100px;">6/30 保 險 料</td> <td style="text-align: right;">80.00</td> </tr> <tr> <td>㊦ 次期繰越</td> <td style="text-align: right;">160.00</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">240.00</td> </tr> </table>	6/30 保 險 料	80.00	㊦ 次期繰越	160.00		240.00
3/1 現 金	240.00												
	240.00												
7/1 前期繰越	160.00												
6/30 保 險 料	80.00												
㊦ 次期繰越	160.00												
	240.00												

保 險 料

<table border="0"> <tr> <td style="width: 100px;">6/30 未経過保険料ヨリ</td> <td style="text-align: right;">80.00</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">80.00</td> </tr> </table>	6/30 未経過保険料ヨリ	80.00		80.00	<table border="0"> <tr> <td style="width: 100px;">6/30 集合損益へ</td> <td style="text-align: right;">80.00</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">80.00</td> </tr> </table>	6/30 集合損益へ	80.00		80.00
6/30 未経過保険料ヨリ	80.00								
	80.00								
6/30 集合損益へ	80.00								
	80.00								

(ロ) 未経過収益

當期に受入れられた利益中、次期以後の損益計算に属すべきもので受取利息、割引料、地代家賃の前受等である。これが修正記入法も未経過費用と同様三種ある。

取 引 例

(2) 2月20日利息 ㊦ 80.00 を現金にて前受し6月30日決算に際し ㊦ 20.00 の未経過分があるため、受取利息勘定を修正す。(仕譯略)

(a) 直接法 受取利息勘定

6/30 未経過利息後期繰越	20.00	2/20 現金	80.00
〃 集合損益へ	60.00		
	<u>80.00</u>		<u>80.00</u>
		7/1 未経過利息前期繰越	20.00

(b) 間接法 受取利息勘定

6/30 未経過利息へ	20.00	2/20 現金	80.00
〃 集合損益へ	60.00		
	<u>80.00</u>		<u>80.00</u>
		7/1 未経過利息ヨリ	20.00

未経過利息勘定

6/30 次期繰越	20.00	6/30 利息ヨリ	20.00
7/1 利息勘定へ	20.00	7/1 前期繰越	20.00

(c) 前受利息の受取を負債とする法

未経過利息勘定

6/30 利息勘定へ	60.00	2/20 現金	80.00
次期繰越	20.00		
	<u>80.00</u>		<u>80.00</u>
		7/1 前期繰越	20.00

受 取 利 息 勘 定

6,30 未経過利息ヨリ	<u>60,00</u>	6,30 集合損益へ	<u>60,00</u>
--------------	--------------	------------	--------------

(ハ) 未 拂 費 用

発生せる費用にして未だ支拂のなされざるものであり、例へば借入を爲してから一定期間を経過した後に支拂はれる利息、家賃、地代等に就いて生ずる。斯る未拂費用は現實に支拂はれざるも當期の損費に加ふべきである。これの記帳法には直接法と間接法とがある。直接法は費用勘定の借方に未拂費用を記入し既拂の費用と合して當期の損失とする。然しこの場合にも費用として現實に支拂が爲されてゐるのではないから一種の負債と見るべきであり、繰越額が損益勘定の貸方に記入されてあるが利益ではない。而して貸借對照表へは未拂費用として貸記すべきである。次に未拂費用勘定を設ける法は、未拂費用をこの勘定の貸方と費用勘定の借方とに記入し未拂費用勘定の貸方金額は次期へ繰越される。

取 引 例

(3) 6月30日の決算時に借入金に對する未拂利息として 540.00を計上し、支拂利息勘定を修正す。他に利息の支拂額 590.00あり。(仕譯略)

(a) 直接法		支拂利息勘定	
支拂額	90.00	6/30 集合損益へ	130.00
6/30 未拂利息後期繰越	40.00		
	<u>130.00</u>		<u>130.00</u>
		7/1 未拂利息前期繰越	40.00
(b) 間接法		支拂利息勘定	
支拂額	90.00	6/30 集合損益へ	130.00
6/30 未拂利息ヨリ	40.00		
	<u>130.00</u>		<u>130.00</u>
		未拂利息勘定	
6/30 次期繰越	<u>40.00</u>	6/30 利息未拂分	<u>40.00</u>
		7/1 前期繰越	40.00

(二) 未收利益

既に発生せる収益中未だ現實に受入れざるものを云ふ。受取利息、地代家賃等にして元本の貸付を爲し時が経過せるも、未だ収入なき場合その経過分は當然当期の利益中に含まるべきものであるが未だ入手せざる故、一種の請求権を有するものと看做してもよい。これを記帳處理するには未拂費用と同様に直接法と間接法とがあり直接法に於ては利益勘定の貸方に未收額を未收利益後期繰越として記入し、これは既収の利益と合して集合損益勘定へ振替へられ、借

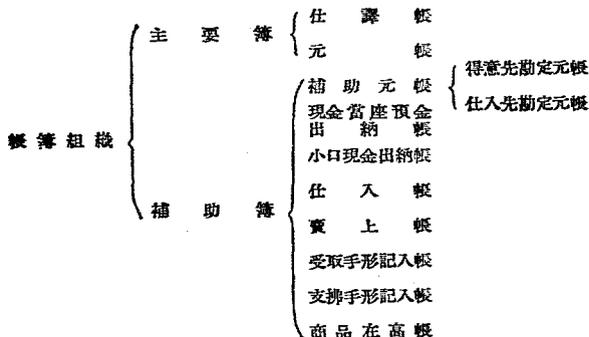
方へは未收利益前期繰越として記入する。而して借方に記入される前期繰越の未收利益は一種の資産であり、貸借対照表に借記される又間接法も未拂費用の處理と同一原理である。

取 引 例

(4) 6月30日の決算日に未收利息 円30.00を計上し、受取利息勘定を修正す。外に既收利息 円80.00あり(仕譯略)。

(a) 直接法		受取利息勘定	
6/30 集合損益へ	110.00	現金受	80.00
		6/30 未收利息後期繰越	30.00
	<u>110.00</u>		<u>110.00</u>
7/1 未收利息前期繰越	30.00		
(b) 間接法		受取利息勘定	
6/30 集合損益へ	110.00	現金受	80.00
		6/30 未收利息ヨリ	30.00
	<u>110.00</u>		<u>110.00</u>
未收利息勘定			
6/30 利息未收分	30.00	6/30 次期繰越	30.00
7/1 前期繰越	30.00		

記帳第二例題



1. 商品勘定は商品棚卸、商品仕入、商品賣上の三勘定に分割す。
2. 取引先勘定は総合二勘定として別に補助元帳に人名別の記入を爲す。
3. 營業諸經費は総合一勘定とす。
4. 決算に際しては貸借対照表、損益計算書を作成すべし。

村田米穀商店 10月1日に於ける財政状態次の如し。

資 産 至 65,435.00

現 金 至 1,850.00

當 座 領 金 至 4,370.00

取引銀行昭和銀行、借越限度 至 4,000.00 の約定。

受 取 手 形 至 1,590.00

土肥商店振出、當店宛約束手形 12 振出日 9 月 10 日 日後一ヶ月

拂支拂場所安田銀行

商 品 至 32,932.00

本石四等米 250 石 @ 至 27.80 至 6,950.00

越後三等米	380石 @	¥ 29.30	¥ 11,134.00
蓬來三等米	140石 @	¥ 21.90	¥ 3,066.00
千葉五等米	430石 @	¥ 27.40	¥ 11,782.00
賣 掛 金		¥ 3,423.00	
三橋商店	¥ 680.00	保田商店	¥ 2,743.00
什器造作		¥ 1,620.00	
原價 ¥ 1,800.00 毎決算時に原價の5%の減價償却を行ふ。			
建 物		¥ 6,650.00	
原價 7,000.00 毎決算時に原價の25%の減價償却を行ふ。			
土 地		¥ 13,000.00	
負 債		¥ 7,780.00	
支拂手形		¥ 1,830.00	
須田商店振出、清水商店受取、當店宛爲替手形 №6 振出期日 8月21日 日附後 60日拂、支拂場所 昭和銀行			
買 掛 金		¥ 5,950.00	
五十嵐商店	¥ 3,240.00	辻商店	¥ 1,680.00
加藤商店	¥ 1,030.00		
資 本 金		¥ 57,655.00	
10月1日 須々木商店へ商品を賣渡し、その代金 ¥ 4,935.00 に對し、同店 振出、松成商店宛一覽後 50日拂爲替手形 №7 を受取り、松成商店 へ提示して支拂引受を爲さしむ。支拂場所 三井銀行			
本石四等米	150石 @	¥ 28.40	¥ 4,260.00
蓬來三等米	30石 @	¥ 22.50	¥ 675.00

10月3日 用度係へ小口支拂資金として ￡ 300.00 を昭和銀行宛小切手 № 13 を振出し前渡す。

5日 保田商店より賣掛金の内 ￡ 1,500.00 を住友銀行宛小切手 № 7 にて受取り、直ちに當座預金と爲す。

8日 店用電話一本を新設し、設備費 ￡ 240.00 を現金にて支拂ふ。

10日 土肥商店振出、當店宛約束手形 № 12 昭和銀行に對し取立依頼中の所本日満期日に就き手形交換に附し、取立済の旨通知あり、手形金額 ￡ 1,590.00 は當座預金と爲す。

12日 渡邊商店へ商品を賣渡し、その代金の内 ￡ 1,500.00 は同店振出、三和銀行宛小切手 № 25 にて受取り残は掛とす。

千葉五等米 120 石 @ ￡ 27.90 ￡ 3,348.00

蓬來三等米 40 石 @ ￡ 22.60 ￡ 904.00

尙商品積送運賃 ￡ 5.60 は用度係にて現金拂を爲す。

14日 五十嵐商品より商品を買入れ、その代金の内 ￡ 3,435.00 は昭和銀行宛當座小切手 № 14 を振出し支拂を爲し、残は掛とす。

本石四等米 200 石 @ ￡ 28.10 ￡ 5,620.00

蓬來三等米 150 石 @ ￡ 22.10 ￡ 3,315.00

尙引取運賃は當方持とし出納係より ￡ 10.50 を現金にて支拂ふ。

15日 東京倉庫會社へ倉敷料 ￡ 15.00 諸雜費 ￡ 12.00 を用度係にて現金拂を爲す。

17日 三橋商店へ昭和銀行宛當座小切手 № 15 ￡ 1,600.00 を振出し資金の融通を爲す。

18日 保田商店へ商品を賣渡し、その代金は掛とす。

越後三等米 170石 @ ¥ 29.90 ¥ 5,083.00

尙運賃は當方持とし ¥ 10.20 を用度係にて現金拂を爲す。

10月20日 須田商店振出、清水商店受取、當店宛爲替手形 №6 本日満期日に就き、昭和銀行より手形交換にて支拂ひたる旨通知あり、依つて同行宛小切手 №16 を振出し、交換落手形を受取る。金額 ¥ 1,830.00

22日 土肥商店へ商品を賣渡し、その代金の内 ¥ 2,500.00 は同店振出、本間商店宛爲替手形 №14 を受取り残は掛とす。受取人當店日附後68日拂 支拂場所三和銀行、同手形は直ちに本間商店へ提示して支拂引受を爲さしむ。

越後三等米 60石 @ ¥ 31.10 ¥ 1,866.00

千葉五等米 140石 @ ¥ 29.70 ¥ 4,158.00

24日 辻商店より商品を買入れ、その代金の内 ¥ 3,500.00 に對し當店振出、辻商店受取、土肥商店宛爲替手形 №25 一覽後60日拂 支拂場所安田銀行を振出し、残は昭和銀行宛小切手 №17 を振出し支拂ふ。

越後三等米 140石 @ ¥ 30.10 ¥ 4,214.00

蓬來三等米 90石 @ ¥ 22.13 ¥ 1,991.70

26日 渡邊商店より賣掛金の内 ¥ 2,300.00 を同店振出 三井銀行宛當座小切手 №21 にて受取り、直ちに當座預金と爲す。

28日 三橋商店へ商品を賣渡し、その代金は掛とす。

本石四等米 130石 @ ¥ 28.60 ¥ 3,718.00

30日 本月分給料 ¥ 120.00 税金 ¥ 13.00 雜費 ¥ 20.00 を用度係にて現金拂を爲す。

尙用度係より本月分経費支出額の通知を受け、支出相當額の昭

和銀行宛當座小切手 $\#$ 18を振出し、小口資金の補充を爲す。諸経費
支出合計 $\yen 195.80$

10月31日 三橋商店への貸付金の一部 $\yen 600.00$ 及本月份利息 $\yen 8.00$ を安田
銀行宛當座小切手 $\#$ 8にて受取る。

11月2日 五十嵐商店へ昭和銀行宛當座小切手 $\#$ 19 $\yen 4,800.00$ を振出し、
買掛金の内拂を爲す。

4日 渡邊商店へ商品を賣渡し、その代金 $\yen 5,984.00$ に對し同店振出
當店宛約束手形 $\#$ 16 満期日 12月8日、支拂場所三井銀行を受取る。

越後三等米 120石 @ $\yen 30.80$ $\yen 3,696.00$

千葉五等米 80石 @ $\yen 28.60$ $\yen 2,288.00$

6日 保田商店より賣掛金の内 $3,600.00$ を同店振出、住友銀行宛當座小
切手 $\#$ 16にて受取り、直ちに當座預金と爲す。

8日 加藤商店より商品を買入れ、その代金は掛とす。

千葉五等米 150石 @ $\yen 28.10$ $\yen 4,215.00$

10日 土肥商店へ商品を賣渡し、その代金の内 $\yen 1,400.00$ は同店振出、
安田銀行宛當座小切手 $\#$ 17にて受取り、残は掛とす。受取小切手は
直ちに當座預金と爲す。

越後三等米 50石 @ $\yen 30.80$ $\yen 1,540.00$

蓬米三等米 70石 @ $\yen 23.20$ $\yen 1,624.00$

尙積送運賃は當方持とし $\yen 8.00$ を用度係にて現金拂を爲す。

12日 現金 $\yen 3,000.00$ 昭和銀行へ當座預金とす。

14日 辻商店、加藤商店に對し買掛金の内拂を爲す。

辻商店へは當店支拂、辻商店受取約束手形 $\#$ 4 $\yen 1,400.00$

- を振出す。日附後 75 日拂、支拂場所昭和銀行
加藤商店へは當店振出、加藤商店受取、三橋商店宛爲替手形 № 26
を 1,000.00 を引渡す。一覽後 70 日拂、支拂場所安田銀行
- 11月15日 諸雜費 35.00 を用度係にて現金拂を爲す。
- 16日 三橋商店より賣掛金の内 2,300.00 を同店振出安田銀行宛當座
小切手 № 9 にて回収す。小切手は直ちに當座預金と爲す。
- 19日 保田商店振出、松成商店宛爲替手形 № 7 昭和銀行へ取立依頼中の
所本日満期に就き手形交換に附し取立済の旨通知あり直ちに當座預
金と爲す。その金額 4,935.00
- 21日 渡邊商店へ商品を賣渡し、その代金は掛とす。
千葉五等米 100石 @ 28.60 2,860.00
尙商品積送運賃 7.00 は當方持とし用度係にて現金拂を爲す。
- 23日 東京倉庫會社へ倉敷料 16.00 を用度係にて現金拂を爲す。
- 25日 五十嵐商店への買掛金内拂として土肥商店振出、本間商店引受爲
替手形 № 14 を 2,500.00 を裏書譲渡す。(註、裏書手形勘定を設定せ
ず)。
- 28日 須田商店より商品を買入れ、その代金は昭和銀行宛當座小切手
№ 20 を振出し支拂ふ。
本石四等米 120石 @ 28.13 3,375.60
- 30日 三橋商店より貸付金の利息 5.00 を現金にて受取る。
本水分給料 120.00 税金 15.00 雜費 25.00 用度係にて現
金拂を爲す。
尙用度係より本水分諸經費の支出額 226.00 の旨通知を受け、

小口資金として支出相當額の補充を爲す。

11月30日 本日決算を行ふ。

商品棚卸高

本石四等米	290石	@	¥ 28,13	¥ 8,157,70
越後三等米	120石	@	¥ 30,10	¥ 3,612,00
蓬來三等米	2.0石	@	¥ 22,13	¥ 5,311,20
千葉五等米	140石	@	¥ 28,10	¥ 3,934,00

減價償却

什器	¥ 102,00	建物	¥ 175,00
----	----------	----	----------

合計殘高試算表

昭和 年 11 月 30 日

殘 高	合 計	元 丁	勘 定 科 目	合 計	殘 高
486 50	3,963 00	1	現 全	3,476 50	—
6,952 90	25,195 00	2	當 座 預 金	13,242 10	—
300 00	300 00	3	小 口 現 金	—	—
5,984 00	15,009 00	4	受 取 手 形	9,025 00	—
9,724 00	23,124 00	5	賣 掛 金	13,400 00	—
—	1,600 00	6	貸 付 金	1,600 00	—
32,992 00	32,992 00	7	商 品 棚 卸	—	—
22,741 80	22,741 80	8	商 品 仕 入	—	—
—	—	9	商 品 賣 上	36,020 00	36,020 00
1,860 00	1,860 00	10	什 器 造 作	—	—
6,650 00	6,650 00	11	建 物	—	—
13,000 00	13,000 00	12	土 地	—	—
—	1,330 00	13	支 拂 手 形	3,230 00	1,400 00
—	9,700 00	14	買 掛 金	15,665 00	5,965 00
—	—	15	資 本 金	57,655 00	57,655 00
421 80	421 80	16	營 業 費	—	—
—	—	17	受 取 利 息	13 00	13 00
101,053 00	158,326 60			158,326 60	101,053 00

第十五章 帳 簿

1. 複式簿記に必要な帳簿

帳簿とは取引の記録計算に必要な紙業なること前述せるところである。帳簿は企業の性質、規模の大小に依り、其の様式、種類、組織を異にするが複式簿記に必要不可欠のものは元帳と仕譯帳である。これを簿記の基本的二帳簿と云ふ。もとの元帳、仕譯帳以外に日記帳なるものがあつて、取引の内容と金額とを發生順に記入し、日記帳より仕譯帳に寫し取る方法が行はれてゐたが、現在では日記帳と仕譯帳が合體して、取引の説明を仕譯帳の摘要欄に摘記する方法が多く採用されてゐる。故に仕譯帳を又仕譯日記帳とも云ふ。

取引の記録計算は單に勘定口座を有する元帳のみにてても爲すこと可能にして元帳は帳簿中最も重要なるものたること多言を要しない。然乍ら元帳のみにては、取引の歴史的系統的觀察が不可能であり、又記入に際し誤記脱漏を生じ易く記入技術上も不利不便を來すことが多い。故に仕譯帳に依つてこの缺點を補つてゐる。仕譯帳と元帳とを對照して觀察すれば、仕譯帳は原始記入簿であり、元帳は最終記入簿であると云ふことが出来る。亦仕譯帳は歴史的記録簿であり、元帳は同時記録簿である。複式簿記はこの基本的二帳簿を有することに依つて企業の會計計算を完全に遂行し得るのである。

簿記はこの二帳簿以外に企業の種類、經營規模の大小に依つて種

々の帳簿を必要とする。現金出納帳、仕入帳、賣上帳、手形記入帳、商品在高帳、取引先勘定元帳等がこれである。これ等の帳簿は或は主要簿として、或は補助簿として企業會計處理のため使用せられる。

2. 帳簿の種類

帳簿はその觀點を異にする所より、種々に分類される。

(イ) 記録計算に絶対に必要なるか、又は補助的役割を果すのみに依つて主要簿と補助簿とに分たれる。

(ロ) 取引の全體に亘つての記録か、特殊の取引のみを記録するかに依つて一般帳簿、特殊帳簿とする。

(ハ) 取引を記入する順序に依り、原始記入簿、経過記入簿、最終記入簿に分つことが出来る。

(ニ) 帳簿の様式に依つて綴込式帳簿、カード式帳簿、ルーズリーフ式帳簿とに分たれる。

(イ) 主要簿、補助簿

主要簿とは取引の記録計算にあつて絶対に必要なる帳簿にしてこれを缺くときは複式簿記としての會計處理が爲し得ないものである。而して複式簿記に於ける基本的二帳簿たる仕譯帳と元帳とは如何なる帳簿組織に於ても主要簿として使用される。

補助簿とは取引の明細記録、備忘的記録をなす帳簿であり、主要簿にて明かならしめ得ない點を補足するものである。

元帳、仕譯帳は如何なる場合に於ても主要簿であり、補助簿とな

るところはないが、他の帳簿にあつては記帳技術上から来る帳簿組織の如何に依つて同一名稱の帳簿にても或は主要簿となり、或は補助簿となるものである。こゝに現金出納帳を例にとつて見るならば、現金取引を一般仕譯帳にて處理する所と、現金取引を一般仕譯帳にて處理せず單に現金出納帳のみにて處理する所に依つて異なつて来る。前の場合は現金出納帳は一般仕譯帳に於ける現金取引記帳の補助簿であり、後の場合は一般仕譯帳より獨立した主要簿である。斯る相違は經營の内部組織に依つて生じて來るのである。經營が分課組織になつてゐる企業にあつては現金出納帳は補助簿でなく主要簿となり、小規模經營にて現金出納事務と一般取引の計算事務とを同一人が取扱つてゐる如き所に於て、尙現金出納帳を使用する場合は補助簿として使用されることが多い。斯くの如くにして、仕入帳、賣上帳、手形記入帳も主要簿たることもあり、補助簿たることもある。以上は原始記入簿に就いてあるが元帳に於ても、得意先仕入先勘定元帳は一般元帳（總勘定元帳）の補助元帳となることもあり、又時には一般元帳から分離したものとして主要簿たる場合もある。

(ロ) 一般帳簿、特殊帳簿

一般帳簿とは元來取引の凡てを網羅して記録する帳簿であり、特殊帳簿とは或特別の取引のみを記録する帳簿である。故に本來の元帳と仕譯帳は一般帳簿である。而して其他の帳簿は特殊帳簿と云ふことが出来る。即ち現金の收支に關する取引のみを専ら記録する

現金出納帳、商品賣買に關する取引を處理する仕入帳、賣上帳、商品の入庫出庫及び在高を現はす商品在高帳は原始記録としての特殊帳簿であり、取引先の貸借關係のみを記録する仕入先勘定元帳、得意先勘定元帳はこれ亦特殊帳簿である。

元帳、仕譯帳が分割されて特殊仕譯帳、特殊元帳が主要簿として使用されるときは、本來の元帳、仕譯帳には、特殊仕譯帳、特殊元帳に記入されない取引のみが處理されるのであり、嚴密なる意味での一般帳簿たるを得ないが、普通斯の場合にも本來の元帳、仕譯帳を一般元帳、一般仕譯帳なる名稱を以つて呼んでゐる。前者を總勘定元帳、後者を普通仕譯帳とも稱する。

(ハ) 原始記入簿、經過記入簿、最終記入簿

原始記入簿とは取引が最初に記入される帳簿であり、一般仕譯帳、現金出納帳、仕入帳、賣上帳、手形記入帳、商品在高帳はこれに屬する。日記帳を使用する組織では日記帳も原始記入簿となる。經過記入簿とは原始記入されたものを一旦纏めて收容し、それより最終記入簿に轉記する帳簿にして綜合仕譯帳がこれである。最終記入簿とは元帳にして取引が最後に種類別に記録計算される所より斯く稱するのである。

(ニ) 様式に依る分類

帳簿は其の様式即ち體裁に依つて綴込式、カード式、ルーズリーフ式帳簿とに分つ。綴込式とは普通の裝釘されたる帳簿であり、カード式とは紙片を一定の容器に入れて抜挿加除を自由ならしめた帳

簿であり、ルーズリーフ式とは紙葉を自由に抜挿出来る如く表紙兼帯の紙挟にて止めたる帳簿である。各式各々一長一短あり全面的に何れを可とすることを得ないが多く使用されてゐるのは綴込式である。

第十六章 帳簿組織總説

1. 經濟生活と帳簿組織

帳簿組織には種々の形態があるがその發展過程を検討して見るに畢竟經濟生活の進展に隨伴して進化して來たと見る事が至當である。經濟生活の未發達時代に於ては帳簿組織も極めて單純であり、單に取引先との貸借關係を備忘的に記録してゐるに過ぎなかつた。それが基となつて單式簿記が生じ、商取引が漸次多くなるにつれ、これが複式簿記の原始形態としてヴェニスに發生するに至つた。而してこの複式簿記が經濟生活に順應して發展し、補助帳簿の使用から仕譯帳の分割、仕譯帳と元帳との合體、仕譯帳より元帳への連絡は個別轉記より綜合轉記へ、終には最近の資本主義時代の分業組織に合致せる獨自平均元帳としての元帳の分割を見るまでに進展したのである。以下順次その發展過程の大略を述べることにする。

2. イタリア式簿記の帳簿組織

イタリア式と云ふも決して一つの固定した組織ではない。これを三つに分つことが出来る。(一)は個別記入の帳簿組織、(二)は綜合記録まで進化せる帳簿組織、(三)は更に進化せる改良イタリア式帳簿組織である。

個別記入の帳簿組織は主要簿として日記帳、仕譯帳、元帳からな

り仕譯帳への仕譯記入、而して元帳の勘定科目は人名別、商品別に分たれてゐる。

綜合記入の帳簿組織はイタリヤ式にても稍々進化せるものにして、主要簿たる仕譯帳、元帳以外に補助元帳たる商品元帳、人名勘定元帳、並びに仕入帳、賣上帳、現金出納帳が補助簿として使用されてゐる。従つて仕譯帳への仕譯記入は綜合記入であり、元帳にも總括勘定が設けられてゐる。

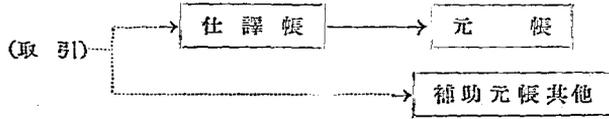
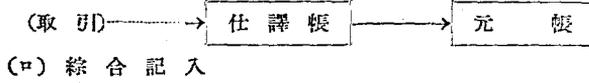
改良イタリヤ式にあつては仕譯帳が分割されて一般仕譯帳と現金出納帳（現金仕譯帳）となり、現金の收支に関する取引は一般仕譯へは記入せず現金出納帳に行はれ、現金出納帳から元帳への轉記は定期に現金出納帳の合計を綜合して行ふ方法が採用されてゐる。

以上イタリヤ式簿記の帳簿組織は複式簿記の體系を整いた最初の段階とも見るべきで、これを基本として漸次進化の路を辿つたのであるが、こゝに注意すべきは發展徑路が二つの異つた方面に向つて移行したことである。凡て帳簿組織の進化は經濟生活の進展に伴つて、技術上の記帳手数の節約、記帳事務の分掌なる二大目的に出發するが、この要求を満すため一はドイツ式簿記の帳簿組織となり、他はアメリカ式簿記の帳簿組織となつたのである。

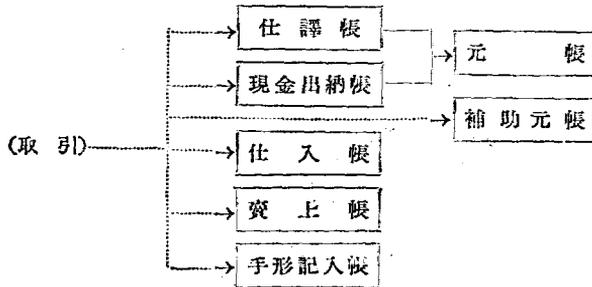
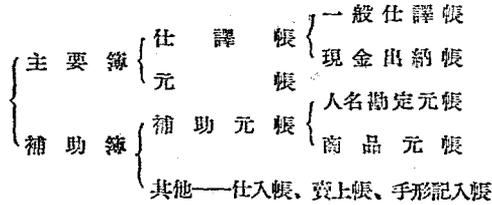
イタリヤ式帳簿組織表解

(イ) 個別記入

主要簿	{	仕	譯	帳
		元		帳



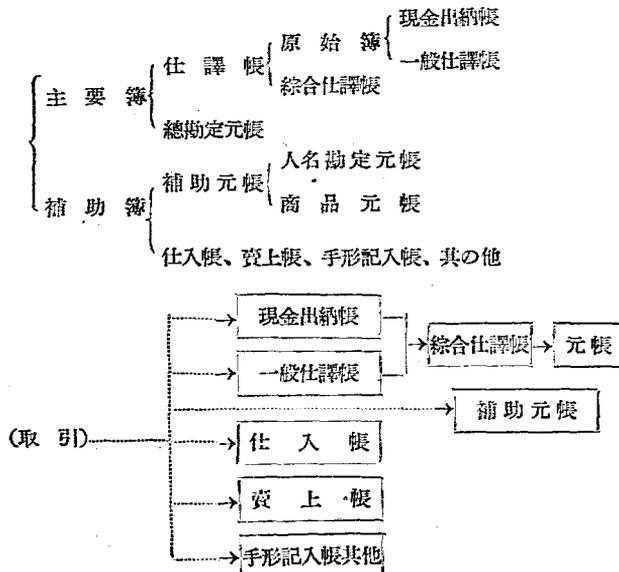
(㊦) 改良イタリヤ式



3. ドイツ式簿記の帳簿組織

ドイツ式簿記にあつては原始的記入簿が一般仕譯帳と現金出納帳とに分たれる點に於ては、改良イタリア式簿記と同一なるも更に記帳手数を節約するために、原始的記入簿から元帳への連絡は個別轉記を行はずに、綜合仕譯帳を經由して定期に綜合轉記を行ふ方法が考案されてゐる。このドイツ式簿記法は更に進化して仕譯帳が細分されて、フランス式簿記の帳簿組織を出現してゐる。

獨逸式簿記の帳簿組織表解

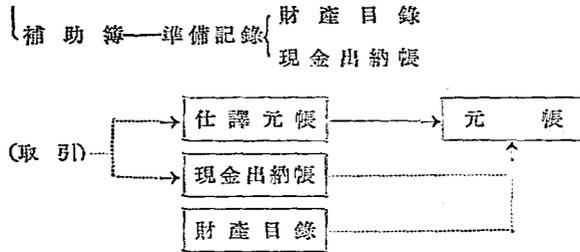


4. アメリカ式簿記の帳簿組織

アメリカ式簿記はイタリヤ式から進化したのであるが、ドイツ式とはその行方を異にし、仕譯帳を分割することなく、同一帳簿内に特別欄を設けることに依つて記帳事務を簡易化さす方法が採用されたのである。即ち仕譯帳が多桁式となり、頻發する同一取引は特別欄に記入し、定期に纏めて元帳へ轉記する。而してアメリカ式簿記の極度に發展した帳簿組織は仕譯帳の桁數を勘定科目數だけに増設し、取引は分たれた各勘定科目欄に直接仕譯記入し以て元帳としての役割をも同時に果さしめてゐる。これを仕譯元帳と云ふ。アメリカ式簿記法は専ら記帳手數の節約と云ふ見地から進化したものであるが、これは經濟生活の發展に隨伴して進化することが出来なくなつた。即ち同一帳簿に凡ての取引を記入するため、經濟生活の近代的傾向たる分業組織と合致することが不可能となり、又帳簿の尨大化は取扱ひを不便にし、誤記を生じ易くし、餘白を生ぜしむる點に於て不經濟である等の理由から行詰りを來すことになつたのである。然し乍らこの組織の長所である多桁化は簿記のその後には於ける帳簿組織に多分に取入れられてゐる。

アメリカ式簿記の帳簿組織表解

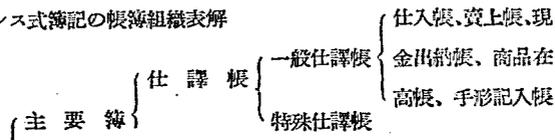
} 主 要 簿	{	主要記録——仕譯元帳(表式仕譯帳)
		決算記録——元 帳

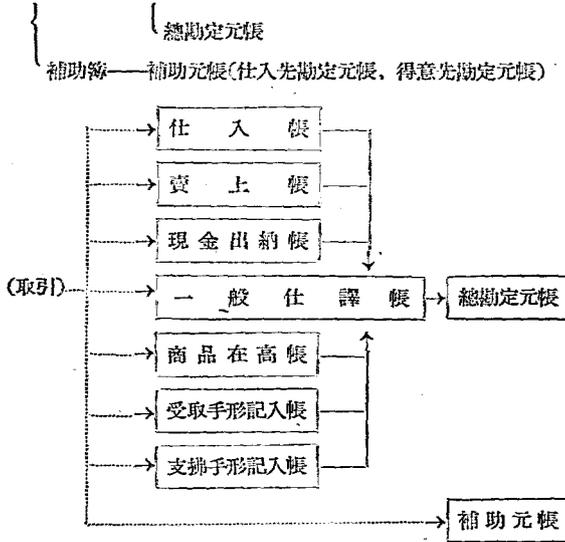


5. フランス式簿記の帳簿組織

イタリア式からドイツ式と發展せる帳簿組織はドイツ式に於て發展への指針が與へられ、更に分業の高度化につれて仕譯帳が進化し特殊仕譯帳として、仕入帳（仕入仕譯帳）、賣上帳（賣上仕譯帳）、受取手形記入帳（受取手形仕譯帳）、支拂手形記入帳（支拂手形仕譯帳）が一般仕譯帳から分割され、主要簿に昇格するに至つた。而して一般仕譯帳に記入される取引は、特殊仕譯帳に記入される以外の取引のみであり、極めて稀に發生する取引に限られる様になつたのである。又これ等種々の原始的記入簿より元帳への連絡方法も獨逸式に改良が施され、特殊仕譯帳使用から起る二重轉記を避けるため現金決済、當座預金決済勘定を設け綜合轉記を一層簡便化するに至つたのである。

フランス式簿記の帳簿組織表解





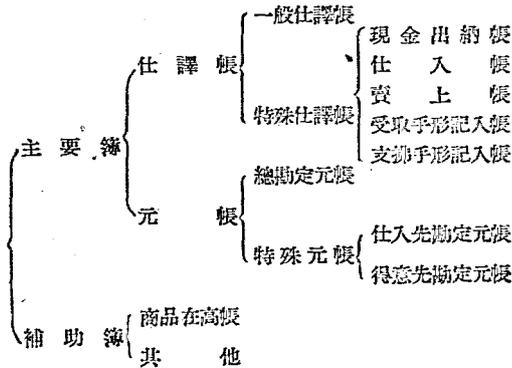
6. イギリス式簿記の帳簿組織

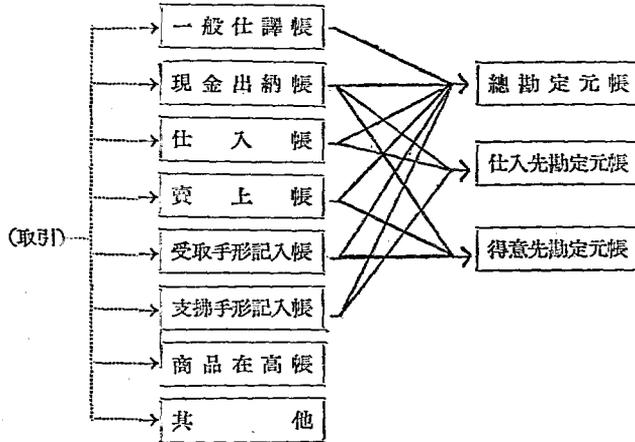
資本主義経済が最初に発生し其の発展の魁けを爲した英國に於ては帳簿組織も亦大いに進化發展し、從來の發展過程に於ては仕訳帳が進化してその分割並びに多桁化が行はれたが、こゝではこれに加へて元帳が進化し分割を見るに至つた。資本主義経済機構に於ては信用取引がその重要なる要素を占めてゐる。これを賣買取引に見るに、信用賣買が賣買の大宗を占むる様になつてゐる。この信用賣買より生ずる取引先との貸借を處理する得意先勘定元帳、仕入先勘定

元帳が一般元帳より分離し、特殊元帳として使用されるに至つたのである。而してこの元帳が分割されると各元帳が果して正確なる記入が爲されてゐるか、否かを知るためには或行作を必要とするに至つたのである。こゝに於て元帳毎に自己統制力を有せしめ、獨立して試算表を作成し得る様に一般元帳に特殊元帳統制勘定、各特殊元帳に一般元帳均整勘定を設ける方法が考へ出されたのである。分割された元帳組織に於て斯る統制勘定、均整勘定を有する各元帳を獨自平均元帳と云ふ。

元帳が分割されるときは特殊仕譯帳の形式も亦これに順應して改良されなければならない。即ち特殊仕譯帳は買掛金、賣掛金欄を有する多桁式のものを使用されねばならぬ。イギリス式簿記法は經營の分化組織に即し現段階に於て最も優れた組織である。

イギリス式簿記の帳簿組織表解



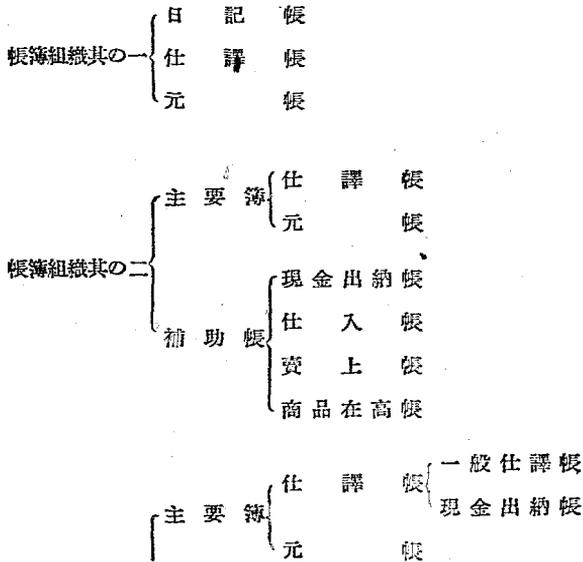


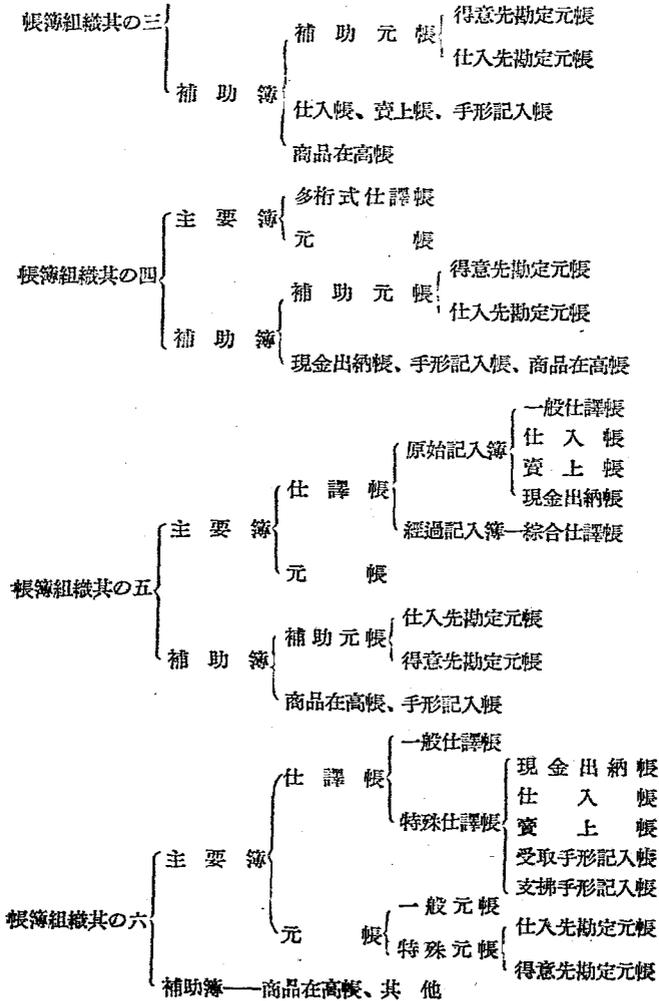
7. 企業經營の規模と帳簿組織

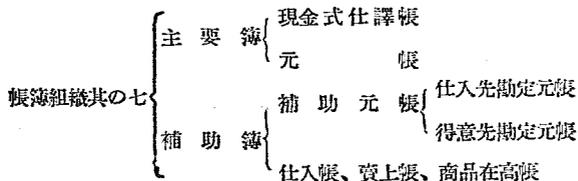
前段にては帳簿組織の態様を時間的に觀察したのであるが、經濟生活が進展して高度資本主義經濟を現出せる現代に於ても、凡ての企業が大資本に依つて經營されてゐるとは限らない。その間に大小様々の企業單位が存在すること明かである。而して簿記をしてこれ等凡ての企業の記帳に適合さすためには、その經營規模の大小に應じた帳簿組織を使用せねばならない。分課制度の發達せる大經營の企業にあつてはイギリス式の如き進歩せる帳簿組織に依つて記帳事務を處理管理することが有利であるが、これを中小規模の企業に迄その儘適用することは不可能である。小企業にあつてはイタリア式の原形に近きものを使用するを以て足るのである。經營規模の大小

と帳簿組織の複雑性とは平衡を保ねば企業會計を圓滑に遂行することは困難と云つてよい。然し單純なる帳簿組織と云へども進化せる組織の長所を充分に採り入れることの必要なるは勿論である。

次に企業經營の規模に應じて使用され得べき帳簿組織の若干の例を單純なる組織より複雑なる組織へと順を追ふて示すことにする。而してこれ等の組織に對して一つの取引例を設け、次章より各組織に用へられる帳簿及びそれへの記帳法を説明するであらう。但し次に例示せる組織は決して固定的のものではなく、各組織間に多くの融通性あることを忘却してはならない。







取 引 例

- 9月1日 現金 ¥ 7,000.00 を元入し、砂糖商を始む。
- 3日 住友銀行と當座取引を結び、現金 ¥ 5,000.00 を預け入る。借越限度 ¥ 3,000.00 擔保として店主定期預金 ¥ 3,000.00 を提供す。
- 5日 營業用什器 ¥ 1,230.00 を現金にて購入す。
- 8日 越河南店より商品を買入れ、其の代金の半額は住友銀行宛小切手 №1 を振出し支拂ひ、残は掛とす。
- | | | | |
|-----|------|-----------|------------|
| 白砂糖 | 150俵 | @ ¥ 28.00 | ¥ 4,200.00 |
|-----|------|-----------|------------|
- 11日 藤田商會より商品を買入れ、代金は掛とす。
- | | | | |
|-----|-----|-----------|------------|
| 赤砂糖 | 70俵 | @ ¥ 21.00 | ¥ 1,470.00 |
| 白砂糖 | 50俵 | @ ¥ 28.00 | 〃 1,400.00 |
- 14日 山村商會へ商品を賣渡し、其の代金 ¥ 2,730.00 の中 ¥ 530.00 は現金にて受取り、残に對し 山村商店振出 當店宛約束手形 №13 を受取る。満期日 10月19日 支拂場所 三井銀行
- | | | | |
|-----|-----|-----------|------------|
| 白砂糖 | 40俵 | @ ¥ 32.00 | ¥ 1,280.00 |
| 赤砂糖 | 50俵 | @ 〃 25.00 | 〃 1,250.00 |
- 15日 茂木商店へ商品を掛賣す。
- | | | | |
|-----|-----|-----------|------------|
| 白砂糖 | 60俵 | @ ¥ 33.00 | ¥ 1,980.00 |
|-----|-----|-----------|------------|

- 9月20日 店員出張のため旅費 $\yen 50.00$ を現金にて支拂ふ。
- 22日 中田商店へ商品を掛賣す。
- | | | | |
|-----|-----|----------------|---------------|
| 白砂糖 | 30俵 | @ $\yen 33.00$ | $\yen 990.00$ |
| 赤砂糖 | 20俵 | @ $\yen 25.50$ | $\yen 510.00$ |
- 25日 越河商店へ買掛金の内 $\yen 1,500.00$ を小切手 $\#2$ を振出し支拂ふ。
- 27日 店用消耗品 $\yen 15.00$ を現金にて買入る。
- 28日 白石商會より商品を買入れ、其の代金に對し同商會振出、三浦商店受取、當店宛爲替手形 $\#20$ を振當てられ支拂引受を爲す。一覽後ヶ月拂、支拂場所安田銀行。
- | | | | |
|-----|------|----------------|-----------------|
| 赤砂糖 | 100俵 | @ $\yen 22.00$ | $\yen 2,200.00$ |
|-----|------|----------------|-----------------|
- 30日 諸経費を現金にて支拂ふ。
- | | | | |
|----|---------------|----|--------------|
| 公課 | $\yen 30.00$ | 家賃 | $\yen 55.00$ |
| 給料 | $\yen 125.00$ | 雜費 | $\yen 23.00$ |
- 10月2日 茂木商店より賣掛金 $\yen 1,980.00$ を現金にて回収す。現金割引 $\yen 30.00$ 手取現金は直ちに當座預金とす。
- 5日 山村商會へ商品を掛賣す。
- | | | | |
|-----|-----|----------------|---------------|
| 白砂糖 | 30俵 | @ $\yen 31.00$ | $\yen 930.00$ |
| 赤砂糖 | 35俵 | @ $\yen 24.00$ | $\yen 840.00$ |
- 8日 今野商會へ商品を掛賣す。
- | | | | |
|-----|-----|----------------|---------------|
| 白砂糖 | 25俵 | @ $\yen 31.00$ | $\yen 775.00$ |
|-----|-----|----------------|---------------|
- 外に運賃(當方持) $\yen 10.00$ を現金にて支拂ふ。
- 13日 白石商會より商品を買入れ、其の代金を小切手 $\#3$ にて支拂ひ、5%の割引を受く。(割引料 $\yen 108.00$)

白砂糖 80俵 @ ¥ 27.00 ¥ 2,160.00

10月17日 茂木商會へ商品を賣渡し、其の代金の内 ¥ 500.00 は三井銀行宛
小切手№17にて受取り残は掛とす。

赤砂糖 30俵 @ ¥ 24.00 ¥ 720.00

19日 山村商會振出約束手形№13 其の金額 ¥ 2,000.00 本日満期日に就き
取立を爲し、安田銀行小切手№6にて受取り、直ちに當座預金とす。

21日 中田商店への賣掛金の中 ¥ 1,000.00 を現金にて受取り、直ちに當
座預金とす。

25日 今野商會へ商品を現金にて賣渡し、5% の代金割引を爲す。(割
引料 ¥ 46.50)

白砂糖 30俵 @ ¥ 31.00 ¥ 930.00

27日 越河商店へ買掛金 ¥ 600.00 を現金にて支拂ふ。

28日 白石商會振出爲替手形№20 本日満期日に就き小切手№4 を振出し
三浦商店へ支拂ふ。(¥ 2,200.00)

31日 本月分諸經費を現金にて支拂ふ。

家賃 ¥ 55.00 給料 ¥ 135.00 雜費 ¥ 30.00

第十七章 帳簿組織 其の一

主 要 簿	{	日 記 帳
		仕 譯 帳
		元 帳

1. 日 記 帳

日記帳は取引を發生順に最初に記入し、これに依つて仕譯帳への仕譯記入の手引を爲す帳簿である。その形式は次に取引例の解説の所にて示せる如く摘要欄と金額欄とを有し、摘要欄に取引の發生事由金額の内譯を記入し、金額欄は一行のみにして取引の金額をその儘記入するものである。而して日記帳から仕譯帳へ寫し取りが爲されたか否かを明かにするため左方に仕譯済印を付する餘白を備へることを要する。

日記帳への記入は取引をその儘發生順に爲し、簿記の記帳法を會得せざるものも容易にこれを爲すことが出来る。日記帳が使用された理由は、往時種々標準の異なる貨幣が流通してゐたためであり、初め受取つた貨幣を以て日記帳に記入し置き後にこれを一定の貨幣價値に換算して仕譯が行なはれたのである。又商店等に於て簿記法を解せざるものをして豫め取引發生毎に日記帳に記帳せしめ置き、一日の取引終了後簿記方がこれを基として仕譯帳に仕譯記入する場合に用へられることが多い。然し現在にては日記帳の使用は記

帳事務を二重にし手数を要する點から殆んど採用されなくなつてゐる。

2. 仕 譯 帳

仕譯帳は原始的記入簿であり、簿記の記録はこれより本格的に開始されるのである。日記帳は單に備忘的記録を爲すに止まり、現在に於ては日記帳を缺くも複式簿記としては何等の不都合を生じない。仕譯帳は又歴史的の記録簿であり取引を發生順に記録する點では日記帳と異なる所はないが凡ての取引を貸借に振分けて仕譯する點に於て前者と大なる差異がある。

企業の取引に依つて生ずる價值の増減變化を計算する元帳の各勘定口座は凡て仕譯帳から轉記を行ふものであり、元帳の記帳の正否を左右するものであるから慎重に處理すべきであり、誤記脱漏等なき様努めなければならぬ。

日記帳を用ふる帳簿組織にあつては凡ての取引は先づ日記帳に記入され、然る後仕譯帳にて仕譯記入される。この組織に於ては仕譯帳の摘要欄には貸借に仕譯された勘定科目名のみを記し、取引の説明は日記帳にて爲されてあるから仕譯帳には不要である。

仕譯帳の形式には種々あるが要するに摘要欄、貸借金額欄を有することに於ては變りはない。而して日附欄を設けてゐる形式と取引記入の日附を摘要欄勘定名の上に横に記入する形式とがある。

3. 元 帳

元帳は各勘定口座を以て構成する帳簿であり總勘定元帳とも云はれる。取引に依つて生ずる資産、負債、資本の増減變化を漏れなく記録計算する最後記入簿である。元帳への記入は原則として仕譯帳を通して行はれ只英米式決算法を採用する場合に締切の繰越記入が元帳自體で行はれるだけである。元帳と仕譯帳の關係は不可分であり、若し元帳への記帳が試算表の作成に依つて検査され、均衡を得ないときは仕譯帳と照合してその誤謬を訂正せねばならぬ。

元帳勘定の形式には標準式と残高式とあること既述せる所であり、多く説明を要さないが標準式は普通一般元帳(總勘定元帳)に、残高式は常に残高を表はす置くを便とする特殊元帳たる得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳に多く採用される。

帳簿組織其の一の勘定科目の設定は取引先への貸借を處理する得意先勘定、仕入先勘定を個別的な人名勘定とし、又商品の取引も商品の種類別に勘定口座を設けてゐる。この組織にては補助元帳、又は商品在高帳を備へてゐないため人名勘定、商品勘定を綜合記録し得ないのである。次にその記帳例を示そう。

日 記 帳

昭和 年 九 月 一 日

1

仕 済 印	摘 要	金 額
✓	現金 ¥7,000.00 を元入シ砂糖商ヲ始ム。	7,000 00
— 三 日 —		
✓	住友銀行ト當庄取引ヲ結ビ現金 ¥5,000.00 を預ケ入ル。借越限度 ¥3,000.00 擔保トシテ店主定期預金 ¥3,000.00 を提供ス。	5,000 00
— 五 日 —		
✓	營業用什器 ¥1,230.00 を現金ニテ購入ス。	1,230 00
— 八 日 —		
✓	越河商店ヨリ商品ヲ買入レ其ノ代金ノ半額ハ住友銀行宛小切手 21 を振出シ残ハ掛トス。	4,200 00
白 砂 糖 150俵 @ ¥ 28.00		
— 十 一 日 —		
✓	藤田商會ヨリ商品ヲ買入レ、代金ハ掛トス。 赤砂糖 70俵 @ ¥21.00 ¥1,470.00 白砂糖 50俵 @ ¥28.00 ¥1,400.00	2,870 00
— 十 四 日 —		
✓	山村商會へ商品ヲ賣渡シ、其ノ代金 ¥2,530.00 ノ中 ¥530.00 ハ現金ニテ受取り、残ニ對シ山村商店振出。當店宛約束手形 13 を受取ル。	2,530 00
満期日 10月19日 支拂場所三井銀行		
白砂糖 40俵 @ ¥32.00 ¥1,280.00		
赤砂糖 50俵 @ ¥25.00 ¥1,250.00		
次 へ		22,830 00

2

日 記 帳

昭和 年 九 月 十 五 日

仕 済 印	摘 要	金 額
	前ヨリ	22,830.00
	— 十 五 日 —	
✓	茂木商店へ商品ヲ掛賣ス。 白砂糖 60俵 @ ¥33.00	1,980.00
	— 二 十 日 —	
✓	店員出張ノタメ旅費 ¥50.00 ヲ現金ニテ支拂フ。	50.00
	— 二 十 二 日 —	
✓	中田商店ヲ掛賣ス。 白砂糖 30俵 @ ¥33.00 ¥990.00 赤砂糖 20俵 @ ¥25.50 ¥510.00	1,500.00
	— 二 十 五 日 —	
✓	越河商店へ買掛金ノ内 ¥1,500.00 ヲ小切手ヲ2 ヲ振出シ支拂フ。	1,500.00
	— 二 十 七 日 —	
✓	店用消耗品 ¥15.00 ヲ現金ニテ買入ル。	15.00
	— 二 十 八 日 —	
✓	白石商會ヨリ商品ヲ買入レ、其ノ代金ニ對シ、同 商店振出シ。三浦商店受取。當店宛爲着手形 ¥20 ヲ振當テラレ、支拂引受ヲ爲ス、一覽後1ヶ月拂 支拂場所安田銀行。 赤砂糖 100俵 @ ¥22.00	2,200.00
	次 へ	30,075.00

日 記 帳

昭和 年 九月 三十日

3

仕済 印	摘 要	金 額
	前ヨリ	30,075.00
	三十日	
✓	諸経費現金支拂、公課 ¥30.00 家賃 ¥55.00 給料 ¥125.00 雑費 ¥23.00	233.00
	十月二日	
✓	茂木商店ヨリ賣掛金 ¥1,980.00 ヲ現金ニテ回収 ス。現金割引 ¥30.00 手取金ハ直チニ當座預金 トス。	1,980.00
	五日	
✓	山村商店へ商品ヲ掛賣ス。 白砂糖 30俵 @ ¥31.00 ¥930.00 赤砂糖 35俵 @ ¥24.00 ¥840.00	1,770.00
	八日	
✓	今野商店へ商品ヲ掛賣ス。 白糖 25俵 @ ¥31.00 775.00 商品積送運賃當方ニテ現金拂 ¥10.00 10.00	775.00 10.00
	十三日	
✓	白石商會ヨリ商品ヲ買入レ、其ノ代金ヲ小切手 ¥3 ニテ支拂ヒ、5%ノ割引ヲ受ク(割引料 ¥103.00) 白砂糖 80俵 @ ¥27.00 2,160.00	2,160.00
	次へ	57,063.00

4

日記帳

昭和 年十月十七日

仕済 印	摘 要	金 額
	前ヨリ	27,003.00
	— 十七日 —	
✓	茂木商會へ商品ヲ賣渡シ、其ノ代金ノ内¥500.00 ハ三井銀行宛小切手 №17 ニテ受取り殘ハ掛トス。 赤砂糖 30度 @ ¥24.00	720.00
	— 十九日 —	
✓	山村商會振出シ約束手形 №18 至2,000.00 本日満 期日ニ就キ取立ヲ爲シ安田銀行小切手 №6 ニテ受 取り直チニ當座預金トス。	2,000.00
	— 二十一日 —	
✓	中田商店へノ賣掛金ノ内 ¥1,000.00 ヲ現金ニテ 受取り直チニ當座預金トス。	1,000.00
	— 二十五日 —	
✓	今野商店へ商品ヲ現金ニテ賣渡シ、5%ノ代金割 引ヲ爲ス (割引料 ¥46.50) 白砂糖 30度 @ ¥31.00	930.00
	— 二十七日 —	
✓	越河商店へ買掛金 ¥600.00 ヲ現金ニテ支拂フ	600.00
	— 二十八日 —	
✓	白石商會振出爲替手形 №20 本日満期日ニ就キ小 切手 №4 ヲ振出シ三浦商店へ支拂フ。	2,200.00
	— 三十一日 —	
✓	本月分諸経費ヲ現金ニテ支拂フ。 家賃 ¥55.00 給料 至135.00 雜費 ¥30.00	220.00
		44,673.00

仕 譯 帳

昭和 年九月一日

I

借 方	元 丁	摘 要	元 丁	貸 方
7,000 00	1	(現 金) (資本金)	14	7,000 00
		— 三 日 —		
5,000 00	2	(當座預金) (現 金)	1	5,000 00
		— 五 日 —		
1,230 00	10	(什 器) (現 金)	1	1,230 00
		— 八 日 —		
4,200 00	8	(白砂糖) (當座預金)	2	2,100 00
		(越河商店)	11	2,100 00
		— 十 一 日 —		
1,470 00	9	(赤砂糖) (藤田商會)	12	2,870 00
1,400 00	8	(白砂糖)		
		— 十 四 日 —		
530 00	1	(現 金) (白砂糖)	8	1,280 00
2,000 00	7	(受取手形) (赤砂糖)	9	1,250 00
		— 十 五 日 —		
1,980 00	4	(茂木商店) (白砂糖)	8	1,980 00
		— 二 十 日 —		
50 00	16	(營業費) (現 金)	1	50 00
24,860 00		次 ~		24,860 00

2

仕 譯 帳

昭和 年 九 月 二 十 二 日

借 方	元 丁	摘 要	元 丁	貸 方
24,860 00	√	前 々 日 二十一日	√	24,860 00
1,500 00	5	(中田商店) (白砂糖)	8	900 00
		(赤砂糖)	9	510 00
		二十五日		
1,500 00	11	(越河商店) (當座預金)	2	1,500 00
		二十七日		
15 00	16	(營業費) (現金)	1	15 00
		二十八日		
2,200 00	9	(赤砂糖) (支拂手形)	13	2,200 00
		三十日		
233 00	16	(營業費) (現金)	1	233 00
		十月二日		
1,950 00	2	(當座預金) (茂木商店)	4	1,950 00
30 00	15	(割引料)		
		五日		
1,770 00	3	(山村商會) (白砂糖)	8	930 00
		(赤砂糖)	9	840 00
34,068 00		次		34,068 00

仕 譯 帳

3

昭和 年十月八日

借 方	元丁	摘 要	元丁	貸 方
34,058 00	√	前ヨリ	√	34,058 00
		—— 八 日 ——		
775 00	6	(今野商會) (白砂糖)	8	775 00
		—— " 日 ——		
10 00	16	(營業費) (現金)	1	10 00
		—— 十 三 日 ——		
2,160 00	8	(白砂糖) (當座預金)	2	2,052 00
		(割引料)	15	108 00
		—— 十 七 日 ——		
500 00	1	(現金) (赤砂糖)	9	720 00
220 00	4	(茂木商店)		
		—— 十 九 日 ——		
2,000 00	2	(當座預金) (受取手形)	7	2,000 00
		—— 二 十 一 日 ——		
1,000 00	2	(當座預金) (中田商店)		1,000 00
		—— 二 十 五 日 ——		
833 50	1	(現金) (白砂糖)	8	930 00
46 50	15	(割引料)		
		—— 二 十 七 日 ——		
600 00	11	(越河商店) (現金)	1	600 00
		—— 二 十 八 日 ——		
2,200 00	13	(支拂手形) (當座預金)	2	2,200 00
		—— 三 十 一 日 ——		
220 00	16	(營業費) (現金)	1	220 00
44,673 00				44,673 00

總 勘 定 元 帳

1

現 金 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9	1 資 本 金	1	7,000 00	9	3 當 座 預 金	1	5,000 00
"	14 諸 口	"	530 00	"	5 什 器	"	1,230 00
10	17 赤 砂 糖	3	500 00	"	20 營 業 費	"	50 00
"	25 白 砂 糖	"	883 50	"	27 "	2	15 00
				"	30 "	"	233 00
				10	8 "	3	10 00
				"	27 越 河 商 店	"	600 00
				"	31 營 業 費	"	220 00

2

當 座 預 金 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9	3 現 金	1	5,000 00	9	8 白 砂 糖	1	2,100 00
10	2 茂 木 商 店	2	1,950 00	"	25 越 河 商 店	2	1,500 00
"	19 受 取 手 形	3	2,000 00	10	13 白 砂 糖	3	2,052 00
"	21 中 田 商 店	"	1,000 00	"	28 支 拂 手 形	"	2,200 00

山村商會勘定

3

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10	5 諸口	2	1,770.00				

茂木商店勘定

4

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	15 白砂糖	1	1,980.00	10	2 諸口	2	1,980.00
10	17 赤砂糖	3	220.00				

中田商店勘定

5

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	22 諸口	2	1,500.00	10	21 當座預金	3	1,000.00

6

今野商會勘定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
10	8 白砂糖	3	775.00				

7

受取手形勘定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9	14 諸口	1	2,000.00	10	19 當座預金	3	2,000.00

8

白砂糖勘定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9	8 諸口	1	4,200.00	9	14 諸口	1	1,280.00
"	11 藤田商會	"	1,400.00	"	15 茂木商店	"	1,880.00
10	13 諸口	3	2,180.00	"	22 中田商店	2	980.00
				10	5 山村商店	"	980.00
				"	8 今野商會	3	775.00
				"	25 諸口	"	980.00

赤砂糖勘定

9

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	11 藤田商會	1	1,470.00	9	14 諸口	1	1,250.00
"	28 支拂手形	2	2,200.00	"	22 中田商店	2	510.00
				10	5 山村商店	"	840.00
				"	17 諸口	3	720.00

什器勘定

10

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	5 金現	1	1,230.00				

越河商店勘定。

11

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	25 當座預金	2	1,500.00	9	8 白砂糖	1	2,100.00
10	27 現金	3	600.00				

12 藤 藤 商 會 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
				9	11 諸 口	1	2,870.00

13 支 拂 手 形 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
10	28 貸 座 預 金	3	2,200.00	9	28 赤 砂 糺	2	2,200.00

14 資 本 金 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
				9	1 現 金	1	7,000.00

割引料勘定

15

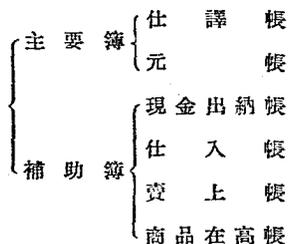
昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10	2 茂木商店	2	30.00	10	13 白砂糖	3	108.00
"	25 白砂糖	3	45.50				

營業費勘定

16

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	20 現金	1	50.00				
"	27 "	2	15.00				
"	30 "	"	233.00				
10	8 "	3	10.00				
"	31 "	"	220.00				

第十八章 帳簿組織 其の二



この組織に依る仕譯帳、元帳への取引記入は大體組織其の一と同様であるが、日記帳を廢したるため、仕譯帳の摘要欄に取引の發生せる理由を勘定科目名の下に附記して置く、而して前組織より進歩してゐる所は種々の補助簿を有する點である。前組織にては商品の賣買、その在高及び現金の收支の状態は仕譯帳と元帳とを一々點檢せねば知ることが得ないが、この組織にあつてはそれ等の取引の明細を一見して知ることが出来るのである。又商品在高帳を有するため商品の元帳記入は綜合記録を爲すことが出来、これに係る勘定科目も綜合勘定を以て設定すればよい。

補助簿としての現金出納帳、仕入帳、賣上帳及び商品在高帳に就いては複式簿記の組織の章にて説明を試みたるを以てこゝでは省略する。次に組織其の二に依る記帳例を示す。

仕 譯 帳

I

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
9	1 (現金) (資本金) 現金ヲ元入シ砂糖商ヲ始ム	1	7,000 00	
		14		7,000 00
〃	3 (當座預金) (現金) 住友銀行ト當座取引ヲ結ビ 借越限度 ¥ 3,000.00	2	5,000 00	
		1		5,000 00
〃	5 (什器) (現金) 營業用什器現金ニテ購入ス	10	1,230 00	
		1		1,230 00
〃	8 (商品) (當座預金) (越河商店) 越河商店ヨリ商品ヲ買入レ其ノ代 金ノ内半額ハ小切手拂殘ハ掛トス	8	4,200 00	
		2		2,100 00
		11		2,100 00
〃	11 (商品) (藤田商會) 藤田商會ヨリ商品掛買	8	2,870 00	
		12		2,870 00
〃	14 (現金) (受取手形) (商品) 山村商店へ商品ヲ賣渡シ代金ノ内 一部現金殘ハ約手ニテ受取ル	1	530 00	
		7	2,000 00	
		8		2,530 00
合 計			22,830 00	22,830 00

2 仕 譯 帳

昭 和 年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
9 15	前ヨリ (茂木商店)	√ 4 8	22,830 00 1,980 00	22,830 00 1,980 00
	(商 品) 茂木商店ヨリ商品掛賣			
" 20	(營 業 費)	16	50 00	
	(現 金) 店員出張旅費支拂	1		50 00
" 22	(中田商店)	5 8	1,500 00	
	(商 品) 中田商店へ商品掛賣			1,500 00
" 25	(越河商店)	11 2	1,500 00	
	(當座預金) 買掛金ヲ小切手ニテ支拂フ			1,500 00
" 27	(營 業 費)	16	15 00	
	(現 金) 店用消耗品代支拂	1		15 00
" 28	(商 品)	8 13	2,200 00	
	(支拂手形) 白石商會ヨリ商品を買入レ、代金ニ 對シ爲手ヲ振出テラル			2,200 00
" 30	(營 業 費)	16	233 00	
	(現 金) 本月分諸經費現金拂	1		233 00
	次 へ		30,308 00	30,308 00

仕 譯 帳

3

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
10	前ヨリ	√	30,308.00	30,308.00
	(當座預金)	2	1,950.00	
	(割引料)	15	30.00	
	(茂木商店)	4		1,980.00
	賣掛金ヲ回收シ現金割引ヲ爲ス			
"	(山村商會)	3	1,770.00	
	(商 品)	8		1,770.00
	山村商會へ商品掛賣			
"	(今野商會)	6	775.00	
	(商 品)	8		775.00
	今野商會へ商品ヲ掛ニテ賣渡ス			
"	(營業費)	18	10.00	
	(現 金)	1		10.00
	今野商會へノ商品積送運賃支拂			
"	(商 品)	8	2,160.00	
	(當座預金)	2		2,052.00
	(割引料)	15		108.00
	白石商會ヨリ商品ヲ買入レ代金ハ 小切手形 ³³ ヲ振出シ支拂5%ノ代 金割引ヲ受ク			
	次		37,003.00	37,003.00

4 仕 譯 帳

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
10	前ヨリ	√	37,003.00	37,003.00
	(現金)	1	500.00	
	(茂木商店)	4	220.00	
	(商品)	8		720.00
	茂木商店へ商品賣渡シ其ノ代金ノ一部小切手ニテ受入レ残ハ掛トス			
19	(當座預金)	2	2,000.00	
	(受取手形)	7		2,000.00
	山村商會振出約手 ¹⁹ 安田銀行小切手ニテ受入レ直チニ當座預金トナス			
21	(當座預金)	2	1,000.00	
	(中田商店)	5		1,000.00
	中田商店へノ賣掛金ヲ現金ニテ回収シ直チニ當座預金トナス			
25	(現金)	1	883.50	
	(割引料)	15	46.50	
	(商品)	8		930.00
	今野商會へ商品ヲ現金ニテ賣渡シ5%の現金割引ヲ爲ス			
	次		41,653.00	41,653.00

仕 譯 帳

5

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
10	前ヨリ (越河商店)	√ 11	41,653.00	41,653.00
	(現金)	1	600.00	600.00
	越河商店へ買掛金支拂			
"	(支拂手形)	13	2,200.00	
	(當座預金)	2		2,200.00
	三浦商店へノ約手 20 本日満期日 = 就キ小切手 4 ヲ振出支拂フ			
"	(營業費)	16	220.00	
	(現金)	1		220.00
	本月分諸經費支拂			
			44,673.00	44,673.00

I 現 金 出 納 帳

昭 和 年	摘 要	借 方	貸 方	残 高
9	1 元 入 高	7,000 00		7,000 00
"	3 住友銀行ト當座取引ヲ結ビ預入ル		5,000 00	2,000 00
"	5 營業用什器購入		1,250 00	770 00
"	14 山村商店へ商品賣渡シ一部入金	530 00		1,300 00
"	20 店員出張旅費支拂		50 00	1,250 00
"	27 店用消耗品代支拂		15 00	1,235 00
"	30 公課 家賃 給料 雜費支拂		233 00	1,002 00
10	8 今野商會へノ商品積送運賃支拂		10 00	992 00
"	17 茂木商店へ商品賣渡シ一部入金	500 00		1,492 00
"	25 今野商會へ商品現金賣(5%ノ割引)	883 50		2,375 50
"	27 越河商店へ買掛金支拂		600 00	1,775 50
"	31 家賃 給料 雜費支拂		220 00	1,555 50
"	本日残高		(1,555 50)	
		8,913 50	8,913 50	
11	1 前日繰越高	1,555 50		1,555 50

仕 入 帳

I

昭和年	摘要	内 譯		金額
9	8 (越河商店) 諸口 白砂糖 150俵 @ ¥28.00			4,200 00
"	11 (藤田商會) 掛 赤砂糖 70俵 @ ¥21.00 白砂糖 50俵 @ ¥28.00	1,470 00 1,400 00		2,870 00
"	28 (白石商會) 支手 赤砂糖 100俵 @ ¥22.00			2,200 00
10	13 (白石商會) 小切手拂 白砂糖 80俵 @ ¥27.00			2,160 00
				11,430 00

1 賣 上 帳

昭 和 年	摘 要	内 譯	金 額
9	14 (山村商會) 詰口 白砂糖 40俵 @ ¥32.00 赤砂糖 50俵 @ ¥25.00	1,280 00	2,530 00
		1,250 00	
"	15 (茂木商店) 掛 白砂糖 60俵 @ ¥33.00		1,980 00
"	22 (中田商店) 掛 白砂糖 30俵 @ ¥33.00 赤砂糖 20俵 @ ¥25.50	990 00	1,500 00
		510 00	
10	5 (山村商會) 掛 白砂糖 30俵 @ ¥31.00 赤砂糖 35俵 @ ¥24.00	930 00	1,770 00
		840 00	
"	8 (今野商會) 掛 白砂糖 25俵 @ ¥31.00		775 00
"	17 (茂木商店) 詰口 赤砂糖 30俵 @ ¥24.00		720 00
"	25 (今野商會) 現金 白砂糖 30俵 @ ¥31.00		930 00
			10,205 00

商品在高帳

1

白 砂 糖

昭和 年	受 入 高			引 渡 高			残 高		
	数量	単 價	金 額	数量	単 價	金 額	数量	単 價	金 額
9 8	150	28 00	4,200 00				150	28 00	4,200 00
" 11	50	28 00	1,400 00				200	28 00	5,600 00
" 14				40	28 00	1,120 00	160	28 00	4,480 00
" 15				60	28 00	1,680 00	100	28 00	2,800 00
" 22				30	28 00	840 00	70	28 00	1,960 00
10 5				30	28 00	840 00	40	28 00	1,120 00
" 8				25	28 00	700 00	15	28 00	420 00
" 13	80	27 00	2,160 00				{ 15 { 28 00 / 420 00 80 { 27 00 / 2,160 00		
" 25				{ 15 { 28 00 / 420 00 15 { 27 00 / 405 00			65	27 00	1,755 00
" 31			棚 卸	(65	27 00	1,755 00)			
		280	7,760 00	280		7,760 00			
11 1	65	27 00	1,755 00				65	27 00	1,755 00

帳簿の記入例解は専ら前組織と異なる個所に就いてのみ行ひ、同一のものは凡て省略する。故に總勘定元帳の勘定口座は前組織と異なる記帳法を採つてゐる商品勘品勘定のみを掲げた。而して後章の各帳簿組織の説明に際しても大體同一方針に依つてゐる。



228

商業簿記

商品在高帳

赤砂糖

昭和 年	受 入 高			引 渡 高			金 額		
	數量	單 價	金 額	數量	單 價	殘 高	數量	單 價	金 額
9 11	70	21 00	1,470 00				70	21 00	1,470 00
" 14				50	21 00	1,050 00	20	21 00	420 00
" 22				20	21 00	420 00	—	—	—
" 28	100	22 00	2,200 00				100	22 00	2,200 00
10 5				35	22 00	770 00	65	22 00	1,430 00
" 17				30	22 00	660 00	35	22 00	770 00
" 31			標卸	(35	22 00	770 00)			
	170		3,670 00	170		3,670 00			
11 1	35	22 00	770 00				35	22 00	770 00

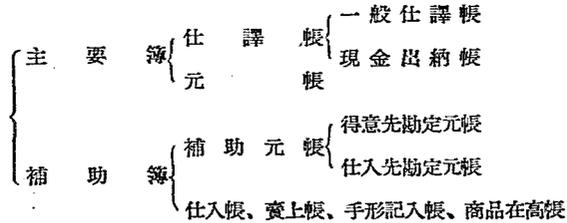
總勘定元帳

8

商品勘定

昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9 8	諸 口	1	4,200 00	9 14	諸 口	1	2,530 00
" 11	藤田商會	"	2,870 00	" 15	茂木商店	2	1,980 00
" 28	支拂手形	2	2,200 00	" 22	中田商店	"	1,500 00
10 13	諸 口	3	2,160 00	10 5	山村商會	3	1,770 00
				" 8	今野商會	"	775 00
				" 17	諸 口	4	720 00
				" 25	"	"	930 00

第十九章 帳簿組織 其の三



1. 總 説

この組織の前組織と異なる所は仕譯帳が一般仕譯帳と現金出納帳（現金仕譯帳）とに分割されたこと、補助簿として補助元帳及び手形記入帳が新たに加へられたことである。仕譯帳の分割が行はれたため、自然仕譯帳への記入法並びに元帳への轉記法が前組織とは異なつて来る。補助元帳の使用に依つて元帳の取引先別勘定口座が廢され、得意先、仕入先との貸借關係は賣掛金勘定、買掛金勘定にて綜括して處理される。手形記入帳の使用も手形取引が多くなるに従つて必要となつて来る（手形記入帳に就いては既述したるを以てこゝにはこれを省略する）。

2. 一 般 仕 譯 帳

仕譯帳が一般仕譯帳と現金出納帳とに分割される結果として、一

般仕譯帳へは現金の收支に關係なき取引のみが記入される。而して現金出納帳に當座預金欄を設け、當座預金の收支もこれにて取扱ふときは、一般仕譯帳には現金並びに當座預金の收支に關係なき取引のみが記入されることになる。

一般仕譯帳より元帳への連絡は従來と同様個別轉記を行ふのであるが、ここに注意すべきことは、現金、當座預金に關係する取引は全部が單純取引のみではなく混合取引たることもある。例へば取引例の九月八日に「越河商店より商品を買入れ、其の代金 ¥ 4,200.00 の内半額は小切手を振出し支拂ひ、残は掛とす」の如き、又同月十四日の「山村商店へ商品を賣渡し代金の内 ¥ 530.00 は現金にて受取り、残 ¥ 2,000.00 は同店振出約手 #3 にて受取る」と云ふが如き取引である。斯る取引には二つの處理法がある。

一は現金、當座預金の收支の金額を現金出納帳に記入し、一般仕譯帳には現金、當座預金收支に關する額を除いた残部を仕譯記入し、元帳へは一般仕譯帳と、現金出納帳の双方より轉記を行ふ方法である。九月八日、十四日の取引をこの方法にて一般仕譯帳へ記入せば次頁の如くである。

第二の方法は現金出納帳へ現金、當座預金の收支に關する取引を記入することは前法と同一であるが、一般仕譯帳へは混合取引の全部即ち現金、當座預金の收支に關する分までも含めて同時に記入し、元帳への相手勘定の轉記は一般仕譯帳より行ふ方法である。而して二重轉記を避けるため現金出納帳の混合取引に關する行に√印

一般仕譯帳

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
9	8 (商品仕入) (買掛金) 越河商店ヨリ商品ヲ買入レ其ノ 代金ノ内半額ハ小切手拂殘ハ掛 トス	5	2,100.00	
		8		2,100.00
"	14 (受取手形) (商品賣上) 山村商會へ商品ヲ賣渡シ代金ノ 内一部現金受、殘ハ約手ニテ受 取ル	3	2,000.00	
		6		2,000.00

を附し相手勘定の轉記不要を示して置く。又一般仕譯帳に記入された現金、當座預金の額は定期に現金出納帳より纏めて元帳轉記が行はれるから、これまた轉記不要の✓印を附して置く。前法と同一の取引例にて、この仕譯雛形を示せば次頁の如くである。

一の方法は轉記に誤りを生ずることなきも二帳簿をつき合して見ねば如何なる取引であるかを知ることが出来ない不便がある。而して後の方法は一取引を一帳簿に全部收め得ると云ふ利便があるが、これに伴つて轉記法に慎重なる注意を必要とする。然らざるときは二重轉記の行はれる懼がある。

一 般 仕 譯 帳

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
9	8 (商品仕入) 諸口	5	4,200.00	
	(買掛金)	8		2,100.00
	(當座預金)	✓		2,100.00
	越河商店ヨリ商品ヲ買入レ其ノ代金ノ内半額ハ小切手ニテ支拂殘ハ掛トス			
"	14 (受取手形)	4	2,000.00	
	(現金)	✓	520.00	
	諸口 (商品賣上)	6		2,520.00
	山村商會へ商品ヲ賣渡シ代金ノ内一部現金受殘ニ對シ約手ヲ13ヲ受取ル			

3. 主要簿としての現金出納帳

現金並に當座預金の取引度数が多くなるに従つて現金出納係は獨立した一分課となる。斯る所にては現金出納帳を最早補助簿として使用するよりも、これに仕譯帳の職能を與へ、元帳へ直接に連絡せしむる方が遙かに能率的である。主要簿としての現金出納帳の補助簿たる現金出納帳と形式上異なる所は只摘要欄と金額欄との間に元丁欄が挿入されてゐるだけである。

現金出納帳より元帳への連絡については相手勘定へは取引發生毎

に轉記を行ふ。即ち現金出納帳の収入側へ取引が記入されたときは相手勘定の貸方に、支出側に記入が爲されたときは相手勘定の借方に轉記を行ふ。而して現金、當座預金の額は一定期間後合計して収入を借方に、支出を貸方にと綜合して轉記する。轉記に際しては二重轉記の起らざる様注意が肝要である。即ち相手勘定が現金當座預金なる場合は互に相手勘定の轉記を個別的に行ふを要せず、又一般仕譯帳より轉記される項目（前段にて説明せる一部入金、一部出金取引に於ける第二の方法に據る場合）等がそれである。この場合轉記不要のものには元丁欄へ✓印を附して置く。

4. 補助元帳

企業の取引先が廣汎になるにつれ、總勘定元帳にこれ等取引先の勘定口座を個別的に設けることは帳簿を尤大ならしめて取扱上不便を來し、記帳能率を低下さす。故に總勘定元帳には取引先との貸借關係を綜括して處理する賣掛金勘定（得意先綜合勘定）と買掛金勘定（仕入先綜合勘定）の二口座を設け、取引先個々に對する貸借を明かにする補助元帳を別に設けることが希ましい。

取引先の貸借關係を處理する補助元帳には得意先勘定元帳と仕入先勘定元帳とがある。得意先勘定元帳には得意先別の口座を設け、これへの掛賣及び賣掛金の回收、前受金等を記入する。仕入先勘定元帳には仕入先別の口座を設けて掛買に依つて生ずる負債及びこれへの決済額を記入する。補助元帳への記入は仕譯帳より總勘定元帳

へ轉記が行はれるとき、その内容記入の形式で行ふのである。補助元帳の勘定形式は取引先との貸借現在高を常に明かにして置くを便とするため残高式を使用することが多い。

帳簿組織其の三に依る記帳例を示せば次の如くである。

一般仕譯帳

1

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方	
9	8	(商品仕入)	5	4,200 00	
		(當座預金)	✓		2,100 00
		(買掛金)	8		2,100 00
		越河商店ヨリ商品ヲ買入レ其ノ代金ノ内半額ハ小切手拂殘ハ掛トス			
"	11	(商品仕入)	5	2,870 00	
		(買掛金)	8		2,870 00
		藤田商會ヨリ商品掛買			
"	14	(現金)	✓	530 00	
		(受取手形)	4	2,000 00	
		(商品賣上)	6		2,530 00
		山村商會ハ商品ヲ賣渡シ代金ノ内一部現金受殘ハ約手ニテ受取ル			
"	15	(賣掛金)	3	1,980 00	
		(商品賣上)	6		1,980 00
		茂木商店ハ商品掛賣			
"	22	(賣掛金)	3	1,500 00	
		(商品賣上)	6		1,500 00
		中田商店ハ商品掛賣			
"	28	(商品仕入)	5	2,200 00	
		(支拂手形)	9		2,200 00
		白石商會ヨリ商品ヲ買入レ代金ニ對シ同店振出三浦商店受取爲手ヲ20ヲ振當テラル			
		次			
			15,280 00	15,280 00	

2

一 般 仕 譯 帳

昭 和 年	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
10	前ヨリ	✓	15,280 00	15,280 00
	(當座預金)	✓	1,950 00	
	(割引料)	11	30 00	
"	(賣掛金)	3		1,980 00
	茂木商店ヨリ賣掛代金回収 ¥30 ノ現金割引ヲ爲ス			
	(賣掛金)	3	1,770 00	
"	(商品賣上)	6		1,770 00
	山村商會へ商品掛賣			
"	(賣掛金)	3	775 00	
	(商品賣上)	6		775 00
"	今野商會へ商品掛賣			
	(商品仕入)	5	2,160 00	
"	(當座預金)	✓		2,052 00
	(割引料)	11		108 00
"	白石商會ヨリ商品ヲ買入レ代金 ハ小切手ヲ振出シ支拂5%ノ現 金割引ヲ受ク			
	(現 金)	✓	500 00	
"	(賣掛金)	3	220 00	
	(商品賣上)	6		220 00
"	茂木商店へ商品賣渡シ代金ノ一 部小切手ニテ受ケ殘ハ掛トス			
	次 へ			
			22,685 00	22,685 00

一般仕譯帳

3

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
10	25			
	前ヨリ	✓	22,685 00	22,685 00
	(現金)	✓	883 50	
	(割引料)	11	46 50	
	(商品質上)	6		930 00
	今野商會へ商品ヲ現金賣シ5% ノ現金割引ヲ爲ス			
			23,615 00	23,615 00

受 取 手 形

昭 和 年	摘 要	手 形 種 類	手 形 番 號	支 拂 入	振 出 人 又 ハ 裏 書 人	振 出 地	振 出		
							年	月	日
9 14	商 品	約 手	13	山 村 商 會	同 人	東 京 市	10	9	14

支 拂 手 形

昭 和 年	摘 要	手 形 種 類	手 形 番 號	受 取 人	振 出 人 又 ハ 裏 書 人	振 出 地	振 出		
							年	月	日
9 28	商 品	爲 手	20	三 浦 商 店	白 石 商 會	東 京 市	10	9	28

記 入 帳

満 期			支拂地	支拂場所	金 額		利 息		順 末		
年	月	日					利率	金額	月 日	摘 要	
10	10	19	東京市	三井銀行	2,000	00			10	19	取立済

記 入 帳

満 期			支拂地	支拂場所	金 額		利 息		順 末		
年	月	日					利率	金額	月 日	摘 要	
10	10	23	東京市	安田銀行	2,200	00			10	23	支拂済

現金出納帳

昭和年	摘要	元丁	現金	當座金	昭和年	摘要	元丁	現金	當座金
9	1 (妻本金)元	10	7,000 00	5,000 00	9	3 (當座預金)住	7	5,000 00	
"	3 (現金)住	10	530 00	1,950 00	"	5 (什器)警	12	1,230 00	
"	14 (商品賣上)山	10	500 00	2,000 00	"	8 (商品在入)越	8	50 00	
10	2 (商品賣上)茂	10	889 50	1,000 00	"	20 (營業掛金)店	12	15 00	
"	17 (商品賣上)茂	10			"	25 (營業掛金)店	8	233 00	
"	19 (受取手形)納	10			"	27 (營業掛金)店	12	10 00	
"	21 (賣掛金)中	10			"	30 ())	8		
"	25 (商品賣上)今	10			"	13 (商品在入)自	9	600 00	
	野	10			"	27 (買掛金)越	8	220 00	
	商	10			"	28 (買掛金)越	9	2,200 00	
	會	10			"	31 (受取手形)店	12	7,852 00	
	合	10			"	4 (營業掛金)本	12	2,098 00	
	計	10			"	月分借	12	1,555 50	
	高	10			"	計	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10			"	高	12	8,013 50	
	高	10			"	高	12	2,098 00	
	高	10							

總勘定元帳

現金勘定

1

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
10	31	諸口	現 1	8,913	50	10	31	諸口	現 1	7,358	00

當座預金勘定

2

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
10	31	諸口	現 1	9,950	00	10	31	諸口	現 1	7,852	00

3

賣掛金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
9	15	商品賣上	1	1,980	00	10	2	諸口	2	1,980	00
"	22	"	"	1,500	00	"	21	當座預金	現1	1,000	00
10	5	"	2	1,770	00						
"	8	"	"	775	00						
"	17	"	"	220	00						

4

受取手形勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
9	14	諸口	1	2,000	00	10	91	當座預金	現1	2,000	00

5

商品仕入勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	8	諸口	1	4,200	00		
"	11	買掛金	"	2,870	00		
"	28	支拂手形	"	2,200	00		
10	13	諸口	2	2,100	00		

商品賣上勘定

6

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
				9 14	諸口	1	2,530 00
				" 15	賣掛金	"	1,980 00
				" 22	"	"	1,500 00
				10 5	"	2	1,770 00
				" 8	"	"	775 00
				" 17	諸口	"	720 00
				" 25	"	3	930 00

什器勘定

7

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9 5	現金	現 1	1,230 00				

買掛金勘定

8

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9 25	當座預金	現 1	1,500 00	9 8	商品仕入	1	2,100 00
" 27	現金	"	600 00	" 11	"	"	2,870 00

9 支拂手形勘定

昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額
10	28 當座預金	現 1	2,200.00	9	28 商品仕入	2	2,200.00

10 資本金勘定

昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額
				9	1 現 金	現 1	7,000.00

11 割引料勘定

昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額
10	2 賣掛金	2	30.00	10	13 商品仕入	3	108.00
"	25 商品賣上	3	46.50				

12 營業費勘定

昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9	20 現 金	現 1	50.00				
"	27 "	"	15.00				
"	30 "	"	233.00				
10	8 "	"	10.00				
"	31 "	"	220.00				

得意先勘定元帳 (補助簿)

山村商會

1

昭和年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又 ハ貸	残高
10	5	商品賣上	2	1,770.00		1,770.00
					借	

茂木商店

2

昭和年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又 ハ貸	残高
9	15	商品賣上	1	1,980.00		1,980.00
10	2	踏口	2		借	0
"	17	商品賣上	"	220.00	√ 借	220.00

3 中 田 商 店

昭 和 年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 へ 貸	金 額
9	22	商品賣上	1	1,500.00		1,500.00
10	21	當座預金	現 1		1,000.00	500.00

4 今 野 商 會

昭 和 年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又 へ 貸	金 額
10	8	商品賣上	2	775.00		775.00

仕入先勘定元帳 (補助簿)

越河商店

1

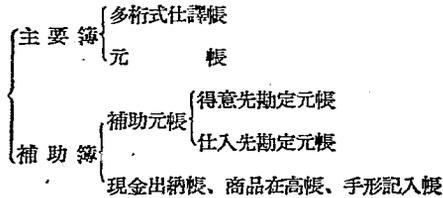
昭和年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又 ハ貸	残高
9 8	商品仕入	1		2,100.00	貸	2,100.00
" 25	當座預金	現 1	1,500.00		"	600.00
" 27	現金	"	600.00		√	0

藤田商會

2

昭和年	摘要	仕丁	借方	貸方	借又 ハ貸	残高
9 11	商品仕入	1		2,870.00	貸	2,870.00

第二十章 帳簿組織 其の四



多桁式仕譯帳

この組織にて特に説明を要する點は多桁式仕譯帳に就いてである。仕譯帳が多桁式として使用されるのは、記帳手数を節約するため外ならない。企業の或種の取引が他種の取引に比して頻繁に發生し、然も經營の規模が仕譯帳を分割するまでに分業化されてゐない所に於てはこの組織を採用するを便とする。仕譯帳を多桁式とする要領は取引發生の繁多なる勘定科目に對し、金額欄に専らその勘定のために使用する様な特別欄を設けることである。この特設欄には同一種の取引の金額のみを記入し、他の種々雑多な取引は諸口欄に一般仕譯帳への記入と同様なる方法で處理し、諸口欄の金額は元帳へも個別轉記を行ふのである。特別欄への金額の記入は何等従來の仕譯帳記入と異なる所はないが元帳への轉記は個別的に行はずして定期に合計を綜合して行ひ、轉記より來る繁忙を避ける所に特色

がある。然し乍ら仕譯帳の分割に於ける如く記帳事務の分掌は期し得ない。特別欄に記入される取引は個別轉記を必要としないから元丁欄に✓印を附してその旨を明かならしめる。

多桁式仕譯帳を用ふる所に於てもその企業の種類、經營規模の大小に依り、必要に應じたる桁數を特設すべきは多言を要しない。即ち四桁式、六桁式、十桁式等とすることが出来る。又必ずしも偶數の桁數で借貸同一桁數にせねばならぬとも限らない。例へば借方に記載せらるゝ取引の、發生度數多き勘定科目が數種存し、借方には比較的發生度數の多き取引が存しないときには借方側のみ特別欄を設け、貸方は單桁とするも一向差支ない。この意味で桁數が左右同一であることも偶數の桁數を備へねばならぬこともこの帳簿の要件ではない。例へば普通商店に於ては現金の收支、商品の賣買に關する取引が他の取引に比して多く發生すること必定である。斯るときは借方に現金欄、商品仕入欄、諸口欄を貸方に現金欄、商品賣上欄、諸口欄を設け六桁式仕譯帳として使用するであらう。又これに營業費の支拂が多く發生する所では借方に更に營業費欄を加へて七桁式とする。掛賣の多く行はれる所では前の六桁式に借方に賣掛金欄、貸方に買掛金欄を加へて八桁式とし、更に當座預金の收支欄をも設けて十桁式とすることも出来る。

以上はたゞ思ひあたる儘の具體例を示したものであるが企業の性質、經營規模の大小に依り他の如何なる特別欄を設けるも不可としない。斯くして記帳手數の節約を爲すことを得るが、一面に於て餘

りに數多くの特別欄を設けるときは帳簿を尨大にし、不體裁となり取扱に不便を來し、記帳に際し誤記を生じ易く、且帳簿に多くの餘白を生ぜしめ不經濟となる缺點のあることに留意せねばならぬ。

次に示してある多桁式仕譯帳は借方に現金、商品仕入、諸口、貸方に現金、商品賣上、諸口欄を備へたる六桁式仕譯帳である。多桁式仕譯帳を使用した場合特別欄の備ある勘定科目の取引に就いては原始的記録の補助簿を必要としないことが多い。例へば以上六桁式にあつては商品仕入帳、商品賣上帳が不要となる。但し現金の收支に関してはこの組織にあつても仕譯帳に依つて收支額及殘高を一見明かにすることを得ないから、現金出納帳を補助簿として使用することが多いと見るべきである。

この組織に依る記帳例を示せば次の如くである。

仕 譯 帳

昭和 年 九月 一日

1

現金	商品仕入	諸口	元丁	摘 要	元丁	諸口	商品賣上	現金
7,000 00			✓	(現金)(資本金) 12 現金ヲ元入シ砂糖商ヲ始ム ——三 日——	12	7,000 00		
		5,000 00	2	(當座預金)(現金) ✓ 住友銀行ト當座取引ヲ結ビ借越限度 ¥ 3,000.00 ——五 日——	✓			5,000 00
		1,230 00	9	(什器)(現金) ✓ 營業用什器現金ニテ購入 ——八 日——	✓			1,230 00
	4,200 00		✓	(商品仕入)(當座預金) 2	2	2,100 00		
				(買掛金) 10	10	2,100 00		
				越河商店ヨリ商品ヲ買入レ其ノ代金ノ内半額ハ小切手ヲ振出シ支拂。残ハ掛トス ——十 日——				
	2,870 00		✓	(商品仕入)(買掛金) 10	10	2,870 00		
				藤田商會ヨリ商品掛買 ——十四 日——				
530 00			✓	(現金)(商品賣上) ✓	✓		2,530 00	
		2,000 00	4	(受取手形) 山村商會へ商品ヲ賣渡シ代金ノ内一部現金交。残ハ約手ニテ受取ル				
7,530 00	7,070 00	8,230 00		次 へ		14,070 00	2,530 00	6,230 00

2

仕 譯 帳

昭和 年九月十五日

現金	商品仕入	諸 口	元 丁	摘 要	元 丁	諸 口	商品賣上	現金
7,530 00	7,070 00	8,230 00	✓	前ヨリ	✓	14,070 00	2,530 00	6,230 00
		1,980 00	3	(賣掛金)(商品賣上)	✓		1,980 00	
				茂木商店へ商品掛賣				
				——二十日——				
		50 00	14	(營業費)(現金)	✓			50 00
				店員出張ノタメ旅費支拂				
				——二十二日——				
		1,500 00	3	(賣掛金)(商品賣上)	✓		1,500 00	
				中田商店へ商品掛賣				
				——二十五日——				
		1,500 00	10	(買掛金)(當座預金)	2	1,500 00		
				越河商店へ買掛金ヲ小切				
				手紙ヲ振出し支拂フ				
				——二十七日——				
		15 00	14	(營業費)(現金)	✓			15 00
				店用消耗品代支拂				
				——二十八日——				
	2,200 00		✓	(商品仕入)(支拂手形)	11	2,200 00		
				白石商店ヨリ商品ヲ買入				
				レ、代金ニ對シ爲手振當				
				テラル				
				——三十日——				
		233 00	14	(營業費)(現金)	✓			233 00
				本月份雜費現金拂				
7,530 00	9,270 00	13,508 00		次 ~		17,770 00	6,010 00	6,528 00

仕 譯 帳

3

昭和 年 十月 二 日

現金	商品仕入	諸 口	元丁	摘 要	元丁	諸 口	商品売上	現金
7,530 00	9,270 00	13,568 00	✓	前ヨリ	✓	17,770 00	6,010 00	6,528 00
		30 00	13	(割引料)(賣掛金)	3	1,980 00		
		1,950 00	2	(當座預金)				
				茂木商店ヨリ賣掛金ヲ回 收シ現金割引ヲ爲ス				
				— 五 日 —				
		1,770 00	3	(賣掛金)(商品売上)	✓		1,770 00	
				山村商會へ商品掛賣				
				— 八 日 —				
		775 00	3	(賣掛金)(商品売上)	✓		775 00	
				今野商會へ商品掛賣				
				— // 日 —				
		10 00	14	(營業費)(現金)	✓			10 00
				商品積送運賃支拂				
				— 十三日 —				
	2,160 00		✓	(商品仕入)(當座預金)	2	2,052 00		
				(割引料)	13	108 00		
				白石商會ヨリ商品ヲ買入 レ、代金ハ小切手 50%ヲ 振出シ支拂ヒ 5%ノ代 金割引ヲ受ク				
				— 十七日 —				
500 00			✓	(現金)				
		220 00	3	(賣掛金)(商品売上)	✓		720 00	
				茂木商店へ商品ヲ賣渡シ 其ノ代金ノ一部小切ニテ 受入レ残ハ掛トス				
8,030 00	11,430 00	18,263 00		次 . . .		21,910 00	9,275 00	6,538 00

仕 譯 帳

4

昭和 和十月十九日

現金	商品仕入	諸 口	元丁	摘 要	元丁	諸 口	商品売上	現金
8,030 00	11,430 00	18,263 00	✓	前ヨリ	✓	21,910 00	9,275 00	6,538 00
		2,000 00	2	(當座預金)(受取手形) 本日満期日ニ付キ山村商 會ヨリ手形金額ヲ小切手 ニテ受取り直チニ當座預 金トス	4	2,000 00		
				二十一日				
		1,000 00	2	(當座預金)(賣掛金) 中田商店ヨリ賣掛金内受	3	1,000 00		
				二十五日				
883 50			✓	(現 金)(商品売上)	✓		930 00	
		46 50	13	(割引料) 今野商會へ商品ヲ現金賣 シ5%ノ割引ヲ爲ス				
				二十七日				
		600 00	10	(買掛金)(現 金) 越河商店へ買掛金ヲ現金 ニテ支拂フ	✓			600 00
				二十八日				
		2,200 00	11	(支拂手形)(當座預金) 白石商會振田爲替手形ヲ 20本日満期日ニ付キ小切 手 4 ヲ振出シ三浦商店 へ支拂フ	2	2,200 00		
				三十一日				
		220 00	14	(營業費)(現 金) 本月份諸経費(家賃至 55. 00 給料 至135.00 雑費至 30.00)ヲ現金ニテ支拂フ	✓			220 00
8,913 50	11,430 00	24,329 60				27,110 00	10,205 00	7,358 00
(1)	(6)	(✓)				(✓)	(7)	(1)

現金勘定

1

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	諸口	4	8,913.50	10 31	諸口	4	7,358.00

商品仕入勘定

6

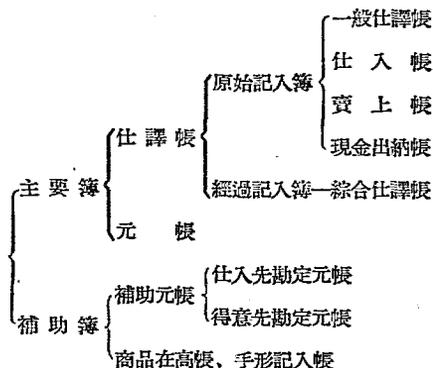
昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	諸口	4	11,430.00				

商品売上勘定

7

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
				10 31	諸口	4	10,205.00

第二十一章 帳簿組織 其の五



1. 總 說

企業の内部が分業化され、記帳に關係ある部分が仕入係、賣上係計算係、現金出納係と云ふ如く獨立した分課組織の下に仕事を營む様になると帳簿組織もこれに應じて分割したものを使用せねばならなくなる。こゝに於て先づ仕譯帳が分割されて、一般仕譯帳、現金出納帳、仕入帳、賣上帳となる。現金出納帳以下も最早補助簿ではなく主要簿としての機能を有する特殊仕譯帳に昇格するのである。而して現金の收支、商品の賣買に關する取引の仕譯は一般仕譯帳へは全然記入されずに特殊仕譯帳に記入されるのみとなり、これ等を補助簿として使用せるときよりも、數等手數の節約を爲し得る様に

なる。其の外この組織を採用するときは個別轉記を必要とせず定期的な総合轉記を総合仕譯帳を通して行ひ、轉記から來る煩雜な手数を極度に減縮することが出来る。一般仕譯帳に記載される取引は、(1) 帳簿の開始記入、(2) 商品以外の信用取引、(3) 戻り品、戻し品の取引、(4) 賣掛金の手形にての回收、(5) 買掛金の手形にての決済、(6) 掛賣買に對する代金割引、(7) 決算の場合に於ける元帳誤訂正、帳簿締切仕譯等である。その他は凡て特殊仕譯帳にて處理することゝなる。

2. 主要簿としての仕入帳、賣上帳

仕入帳、賣上帳が主要簿として使用されるときも現金出納帳が主要簿となつたときと同様に形式上は單に補助簿としての仕入帳、賣上帳に元帳との連絡上、照合欄が挿入されるのみである（但し総合仕譯帳を使用する場合はこれ等特殊帳簿より元帳へ直接に轉記されぬため元丁欄は不要）。補助簿としても主要簿としても元來特殊帳簿の形式は固定的のものではなく、經營上の要求に依つて金額欄、摘要欄等に變化があり、形式も種々である。即ち金額欄が單桁のもの二桁以上のもの又摘要欄に勘定科目欄を有するもの有せざるもの等種々の形式がある。金額欄を二桁とするものは普通掛取引、諸口欄とし三桁のものは現金、掛取引、諸口欄とする。只こゝに注意すべきは仕入帳、賣上帳を主要簿として使用するときには元帳への轉記の都合上摘要欄に商品仕入、商品賣上の相手の勘定科目名を明記す

る必要があることである。これ商品仕入帳、商品賣上帳が一種の仕譯帳である所より來るものである。仕入帳、賣上帳、現金出納帳より元帳への轉記法に就いては次段に於て説明を加へる。

3. 綜合仕譯帳

仕譯帳が進化し分割が行はれると各仕譯帳より元帳への轉記は如何にして行ふべきかと問題となる。この轉記法には直接法と間接法とがある。直接法とは従來行つて來た方法であり一般仕譯帳、特殊仕譯帳より元帳へ直接に個別轉記、綜合轉記を行ふ方法である。而してこの方法に依るときは取引の一項目毎に行ふ個別轉記が非常に多い。

間接轉記法とは原始記入簿より元帳に直接轉記を行はず凡て綜合仕譯帳なる経過記入簿を通して元帳と連絡する。これは取引を各勘定科目毎に定期に綜合仕譯帳に原始的記入簿より纏め、然る後綜合仕譯帳より元帳へ綜合轉記を行ふものである。而して一般仕譯帳、特殊仕譯帳より綜合仕譯帳への記入法を説明すれば次の如くである。

先づ一般仕譯帳より取引の仕譯を勘定毎に纏めて寫し取る。この場合摘要欄には勘定科目以外の説明は記入が不要である。次に仕入帳より、商品仕入額を商品仕入勘定として借記し、商品仕入の相手勘定(買掛金、支拂手形及現金當座預金に關する勘定)を貸記する。この場合現金買、當座小切手買に對しては現金決済、當座預金決済

勘定として貸記する。現金、當座預金勘定としない理由は、現金當座預金の支拂額は現金出納帳の貸方合計として後に綜合記入が行はれるものであり、而して二重轉記を避けるためである。

次に賣上帳からは商品賣上高を商品賣上勘定として貸記し、相手勘定なる現金決済、當座預金決済、受取手形、賣掛金勘定を借記する。現金決済、當座預金決済勘定は前と同じ理由の下に設けたものである。

而して最後に現金出納帳より記入するのであるが、収入欄からは現金、當座預金の収入合計額を借記し、相手勘定を貸記する。支出欄からは現金、當座預金の支拂合計額を貸記し、相手勘定を借記する。こゝで亦注意せねばならぬことは相手勘定記入に際し仕入帳、賣上帳から綜合して記入されてある額が存することである。即ち商品の現金賣買、當座小切手買等である。これ等は仕入帳、賣上帳、現金出納帳の各合計額に含まれてゐるものであり、元來合計額の記入のみで充分である。故にこれ等の取引は重複記入を避けるため現金決済、當座預金決済勘定として處理する。斯くするときは仕入帳、賣上帳からの現金決済、當座預金決済勘定への記入と相俟つて貸借が平均しこれ等決済勘定は消滅することになる。決済勘定は特殊仕譯帳よりの綜合仕譯を爲す場合に重複記入を避けるために設けられる暫定的對照勘定である。この組織では現金、當座預金相互に於ても同一理由に依り、現金決済勘定、當座預金決済勘定の記入を必要とする。

綜合仕譯帳の記入が斯くして終了すればこれより元帳へ綜合轉記

を行ふのである。故に綜合仕譯帳を使用することに依つて轉記の煩勞を著しく除去することになる。

前の取引例をこの組織に依つて記帳すれば次の如くである。

仕 入 帳

昭和 年	摘 要	現金	買掛金	諸 口
9	8 (當座預金決済) 越河商店 (買 掛 金) 白砂糖 150 俵 @ ¥23.00	4,200 00	2,100 00	2,100 00
"	11 (買 掛 金) 藤田商會 赤砂糖 70 俵 @ ¥21.00 白砂糖 50 俵 @ ¥23.00	1,470 00 1,400 00 2,870 00	2,870 00	
"	26 (支 拂 手 形) 白石商會 赤砂糖 100 俵 @ ¥22.00	2,200 00		2,200 00
10	13 (當座預金決済) 白石商會 (割 引 料) 白砂糖 80 俵 @ ¥27.00	2,160 00		2,052 00 108 00
		0	4,970 00	6,460 00
	現金仕入高			0
	掛仕入高			4,970 00
	當期仕入高			11,430 00

賣 上 帳

昭和 年	摘 要	現 金	賣掛金	諸 口
9	14 (現金決済) 山村商會 (受取手形)	580 00		2,000 00
	白砂糖 40 俵 @ ¥ 32.00	1,280 00		
	赤砂糖 50 俵 @ ¥ 25.00	1,250 00		
		2,530 00		
"	15 (賣 掛 金) 茂木商店		1,980 00	
	白砂糖 60 俵 @ ¥ 33.00	1,980 00		
"	22 (賣 掛 金) 中田商店		1,500 00	
	白砂糖 30 俵 @ ¥ 33.00	990 00		
	赤砂糖 20 俵 @ ¥ 25.50	510 00		
		1,500 00		
10	5 (賣 掛 金) 山村商會		1,770 00	
	白砂糖 30 俵 @ ¥ 31.00	930 00		
	赤砂糖 35 俵 @ ¥ 24.00	840 00		
		1,770 00		
"	8 (賣 掛 金) 今野商會		775 00	
	白砂糖 25 俵 @ ¥ 31.00	775 00		
"	17 (現金決済) 茂木商店 (賣 掛 金)	500 00	220 00	
	赤砂糖 30 俵 @ ¥ 24.00	720 00		
"	25 (現金決済) 今野商會 (割 引 料)	883 50		46 50
	白砂糖 30 俵 @ ¥ 31.00	930 00		
		1,913 50	6,245 00	2,046 50
	現金賣上高			1,913 50
	掛 賣上高			6,245 00
	當期賣上高			10,205 00

一般仕譯帳

1

原始丁	摘 要	元丁	借 方	貸 方
	10月2日			
	(割引料)	11	30.00	
	(賣掛金)	3		30.00
	茂木商店ヨリ賣掛金ヲ回收シ 至30.00ノ割引ヲ爲ス			
	10月31日			
仕 1	(商品仕入) 諸 口	5	11,450.00	
	(買掛金)	9		4,970.00
	(當 預 決 済)	14		4,152.00
	(支拂手形)	8		2,200.00
	(割引料)	11		108.00
	10月31日			
賣 1	諸 口 (商品賣上)	6		10,205.50
	(賣掛金)	3	6,245.00	
	(受取手形)	4	2,000.00	
	(現金決済)	13	1,913.50	
	(割引料)	11	46.50	
	次		21,665.00	21,665.00

2

一 般 仕 譯 帳

原始丁	摘 要	元丁	借 方	貸 方
	前ヨリ	√	21,665 00	21,665 00
	—10月31日—			
現 I	(現金) 諸口	1	8,913 50	
	(資本金)	10		7,000 00
	(現金決済)	13		1,913 50
	—10月31日—			
現 I	(當座預金) 諸口	2	9,950 00	
	(現金決済)	13		5,000 00
	(賣掛金)	3		2,950 00
	(受取手形)	4		2,000 00
	—10月31日—			
現 I	諸口 (現金)	1		7,358 00
	(現金決済)	13	5,000 00	
	(什器)	7	1,230 00	
	(營業費)	12	528 00	
	(買掛金)	9	600 00	
	—10月31日—			
現 I	諸口 (當座預金)	2		7,852 00
	(當預決済)	14	4,152 00	
	(買掛金)	9	1,500 00	
	(支拂手形)	8	2,200 00	
			55,738 50	55,738 50

現金勘定

1

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	諸口	2	8,913.50	10 31	諸口	2	7,358.00

當座預金勘定

2

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	諸口	2	9,050.00	10 31	諸口	2	7,852.00

貸掛金勘定

3

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	商品賣上	1	6,245.00	10 2	割引料	1	30.00
				10 31	當座預金	2	2,950.00

4

受取手形勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	商品賣上	1	2,000.00	10 31	當座預金	2	2,000.00

5

商品仕入勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	諸 口	1	11,430.00				

6

商品帳上勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
				10 31	諸 口	1	10,205.00

什器勘定 7

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10	31	現金	2	1,230	00		

支拂手形勘定 8

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額			
10	31	當座預金	2	2,200	10	31	商品仕入	1	2,200	00

買掛金勘定 9

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額			
10	31	現金	2	600	10	31	商品仕入	1	4,970	00
	"	當座預金	"	1,500						

10 資 本 金 勘 定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
				10 31	現金	1	7,000 00

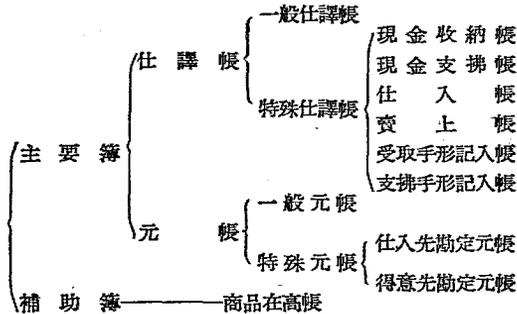
11 割 引 料 勘 定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 2	賣掛金	1	30 00	10 31	商品仕入	1	108 00
" 31	商品賣上	"	48 50				

12 營 業 費 勘 定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	現金	2	528 00				

第二十二章 帳簿組織 其の六



1. 總 說

企業組織が資本主義化され、大規模經營となり、分課制度の著しく發達したる所では、仕譯帳の分割に加へて更に元帳をも分割し、各元帳を主要簿として獨立性を與へ、以て記帳事務の圓滑なる運行に資する方法が考案されるに至つた。前述せるイギリス式簿記の帳簿組織はこれに屬する。

先にイギリス式簿記の帳簿組織を説明せる際表解せる如く、仕譯帳から元帳への連絡は元帳が分割されない形態とは異なり、著しく複雑となつてゐる。又元帳分割に依り特殊仕譯帳の形式も進化し、必ず特殊元帳との關係に於てそれに適したる一定の特別欄を有する多桁式仕譯帳となつてゐる。

2. 各種仕譯帳と其の形式

この組織に於ては仕譯帳を一般仕譯帳、特殊仕譯帳に分ち、特殊仕譯帳を更に現金收納帳、現金支拂帳、仕入帳、賣上帳、受取手形記入帳、支拂引形記入帳に分つてゐる。

(イ) 一般仕譯帳

一般仕譯帳の形式は前に説明せるものと變る所はない。これに記入される取引項目は、特殊仕譯帳に關係なき取引のみであり、(1)帳簿の開始記入、(2)經營進行中には、(a)商品以外の信用賣買、(b)戻り品、戻し品の取引、(c)元帳の誤認訂正、(3)決算の場合に於ける(a)修正記入、(b)締切記入等である。而して元帳が分割されたる結果、特に設けられたる、一般元帳の統制勘定、特殊元帳の均整勘定へも一般仕譯帳を經由して轉記が行はれる。

(ロ) 現金收納帳、現金支拂帳(主要簿)

經營規模の太なる企業に於ては現金の受入事務と、支拂事務とは分掌される。斯る場合には現金出納帳を分割して現金收納帳と、現金支拂帳とするを要する。又元帳が分割される帳簿組織に於ては現金の收支を同一帳簿にて處理することは記帳上種々の困難がある。蓋し現金出納帳の收納、支出欄は現金、當座預金と多桁式になつてゐる上に收納側に少くとも賣掛金、諸口の二欄を、又支出側に買掛金、諸口の二欄を設けねばならぬからである¹。故に現金出納帳はこの帳簿組織に於ては收支が自然分割されることになり、現金收納帳

と現金支拂帳とが獨自に特殊仕譯帳としての働きを爲すのである。

現金收納帳の形式は日附、摘要、元丁、借方金額、貸方金額の各欄を有し、日附欄には取引記入の日附を、摘要欄には左側に相手勘定名、右側に取引の説明を附記し、元丁欄には相手勘定口座へ個別轉記がなされるとき元丁數を記す。個別轉記に就いて注意すべきは轉記不要の項目あることであり、例へば相手勘定が當座預金、現金、商品賣上なるときは✓印を附し轉記せざることを現はして置く。

次に金額欄が貸借に分たれてゐるが、この理由は元帳が分割された關係上、賣掛金の回收額を明かならしむるためである。而してその副産物として現金収入に関する取引の仕譯が完全に行はれ、一般仕譯帳と同様に貸借の合計は常に等しくなつて自己統制が可能であると云ふ利便を伴ふ。こゝでは金額欄の借方を現金、當座預金、割引料欄に分ち、貸方を賣上、賣掛金、諸口欄に分つた。割引料は現金の収入ではなく損失の發生であるが常に現金の収入と同時に發生することが多いためこゝに特別欄を設けたのである。

現金收納帳から元帳への連絡は、直接轉記を行ふこと他の特殊仕譯帳と同様である。先づ相手勘定に就ては個別轉記を行はねばならない。この場合轉記不要の項目あることは前述せる所である。而して收納帳の借方合計額は各々現金、當座預金、割引料勘定の借方へ定期的に綜合して轉記する。貸方賣掛金欄の合計は賣掛金の回收額であり、これは一般仕譯帳へ寫し取られて得意先元帳にある一般元帳均整勘定の借方と一般元帳にある得意先勘定元帳統制勘定の貸方へ

記入される額である。其の外の合計は轉記不要である。

現金支拂帳の形式は現金收納帳と同様である。元丁欄には個別轉記の元帳丁數を記入するが、これも相手勘定が現金、當座預金、商品仕入なるときは、他の特殊仕譯帳より綜合轉記が行はれる勘定であり、二重轉記を避けるため轉記不要の✓印を附して置く。この組織に於ては金額欄の借方には必ず買掛の特別欄を設けるを要する。こゝでは借方金額欄を買掛金、仕入、諸口の三欄とし、貸方金額欄を現金、當座預金、割引料の多桁式のものを使用する。割引料欄には現金支拂に際して割引かれた額を記入する。これは損益項目である。

支拂帳に記入された金額の元帳轉記は取引毎に個別轉記を行ふもの、その不要なるもの、は收納帳と同様である。貸方金額欄の現金、當座預金の支拂合計及び割引料は定期に綜合して各々現金、當座預金、割引料勘定の貸方に轉記する。借方買掛金額の合計は買掛金の決済額であり、一般仕譯帳を通して一般元帳にある仕入先勘定元帳統制勘定の借方と、仕入先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の貸方へ轉記する。其の他の合計金額は轉記不要である。

現金收納帳、現金支拂帳の締切は兩帳簿を突合して行ひ、其の方法は分割なき帳簿としての現金出納帳と同様である。

(ハ) 仕入帳、賣上帳 (主要簿)

組織其の六での仕入帳の形式は日附、摘要、元丁、借方金額、貸方金額の諸欄を備へたものである。摘要欄には相手勘定名と取引の

説明即ち商品の品目、數量、單價、内譯金額を記載する。借方金額欄は商品仕入勘定欄にして取引毎に合計を記入する。借方金額欄は多桁式であり現金當座預金、買掛金、諸口欄となる。この仕入帳では貸借に金額欄を設けることに依つて帳簿自體にて貸借が平均され、自己統制力を有することになる。仕入帳より元帳への連絡は仕入先勘定元帳にある各人名勘定に對して個別轉記を行ふ。其の外の取引は皆他の特殊帳簿より綜合して行はれるから個別轉記は不要である。故にこれ等には✓印を附して置く。借方金額の合計は仕入總額であり一般元帳にある商品仕入勘定の借方へ直接に綜合轉記を行ふ。貸方の買掛金欄の合計は掛買の額を示すもので一般元帳にある仕入先勘定元帳統制勘定の貸方と、仕入先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の借方とに一般仕譯帳を通して記入される。

賣上帳の形式は仕入帳と同様である。只賣上帳である性質上、金額欄の借方には現金當座預金、賣掛金、諸口欄があり、貸方に商品賣上勘定欄がある。この帳簿も亦貸借が平均し自己統制力を有してゐる。元帳との連絡は掛賣に就いてのみ得意先勘定元帳にある各人名口座へ個別轉記を爲し、その外の取引は他の特殊仕譯帳より綜合轉記が行はれるから個別轉記は不要であり✓印を附して置く。貸方金額欄即ち商品賣上欄の合計は賣上總額であり商品賣上勘定の貸方へ定期に綜合轉記される。借方の賣掛金欄の合計は掛賣額を示し一般元帳にある得意先勘定元帳統制勘定の借方と、得意先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の貸方とに一般仕譯帳を通して轉記する。

(二) 手形記入帳 (主要簿)

組織其の六にて使用する受取手形記入帳、支拂手形記入帳の形式は補助簿として使用されたこれ等帳簿に元丁欄を加へ且金額欄を多桁式となしたものである。金額欄を受取手形記入帳にあつては賣掛金、諸口欄とし、支拂手形記入帳にあつては買掛金、諸口欄に分割する。

受取手形記入帳の賣掛金欄には賣掛金の回収として手形を入手したとき、支拂手形記入帳の買掛金欄には買掛金の決済として約束手形を振出し又は爲替手形を振當てられたる場合に記入する。記入帳より元帳への連絡は取引毎に相手勘定へ個別轉記を行ひ(轉記不要の取引あることに注意) 定期に受取手形勘定の借方に金額合計を綜合轉記する。これと同様に支拂手形記入帳の金額合計は一般元帳にある支拂手形勘定の貸方へ綜合轉記を行ふのである。受取手形記入帳の賣掛金欄の合計は定期に一般元帳にある得意先勘定元帳統制勘定の貸方と得意先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の借方とに一般仕譯帳を通して記入する。支拂手形記入帳の買掛金欄合計は一般元帳にある仕入先勘定元帳統制勘定の借方と、仕入先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の貸方とにこれ亦一般仕譯帳を經由して記入を行ふのである。

一般元帳にある受取手形勘定、支拂手形勘定への記入は手形債權、手形債務の發生したとき綜合轉記を行ひ、債權債務の消滅したるとき現金出納帳其の他の帳簿より取引毎に個別記入が行はれる。

故に會計期間の途中に於ては手形取引の顛末のみ記入される不都合がある。これがため別に手形決済帳を作成することがある（形式説明省略）。

3. 元帳の分割

企業經營が大規模になるに従つて仕譯帳の分割のみではなく、元帳も亦分割される様になつたこと前述せる所である。元帳の分割は本店と支店との會計を別々に處理するための本店元帳、支店元帳とするもの、店主に關する事項と一般營業に關する事項とを分つために店主元帳（秘密元帳）と一般元帳とに區別することもある。又經營の分課組織に則して元帳を一般元帳、得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳に分割する場合もある。後二者を特殊元帳と云ふ。元帳分割の理論に就いては何れも異なる所はないが、こゝにては専ら分課組織に則して分割された元帳に就いて説明を加へる。

元帳は常にそれへの記入額が正確であるかどうかを検索し得る状態に置かねばならない。即ち何時にても試算表を作成することに依つて自己統制を爲し得ねばならない。然るに元帳が分割される結果として各元帳は各々取引の全部を網羅することが出来なくなり、例へば或取引は借方が一般元帳に記入され貸方が他の元帳に記入されると云ふ様になつて各元帳は自己統制力を失ひ、試算表の作成が不可能となる。折角元帳を分割しても各元帳にて試算を爲し得ないとすれば佛造つて魂入れずの感がある。この種の弊を除去するため特

殊の考案がなされてゐる。即ち一般元帳には特殊元帳の統制勘定を、特殊元帳（仕入先勘定元帳、得意先勘定元帳）には一般元帳均整勘定を設けることである。この統制勘定、均整勘定を設けることに依つて各元帳は單位毎に試算を爲すことが出来獨自平均元帳となるのである。

4. 統制勘定、均整勘定

統制勘定とは一般元帳にあつて、得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳を統制する勘定である。元帳の分割に依つて得意先に對する掛賣額及びその回収額、並びに仕入先よりの掛買額、及びその決済額は一切一般元帳には記入されないことになつたのである。これをその儘として置けば一般元帳自體にて試算を行ふことは不可能となり自己統制力を失ふ結果に陥る。故に得意先、仕入先勘定元帳に記入されたる額を定期的に統制勘定に記入して一般元帳を完全な獨自平均元帳とするのである。統制勘定には得意先勘定元帳を統制する得意先勘定元帳統制勘定と仕入先勘定元帳を統制する仕入先勘定元帳統制勘定とがある。

均整勘定とは特殊元帳である得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳に設けられるものであり、これ亦各元帳を獨自平均元帳たらしむるための勘定設定である。得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳には取引仕譯の一方のみ記入されて貸方は常に一般元帳へ記入される。この貸方の記入がなければ得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳は各々貸借合

計が一致しない。均整勘定はこの一般元帳に記入されてある仕譯の他方側を定期にこれ等特殊元帳へ記入し、以て特殊元帳にても試算表を作成し得る如くなすである。故にこれを普通に一般元帳均制勘定と云ふ。一般元帳均制勘定は得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳の各々に設定され、名稱は同一なるも各別個の存在である。

統制勘定、均制勘定への記入法は特殊仕譯帳と元帳との連絡に就いて説明せる際個々に述べた如くであり、現金収納帳の貸方買掛金欄の合計を一般元帳にある得意先勘定元帳統制勘定の貸方と得意先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の借方とに記入し、現金支拂帳の借方買掛金欄の合計を一般元帳にある仕入先勘定元帳統制勘定の借方と仕入先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の貸方とに記入する。仕入帳の貸方買掛金欄の合計は一般元帳にある仕入先勘定元帳統制勘定の貸方と仕入先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の借方に、賣上帳の借方買掛金欄の合計を一般元帳にある得意先勘定元帳統制勘定の借方と得意先勘定元帳にある一般元帳均整勘定の貸方とに記入する。受取手形記入帳の買掛金欄の合計は現金収納帳と同様に、支拂手形記入帳の買掛金欄の合計は現金支拂帳よりの記入と同様に處理する。而して統制勘定、均整勘定への記入は凡て一般仕譯帳を經由して一定期間分を纏めて行ふのである。

帳簿組織其の六に依り記帳例を示せば次の如くである。(補助簿はこれを略す)。

現金收納帳

1

日附	摘要	元 丁	借 方			貸 方		
			割引料	現金	高座預金	賣上	賣掛金	諸口
9 1	(資本金)元入高	9		7,000 00				7,000 00
" 3	(現金)住友銀行	✓			5,000 00			5,000 00
" 14	(商品賣上)山村商會 一部現金受	✓		530 00		530 00		
10 2	(茂木商店)賣掛金取 得	得2	30 00		1,950 00		1,980 00	
" 17	(商品賣上)茂木商店	✓		500 00		500 00		
" 19	(受取手形)山村商會	4			2,000 00			2,000 00
" 21	(中田商店)賣掛金回收	得3			1,000 00		1,000 00	
" 25	(商品賣上)今野商會	✓	46 50	883 50		930 00		
			76 50	8,913 50	9,950 00	1,960 00	2,980 00	14,000 00
			(10)			(✓)	(1,000)	(✓)
	(差引)期首残高			0	0			
" 31	今期收入合計			8,913 50	9,950 00			
				(1)	(2)			
11 1	残高			1,555 50	2,098 00			

I 現 金 支 拂 帳

昭和 年	摘 要	元 丁	借 方			貸 方		
			仕 入	買掛金	諸 口	割引料	現 金	當座預金
3	(當座預金) 住友銀行	✓			5,000 00		5,000 00	
5	(什 器) 店用トシテ 購入	6			1,230 00		1,230 00	
" 8	(商品仕入) 越河商店 へ半額支拂	✓	2,100 00					2,100 00
" 20	(營業費) 旅費支給	11			50 00		50 00	
" 25	(越河商店) 買掛金 支拂	仕入		1,500 00				1,500 00
" 27	(營業費) 消耗品 購入	11			15 00		15 00	
" 30	(營業費) 諸 口	"			233 00		233 00	
10 8	(營業費) 運賃支拂	"			10 00		10 00	
" 13	(商品仕入) 白石商會	✓	2,160 00			108 00		2,052 00
" 27	(越河商店) 買掛金 支拂	仕入		600 00			600 00	
" 28	(支拂手形)	8			2,200 00			2,200 00
" 31	(營業費) 諸 口	11			220 00		220 00	
今期支拂合計			4,260 00	2,100 00	3,953 00	108 00	7,358 00	7,352 00
残 高			(✓)	(仕入)	(✓)	(10)	(1)	(2)
							1,555 50	2,098 00
							8,913 50	9,950 00

仕 入 帳

I

昭和 年	摘 要	元 丁	借 方		貸 方		
			仕入勘定	現金 当座預金	買掛金	諸 口	
9	8 (當座預金) (越河商店) 白砂糖150俵@¥23.00		√	4,200 00	2,100 00		
			仕-1			2,100 00	
"	11 (藤田商會) 掛 買 赤砂糖 70俵@¥21.00 1,470 00 白砂糖 50俵@¥28.00 1,400 00		仕-2	2,870 00		2,870 00	
"	23 (支拂手形) 白石商會 赤砂糖100俵@¥22.00		√	2,200 00			2,200 00
10	13 (當座預金) 白石商會 白砂糖80俵@¥27.00		√	2,160 00	2,160 00		
					4,260 00	4,970 00	2,200 00
					(√)	(仕入)	4,970 00
							4,260 00
	今期仕入合計			11,430 00			11,430 00
				(12)			(√)

I 賣 上 帳

昭和 年	摘 要	元 丁	借 方			貸 方
			現 金 當 座 預 金	賣 掛 金	諸 口	賣上勘定
9 14	(現 金) (受取手形) 山村商會 白砂糖40俵@ ¥32.00 赤砂糖50俵@ ¥25.00	1,280 00 1,250 00	✓ ✓	530 00		2,000 00 2,530 00
" 15	(茂木商店) 掛 賣 白砂糖60俵@ ¥33.00		得2		1,980 00	1,980 00
" 22	(中田商店) 掛 白砂糖30俵@ ¥33.00 赤砂糖20俵@ ¥25.50	990 00 510 00	得3		1,500 00	1,500 00
10 5	(山村商會) 掛 賣 白砂糖30俵@ ¥31.00 赤砂糖35俵@ ¥24.00	930 00 840 00	得1		1,770 00	1,770 00
" 8	(今野商店) 掛 賣 白砂糖25俵@ ¥31.00		得4		775 00	775 00
" 17	(茂木商會) 一部掛賣 (現 金) 赤砂糖50俵@ ¥24.00		得2 ✓	500 00	220 00	720 00
" 25	(現 金) 今野商會 白砂糖30俵@ ¥31.00		✓	930 00		930 00
				1,960 00 (✓)	6,245 00 (G 庫)	2,000 00 6,245 00 1,960 00
	今 期 賣 上 高					10,205 00 (✓) 10,205 00 (18)

一般仕譯帳

昭和年	摘要	元丁	借方	貸方
10	31 (一般元帳均整勘定)	仕3	4,970 00	
	(仕入先元帳統制勘定)	7		4,970 00
	掛仕入額			
"	(得意先元帳統制勘定)	3	6,245 00	
	(一般元帳均整勘定)	得5		6,245 00
	掛賣上額			
"	(一般元帳均整勘定)	得5	2,980 00	
	(得意先元帳統制勘定)	3		2,980 00
	賣掛金取立額			
"	(仕入先元帳統制勘定)	7	2,100 00	
	(一般元帳均整勘定)	仕3		2,100 00
	買掛金支拂額			
			16,295 00	16,295 00

受 取 手 形

昭和 年	摘 要	元 丁	金 額		手 形 番 種 號	支 拂 人	振出人又 ハ裏書人	振 出 地
			買掛代金	諸 口				
9	14 商 品	√		2,000	約13	山村商會	同 人	東京市
			0	2,000 0				
			(0)	2,000 (4)				
			↓ 同均整勘及定					

支 拂 手 形

昭和 年	摘 要	元 丁	金 額		手 形 番 種 號	受 取 人	振出人又 ハ裏書人	振 出 地
			買掛代金	諸 口				
9	28 商 品	√		2,200	爲20	三浦商店	白石商會	東京市
			0	2,200 0				
			(0)	2,200 (8)				
			↓ 同均整勘及定					

記 入 帳

I

振 出			満 期			支 拂 地	支 拂 場 所	利 息		順 未		
年	月	日	年	月	日			利 率	金 額	月 日	摘 要	
10	9	14	10	10	19	東京市	三井銀行			10	19	取立済

記 入 帳

I

振 出			満 期			支 拂 地	支 拂 場 所	利 息		順 未		
年	月	日	年	月	日			利 率	金 額	月 日	摘 要	
10	9	28	10	10	28	東京市	安田銀行			10	28	支拂済

一 般 元 帳

1

現 金 勘 定

昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額
10	31	諸 口	収1 8,913.50	10	31	諸 口	支1 7,358.00

2

當 座 預 金 勘 定

昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額
10	31	諸 口	収1 9,950.00	10	31	諸 口	支1 7,852.00

受取手形勘定

3

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	借 口	受手	2,000 00	10 19	當座預金	取1	2,000 00

商品仕入勘定

4

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	借 口	仕1	11,430 00				

商品賣上勘定

5

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
				10 31	借 口	賣1	10,205 00

什 蓄 勘 定

6

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9 5	現 金	支1	1,230 00				

7 支拂手形勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 28	當座預金	支1	2,200 00	10 31	諸 口	支手	2,200 00

8 資本金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
				9 1	現 金	收1	7,000 00

9 割引料勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	諸 口	收1	76 50	10 31	諸 口	支1	108 00

營業費勘定

10

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9 20	現金	支1	50 00				
" 27	"	"	15 00				
" 30	"	"	233 00				
10 8	"	"	10 00				
" 31	"	"	220 00				

得意先勘定元帳統制勘定

11

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	一般元帳均整勘定	-1	6,245 00	10 31	一般元帳均整勘定	-1	2,980 00

仕入先勘定元帳統制勘定

12

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	一般元帳均整勘定	-1	2,100 00	10 31	一般元帳均整勘定	-1	4,970 00

一 般 元 帳 試 算 表

昭 和 年 十 月 三 十 一 日

借 方	元丁	勘 定 科 目	貸 方
8,913 50	1	現 金	7,358 00
9,950 00	2	當 座 頂 金	7,852 00
2,000 00	3	受 取 手 形	2,000 00
11,490 00	4	商 品 仕 入	—
—	5	商 品 賣 上	10,205 00
1,230 00	6	什 器	—
2,200 00	7	支 拂 手 形	2,200 00
—	8	資 本 金	7,000 00
76 50	9	割 引 料	108 00
528 00	10	營 業 費	—
6,245 00	11	得意先勘定元帳統制	2,980 00
2,100 00	12	仕入先勘定元帳統制	4,970 00
44,673 00			44,673 00

仕入先勘定元帳

越河商店

1

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9 25	當座預金	支1	1,500 00	9 8	商品仕入	仕1	2,100 00
10 27	現金	〃	600 00				

藤田商會

2

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
				9 11	商品仕入	仕1	2,870 00

3

一般元帳均整勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10 31	仕入先勘定元帳 統制勘定	-1	4,970 00	10 31	仕入先勘定元帳 統制勘定	-1	2,100 00

仕入先勘定元帳試算表

昭和 年 十月三十一日

借 方	元丁	勘 定 科 目	貸 方
2,100 00	1	越 河 商 店	2,100 00
—	2	藤 田 商 會	2,870 00
4,970 00	3	一 般 元 帳 均 整 勘 定	2,100 00
7,070 00			7,070 00

得意先勘定元帳

山村商會

1

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10	5	商 品	賣1 1,770.00				

茂木商店

2

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	15	商 品	賣1 1,980.00	10	2	盤 口	收1 1,980.00
10	17	"	" 220.00				

中田商店

3

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	22	商 品	賣1 1,500.00	10	21	當座預金	收1 1,000.00

今野商會

4

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10	8	商 品	賣1 775.00				

5 一般元帳均整勘定

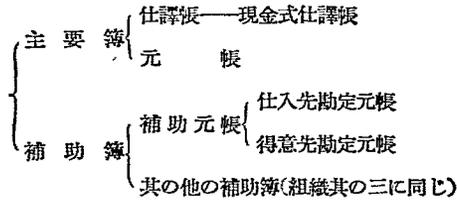
昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭和 年	摘 要	仕 丁	金 額				
10	31	得意先勘定元帳 統 制 勘 定	-1	2,980	00	10	31	得意先勘定元帳 統 制 勘 定	-1	6,245	00

得意先勘定元帳試算表

昭和 年 十 月 三 十 一 日

借 方	元丁	勘 定 科 目	貸 方
1,770 00	1	山 村 商 會	—
2,200 00	2	茂 木 商 店	1,980 00
1,500 00	3	中 田 商 店	1,000 00
775 00	4	今 野 商 會	—
2,980 00	5	一 般 元 帳 均 整	6,245 00
9,225 00			9,225 00

第二十三章 帳簿組織 其の七



1. 總 說

これは我國に發生せる帳簿組織にして、我國の銀行は専らこの組織に依つて記帳せられる。又産業組合簿記もこれを採用してゐる。この組織の特色とも云ふべき點は如何なる取引と雖も皆現金の收支と關係あるものと看做して處理することである。例へば商品を掛にて買入ると云ふ取引は、一旦仕入先より現金を借り受け、その現金を以て商品を購入したと觀念して記入を行ふのである。以上の取引は普通の仕譯では、

(借方) 商品 ￥ 500.00 (貸方) 仕入先 ￥ 500.00

であるが、現金式仕譯に依れば現金の收支を経由したのものとして觀察し、

(借方) 現金 ￥ 500.00 (貸方) 仕入先 ￥ 500.00

なる取引と、

(借方) 商品 ￥ 500.00 (貸方) 現金 ￥ 500.00

なる二回の取引が発生したと同一視して処理する。例へば亦「買掛金 ¥ 750.00 に對し約束手形を振出し決済を爲す」と云ふ取引は普通の仕譯なれば、

(借方) 買掛金 ¥ 750.00 (貸方) 支拂手形 ¥ 750.00

となるが現金仕譯帳を用ふる簿記法にては一旦約束手形を振出して相手方より現金を取得し、然る後この現金を以て買掛金の支拂を爲したものと觀念し、

(借方) 現金 ¥ 750.00 (貸方) 支拂手形 ¥ 750.00

なる取引と

(借方) 買掛金 ¥ 750.00 (貸方) 現金 ¥ 750.00

なる二回の取引が発生したと同一に見るのである。然してこれ等凡ての取引を現金出納帳に記入したと同じ處理法を以て仕譯を行ふのであり、現金式仕譯帳は現金出納帳と同一理論に基く帳簿と云ふことが出来る。

2. 現金式仕譯帳

現金式仕譯帳の形式は現金出納帳に類似し、貸借の各々に日附、摘要、元丁、金額欄を有してゐる。摘要欄には先づ取引の勘定科目名を書きその下に取引の説明を摘記する。金額欄は振替、現金、合計欄からなり、現金欄に本來の現金の收支と關係ある取引を記入し、その他の非現金取引即ち振替取引は振替欄へ記入する。一部現金取引は、現金の收支に關する額だけ現金欄に他は振替欄へ記入す

る。現金取引は現金の收支を伴ふ借方に同時に發生する相手勘定科目名を以て記入し、支拂を伴ふものは相手勘定科目名を以て貸記する。振替取引及び一部現金取引の振替額は一般の仕譯帳への如く貸借兩側へ記入するが、勘定科目の貸借仕譯は一般仕譯帳とは反對の側へ記入される。これは現金式仕譯帳が現金出納帳と同一性質を帯びてゐる點より起る當然の歸結である。然して振替欄へ記入された額は貸借が常に相等しく、又借方にあつても貸方にあつても振替欄の合計と、現金欄の合計の和が合計欄の總和に等しいことに留意すべきである。

現金式仕譯帳と元帳の連絡は仕譯帳の借方現金欄の合計を現金勘定の借方に、貸方現金欄の合計を現金勘定の貸方へ綜合轉記を行ふこと、現金出納帳よりの直接轉記に等しい。其の他の勘定口座へは取引毎に個別轉記を行ふ。この際現金式仕譯帳の借方に記入される額は元帳の貸方に、現金式仕譯帳の貸方にある金額は元帳の借方に反對に記入される。この理由は現金出納帳より元帳への個別轉記を行ふ場合を想起すれば直ちに明瞭となるであらう。

現金式仕譯帳の形式には又摘要欄に振替摘要欄を加へたものがある。振替摘要欄には摘要欄に記入されてある勘定科目と同時に發生した相手勘定科目名を略記し、如何なる勘定科目との振替取引なるかを明かにするものであり、銀行簿記の日記帳は専らこの形式を採用してゐる。

3. 傳 票

現金式仕簿帳を採用する帳簿組織に於ては又仕簿帳記入前に傳票へ取引を記入して置き、後に同一勘定を纏めて仕簿帳へ記入する方法が多く採用される、傳票には收納傳票、支拂傳票、振替傳票の三種あり、これ等各々は印刷の色を異にし(收納は赤、支拂は青、振替は黒の如く)區別を明瞭にしてゐる。

收納傳票には現金の収入に関する取引を、支拂傳票には現金の支拂に関する取引を、振替傳票には振替取引を記入する。然して一部現金取引は振替傳票に記入され、現金の收納、支拂に関する分は傳票の下部にある差引現金入(借方)、差引現金出(借方)欄へ記入する。傳票の形式並びにこれ等の傳票より現金式仕簿帳へ記入する方法は次の如くである。

收納傳票			
昭和 年 月 日			
勘定科目			
摘 要			
金 額	通 貨		
	小 切 手		
	合 計		

支 拂 傳 票	
昭和 年 月 日	
勘定科目	
摘 要	
金 額	

振替傳票					
借方		昭和 年 月 日		貸方	
勘定科目	摘要	金額	勘定科目	摘要	金額
差引現金出			差引現金入	通貨	
				小切手	
合計			合計		

(1) 収納傳票の金額は現金式仕譯帳（以下これを仕譯帳と云ふ）の借方現金欄へ、(2) 支拂傳票の金額は仕譯帳の貸方現金欄へ、(3) 而して振替取引が全部振替取引なるときは振替傳票の貸借を各々仕譯帳の貸借振替欄へ記入する。(4) 一部入金取引は振替傳票の借方金額を振替と現金収入とに分つて仕譯帳の借方振替欄現金欄へ、傳票の貸方側は現金入を差引いた額を仕譯帳貸方振替欄へ記入する。(5) 一部出金の場合には傳票の貸方金額を振替と現金支拂とに分つて仕譯帳の貸方振替欄、現金欄へ記入し、傳票の借方側は現金出を除いた額を仕譯帳借方振替欄へ記入する。

次に現金式仕譯帳の記入例を示さん。

現 金 式

昭 和 年	摘 要	元 丁	振 替	現 金	合 計
9	1 (資本金) 現金ヲ元入シ砂糖商ヲ始ム	10		7,000 00	7,000 00
"	8 (當座預金) (買掛金) 越河商店ヨリ商品仕入	2 9	2,100 00 2,100 00		2,100 00 2,100 00
"	11 (買掛金) 藍田商店ヨリ商品仕入	9	2,870 00		2,870 00
"	14 (商品賣上) 山村商會へ賣渡シ一部現金受殘ニ對シ約手料13ヲ受取ル	6	2,000 00	530 00	2,530 00
"	15 (商品賣上) 茂木商店へ掛賣	6	1,980 00		1,980 00
"	22 (商品賣上) 中田商店へ掛賣	6	1,500 00		1,500 00
	次へ		12,550 00	7,530 00	20,080 00

仕 譯 帳 I

昭和年	摘要	元丁	振替	現金	合計
9 3	(當座預金) 住友銀行ト當座取引ヲ結 ビ現金ヲ預ケ入ル	2		5,000 00	5,000 00
" 5	(什 器) 營業用什器現金購入	7		1,230 00	1,230 00
" 8	(商品仕入) 越河商店ヨリ買入レ半額 ハ小切手拂、殘ハ掛トス	5	4,200 00		4,200 00
" 11	(商品仕入) 藤田商會ヨリ掛ニテ購入	5	2,870 00		2,870 00
" 14	(受取手形) 山村商會ヘノ商品賣上金 ノ一部	4	2,000 00		2,000 00
" 15	(賣掛金) 茂商店ヘ商品賣渡	3	1,980 00		1,980 00
" 20	(營業費) 店員出張旅費支拂	12		50 00	50 00
" 22	(賣掛金) 中田商店ヘ商品賣渡	3	1,500 00		1,500 00
	次へ		12,550 00	6,280 00	18,830 00

現 金 式

昭和 年	摘 要	元 丁	振 替	現 金	合 計
	前ヨリ	√	12,550 00	7,530 00	20,080 00
9	25 (當座預金)	2	1,500 00		1,500 00
	越河商店へ買掛金支拂				
"	28 (支拂手形)	8	2,200 00		2,200 00
	白石商會ヨリ商品買入レ 爲替手形ヲ振當テラレ支 拂引受ヲ爲ス				
10	2 (賣掛金)	3	1,980 00		1,980 00
	茂木商店ヨリ回収シ當預 トシ現金割引ヲ爲ス				
"	5 (商品賣上)	6	1,770 00		1,770 00
	山村商店へ掛賣ス				
"	8 (商品賣上)	6	775 00		775 00
	今野商會へ掛賣ス				
"	13 (當座預金)	2	2,052 00		2,052 00
	(割引料)	11	108 00		108 00
	白石商會ヨリ商品ヲ買入 レ代金小切手拂5%ノ割 引ヲ受ク				
	次へ		22,935 00	7,530 00	30,465 00

仕 譯 帳

2

昭和年	摘 要	元 丁	振 替	現 金	合 計
9 25	前ヨリ (賣 掛 金)	√ 9	12,550 00 1,500 00	6,280 00	18,830 00 1,500 00
	越河商店へ小切手ニテ支拂				
" 27	(營 業 費) 店用消耗品購入	12		15 00	15 00
" 28	(商 品 仕 入) 白石商會ヨリ爲替手形ヲ 振當テラレ支拂引受ヲ爲 ス	5	2,200 00		2,200 00
" 30	(營 業 費) 本月分諸経費支拂	12		233 00	233 00
10 2	(當 座 預 金)	2	1,950 00		1,950 00
	(割 引 料)	11	30 00		30 00
" 5	(賣 掛 金) 茂木商店ヨリ賣掛代金回 收ニ際シ割引ク	3	1,770 00		1,770 00
" 8	(賣 掛 金) (營 業 費) 山村商會へ商品賣渡 今野商會へ商品賣渡ス	3 12	775 00	10 00	775 00 10 00
" 13	(商 品 仕 入) 白石商會ヨリ仕入レ代金 ハ小切手拂5%ノ割引ヲ 受ク	5	2,160 00		2,160 00
	次 ~		22,935 00	6,538 00	29,473 00

現 金 式

昭 和 年	摘 要	元 丁	振 替	現 金	合 計
10	前ヨリ (商品賣上) 茂本商店へ賣渡シ代金一部小切手受。殘ハ掛トス	✓ 6	22,935 00 220 00	7,530 00 500 00	30,465 00 720 00
	" 19 (受取手形) 山村商會振出約手満期ニ就キ小切手受。直チニ當預トス	4	2,000 00		2,000 00
" 21 (賣掛金) 中田商店ヨリ回收當座預金トス	3	1,000 00		1,000 00	
" 25 (商品賣上) 今野商會へ現金ニテ賣渡シ5%ノ割引ヲ爲ス	6	46 50	883 50	930 00	
" 28 (當座預金) 白石商會振出爲手20満期日ニ就キ三浦商店へ支拂	2	2,200 00		2,200 00	
			28,401 50	-8,913 50	37,315 00

仕 帳 譯

3

昭和年	摘要	元丁	振替	現金	合計
10	前ヨリ (賣掛金)	✓ 3	2,2935 00 220 00	6,538 00	29,473 00 22 00
	茂本商店へ商品賣渡代				
"	19 (當座預金) 山村商會ヨリ約手代金受取ル	2	2,000 00		2,000 00
"	21 (當座預金) 中田商店ヨリ賣掛金回收	2	1,000 00		1,000 00
"	25 (割引料) 今野商會へ商品賣渡シ現金割引ヲ爲ス	11	46 50		46 50
"	27 (賣掛金) 越河商店へ現金拂	9		600 00	600 00
"	28 (支拂手形) 白石商會振出約手20満期日ニ就キ三浦商店へ小切手拂	8	2,200 00		2,200 00
"	31 (營業費) 本月分諸經費現金拂	12		220 00	220 00
			28,401 50	7,358 00	35,759 50

1 現金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
10	31	諸口	3	8,913	50	10	31	諸口	3	7,358	00

2 當座預金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
9	3	現金	1	5,000	00	9	8	商品仕入	1	2,100	00
10	2	賣掛金	2	1,950	00	"	25	買掛金	2	1,500	00
"	19	受取手形	3	2,000	00	10	13	商品仕入	"	2,052	00
"	21	賣掛金	"	1,000	00						

3 賣掛金勘定

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
9	15	商品賣上	1	1,980	00	10	2	諸口	2	1,980	00
"	22	"	"	1,500	00	"	21	當座預金	3	1,000	00
10	5	"	2	1,770	00						
"	8	"	"	775	00						
"	17	"	3	220	00						

受取手形勘定

4

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額				
9	14	商品賣上	1	2,000	00	10	19	當座預金	3	2,000	00

商品仕入勘定

5

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	8	諸口	1	4,200	00		
"	11	買掛金	"	2,870	00		
"	28	支拂手形	2	2,200	00		
10	13	諸口	"	2,160	00		

商品賣上勘定

6

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額		
				9	14	諸口	1	2,530	00
				"	15	賣掛金	"	1,980	00
				"	22	"	"	1,500	00
				10	2	"	2	1,770	00
				"	8	"	"	775	00
				"	17	諸口	3	720	00
				"	25	"	"	930	00

7 什 器 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9	5 現 金	1	1,230.00				

8 支 拂 手 形 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
10	28 當 座 預 金	3	2,200.00	9	28 商 品 仕 入	2	2,200.00

9 買 掛 金 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
9	25 當 座 預 金	2	1,500.00	9	8 商 品 仕 入	1	2,100.00
10	27 現 金	3	600.00	"	11 "	"	2,870.00

10 資 本 金 勘 定

昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額	昭 和 年	摘 要	仕 丁	金 額
				9	1 現 金	1	7,000.00

割引料勘定

11

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
10	2 賈掛金	2	30.00	10	13 商品仕入	2	.108.00
"	25 商品賣上	3	46.50				

營業費勘定

12

昭和年	摘要	仕丁	金額	昭和年	摘要	仕丁	金額
9	20 現金	1	50.00				
"	27 "	2	15.00				
"	30 "	"	235.00				
10	8 "	"	10.00				
"	31 "	3	220.00				

現金式仕譯

振替摘要	摘要	元丁	振替	現金	合計
	(當座預金)	2			7,852 00
商仕	藤田商會		2,100 00		
買掛	越河商店		1,500 00		
支手	三浦商店		2,200 00		
商仕	白石商會		2,052 00		
	(資掛金)	3			2,980 00
諸口	茂木商店		1,980 00		
當預	中田商店		1,000 00		
	(受取手形)	4			2,000 00
當預	住友銀行		2,000 00		
	(商品賣上)	6			10,205 00
諸口	山村商會		2,000 00	530 00	
賣掛	茂木商店		1,980 00		
"	中田商店		1,500 00		
"	山村商會		1,770 00		
"	今野商會		775 00		
諸口	茂木商店		220 00	500 00	
"	今野商會		46 50	883 50	
	(支拂手形)	8			2,200 00
商仕	白石商會		2,200 00		
	次 ~		23,323 50	1,913 50	25,237 00

帳 (日記帳)

振替摘要	摘要	元丁	振替	現金	合計
	(當座預金)	2			9,950 00
	住友銀行			5,000 00	
賣掛	茂木商店		1,950 00		
受手	山村商會		2,000 00		
賣掛	中田商店		1,000 00		
	(賣掛金)	3			6,245 00
商賣	茂木商店		1,980 00		
"	中田商店		1,500 00		
"	山村商會		1,770 00		
"	今野商會		775 00		
"	茂木商店		220 00		
	(受取手形)	4			2,000 00
商賣	山村商會		2,000 00		
	(商品仕入)	5			11,430 00
詰口	越河商店		4,200 00		
買掛	藤田商會		2,870 00		
支手	白石商會		2,200 00		
詰口	"		2,160 00		
	(什器)	7		1,230 00	1,230 00
	次へ		24,625 00	6,230 00	30,855 00

現金式仕譯

振替摘要	摘要	元丁	振替	現金	合計
	前ヨリ		23,323 50	1,913 50	25,237 00
商仕	(買掛金)	9			4,970 00
"	越河商店		2,100 00		
"	藤田商會		2,870 00		
	(資本金)	0		7,000 00	7,000 00
商仕	(割引料)	11			108 00
"	白石商會		108 00		
			28,401 50	8,913 50	37,315 00
	前日残高			(1) 0	0
			28,401 50	8,913 50	37,315 00

帳 (日記帳)

振替要 摘要	摘要	元 丁	振替	現金	合計
	前ヨリ		24,625 00	6,230 00	30,855 00
	(買掛金)	9			2,100 00
當取	越河商店		1,500 00		
	"			600 00	
	(割引料)	11			76 50
賣掛 商仕	茂木商店		30 00		
	今野商會		46 50		
	(營業費)	12		528 00	528 00
	(支拂手形)	8			2,200 00
當取	三浦商店		2,200 00		
			28,401 50	7,358 00	35,759 50
	本日残高			(1) 1,555 50	1,555 50
			28,401 50	8,913 50	37,315 00

第二十四章 決算詳説

1. 總 説

簿記上決算とは取引の記録計算を爲せる元帳の勘定口座を締切り、營業期間の取引に依つて生じたる成果を確め、企業の財政状態を明かにすることであり、營業年度の記録の終結として行はれ、簿記の終點である。而して元帳諸勘定への記入が真正なるものであれば、決算は元帳勘定の締切のみで一應は完了することになる。然し乍ら、企業の一定時の財政状態を知り、一定期間の成果を發見するためには、單に元帳勘定の締切を行ふのみでは正確を期し得ないし、決算に依つて得る結果を明白に表示することも不可能である。こゝに於て決算に際しては元帳勘定の締切前の手續として、試算表、棚卸表、精算表の作成に依つて、資産負債損益に関する各勘定の記録が正確であるか、又果して現在帳簿上の價值を維持してゐるか否かを檢し、必要なる評價を行ひ、勘定を真正の價值に修正するを要する。又勘定の締切後には決算後試算表の作成に依つて締切が正確に行はれてゐるかを檢し、貸借對照表、損益計算書を調製し決算の結果を明白に表示するのである。決算とは以上凡ての諸手續を總稱するものである。

2. 決算手續

決算の諸手續は次の順序に依つて行はれる。

- I 試算表の作成
- II 棚卸表の作成
- III 精算表の作成
- III 勘定の修正記入
- V 勘定並びに諸帳簿の締切記入
- VI 決算後試算表の作成
- VII 財産目録、貸借対照表、損益計算書の調製

以上の諸手續が順を逐ふて行はれるがこの章にては試算表に対する若干の説明、勘定の修正記入、勘定の締切記入、及び勘定の開始記入に就いて説述し、其他必要な事項に就いては章を分つて別に説明することにする。

3. 試算表檢證力の限界

試算表の作成は元帳諸勘定への記入が正確に爲されてゐるか否かを検査するにあること、並びに試算表には合計試算表、残高試算表、合計残高試算表があること及びその作成法に就いては前述せる所である。故にこゝには未だ考究されざる試算表の檢證力に就いて一言せんとするものである。

試算表は簿記の複記入の原理を應用し、勘定への記入が正確であるか否かを検するものであるが、この檢證力には自ら限界がある。試算表の貸借合計が一致したとしても各勘定への記入が絶對的に正

確であるとは限らない。試算表は次の如き場合にその検証力を失ふことになる。

- (1) 取引の記入が全然行はれないとき、
- (2) 同一取引の記入が貸借とも重複して行はれたるとき、
- (3) 誤れる同一金額が貸借双方に記入されたるとき、
- (4) 借方と貸方との記入が正反對に爲されたるとき、
- (5) 借方又は貸方の何れか又は双方誤れる勘定に記入されたるとき、
- (6) 二個以上の誤れる記入が貸借相殺されたるとき、

故に試算表は取引の記入が一方的に行はれたることなきかを検するに留まり、元帳勘定が果して正確なるか否かは證明し得ざることとなる。之を要するに勘定への記入を正確ならしめんとするには記帳に際し常に細心の注意を以て事務にあたるより外に道なきを知らねばならぬ。

4. 勘定の修正記入

元帳勘定に記入されてある金額は経営中、取引に依つて生じたるものであるが、簿記上の取引全部を含むものではない。簿記上取引とは資産、負債、資本の増減變化を總稱すること前言せる所であるが、何等かの手續を経ざれば発見することを得ない取引、及び取引の發生が知り得られたるも決算時に纏めて記入するを便とするものに就いては勘定への記入が未了の儘になつてゐる。又元帳勘定の現

在高が果してその価値を維持しあるか否かも不明である。これがために決算に際しては勘定締切前に各勘定に就き修正記入を必要とする。修正記入には次のものがある。

- (イ) 商品勘定の整理記入
- (ロ) 資産勘定の修正記入
 - (a) 固定資産の減價償却
 - (b) 債権勘定の修正
 - (c) 有價証券勘定の修正
- (ハ) 損益勘定の修正

以下これ等に就き簡單なる説明を加へる。

(イ) 商品勘定の整理記入

これは商品を棚卸に依つて期末在高を明かにし、混合勘定たる商品勘定の残高を確定することである。(商品勘定の項参照)

(ロ) 資産勘定の修正記入

- (a) 固定資産の減價償却

固定資産(土地を除く)は使損、時の経過又は陳腐化等に依り其の價值が漸時滅失するものである。これを減價と云ふ。減價は時々刻々發生するが經營進行中に一々これを計算して計上することは不可能なるため、一定期間経過後、その期間内の減價を纏めて費用化する。これを減價償却と云ひ、その費用を減價償却費と云ふ。期末にはこの減價償却費を固定資産より差引いて決算時の眞の價值を表す様にする。(固定資産勘定の項参照)

(b) 債権勘定の修正

債権特に貸掛金に對する貸倒損失の計上であり、期末に債権の一定割合を損失として處理すること債権債務勘定の項にて述べた所である。

(c) 有價證券勘定の修正記入

手持有價證券が増減價したる場合に修正を施す。多くは減價のとき損失として計上するに止める。

(ハ) 損益勘定の修正記入

決算時に未経過費用、未経過収益、未拂費用、未收利益の諸勘定を起して損益勘定を修正する。即ち次の如くである。

- (a) 未経過費用を資産視する。
- (b) 未経過収益を負債視する。
- (c) 未拂費用を負債視する。
- (d) 未收利益を資産視する。(損益勘定の項参照)

5. 勘定の締切と開始記入

勘定の締切は財政的結論を得るにある。勘定口座の計數に修正記入を施し、勘定口座の金額が企業の有する實際の高と一致した所で初めて、勘定の締切を行ふ。勘定の締切法には勘定の性質に依つて二つの方法がある。

残高を他の勘定へ振替記入を爲す方法と單に残高を貸借何れか不足側に記入する法とがこれである。

勘定の締切の順序は大體、第一に損益に關する勘定を締切り、次に集合損益勘定を締切り、最後に其の他の資産、負債、資本の諸勘定を締切ることになる。而して決算には英米式、大陸式の別あることと言せる所である。

(イ) 英米式決算

英米式決算に於ては振替記入に依る締切と残高の不足額記入の方法とが併用されてゐる。即ち

(1) 損益に關する勘定の残高を集合損益勘定へ振替記入し純損益額を決定する。

(2) 集合損益勘定の残高即ち純損益を資本金勘定へ振替へる。

こゝでは振替記入に依る締切であつて大陸式と異なる所はない。

(3) 然るに其の他の資産、負債、資本金勘定の締切は残高を貸借何れか不足側に記入し、勘定の貸借合計を一致せしめて締切を行ふ。而してこの方法に依るときは勘定毎に締切が完了すれば直ちに勘定の開始手續を採る。即ち残高を締切記入の反對側に而して合計の下部に記入し繰越額を表示する。この締切法は複式簿記の記入は必ず複記入が行はれると云ふ一般原則に反するが勘定の締切手續と開始手續とが同時に行はれ、手数を節約すると云ふ理由で廣く採用されてゐる。

(ロ) 大陸式決算

大陸式決算にあつては集合損益勘定、決算残高勘定の二綜括勘定を設け、凡ての勘定の残高をこれ等二勘定へ振替記入を爲して勘定

の締切を行ふ。損益に関する勘定の損益計數を集合損益勘定へ振替記入し、集合損益勘定の残高たる純損益を資本金勘定へ振替へる點に於ては英米式と變る所はないが、其の他の資産、負債、資本金勘定は全部決算残高勘定へ振替記入を爲す點に於て異なつてゐる。決算残高勘定へは資産、負債、資本金勘定の残高を振替へ記入するが、資本金勘定の残高が未だ振替記入されない決算残高勘定にあつては借方合計(即ち資産合計)と貸方合計(即ち負債合計)との差が資本金勘定の残高と一致することになる。これ複式簿記の原則より來る當然の結果である。而して残りの資本金勘定をも決算残高勘定へ振替記入するときは自然借方貸方は平衡を保つことになり、決算残高勘定は $A=P+K$ となつて表はれるのである。大陸式決算に於ては以上の如く決算残高勘定へ諸勘定の残高を振替記入することに依つて勘定締切が完了し勘定の再開を行ふにあつては開始残高勘定を設定する。開始残高勘定には決算残高勘定の金額をこれとは貸借反對に記入する。而してこれへの記入と共に各資産、負債、資本金勘定口座へ期首在高として反對記入を行ひ、勘定口座再開を行ふのである。大陸式決算法は複式簿記の原理たる複記入をあくまで保持し、極めて理論的であるが、他方煩雜なる手數を要する不便がある。

第二十五章 精 算 表

1. 總 說

精算表はアメリカに於て會計士が技術的必要から考案したものであり、又決算運算表とも云はれる。期末に於ける試算表の計數を棚卸に依つて修正を施し、これに依つて損益計算書及び貸借對照表を調製する手續を一表に集約したものである。

期末決算に於て決算諸表の作成を爲すには元帳勘定の殘高其他種々の原始記入簿より材料を求めねばならない。而して其の間に何等かの媒介となるものを必要とし、これなきときは技術的に種々の困難と支障とを來す。精算表はこの決算運行の媒介の役目を果し、決算諸表調製の資料を提供するものと云ふことが出来る。又精算表は勘定の整理記入、修正記入、締切記入に對して檢證力をも有してゐる。而して精算表には損益計算書、貸借對照表欄を有するがそれ自體これ等の決算表ではない。

2. 形式及び内容

精算表には六桁式、八桁式、十桁式と種々の形式がある。六桁式には試算表、損益計算書、貸借對照表の各二桁を有し、試算表の計數に修正を施したるものを直接に損益計算書、貸借對照表欄へ記入する。八桁式精算表は六桁式精算表の試算表欄と損益計算書欄との

間に修正記入の二欄を挿入せる形式である。この修正欄には棚卸に依つて修正されたる額を記入し、損益計算書、貸借対照表欄へは試算表欄の計數に、この修正計數を加減したる額を記入する。十桁式精算表は更に修正記入欄と損益計算書欄との間に修正後試算表の貸借二欄を加へたものである。この形式は最も完全なるものにして精算表の標準型とも云ふことが出来、こゝでは十桁式に就いて稍々詳しくその記入法を説述せん。

十桁式精算表は、試算表、修正記入、修正後試算表、損益計算書、貸借対照表の貸借二欄を有すること前記せる如くである。

(1) 試算表欄へは期末残高試算表の金額を記入する。この記入にあつては後に損益計算書、貸借対照表欄への轉寫に便ならしむるため勘定の分類及び配列順序を整理し、期末決算に際し新たに設定する、勘定科目をも書き込む。

(2) 修正記入欄へは棚卸に依つて得たる修正計數及び其の他評價差額を記入する。

(3) 修正後試算表へは修正を要せざる項目は試算表の額を其の儘轉寫し、修正記入の行はれたる勘定に就いては修正計數を加減して記入する。

(4) 修正後試算表が出来れば最後に性質に應じて損益に屬する項目は損益計算書、其の他資産負債資本の項目は貸借対照表欄へ轉寫し夫々各欄の金額を合計して手續を完了する。

斯くして作成された精算表は自己統制力を有し、決算記入に對し

精 算 表

昭和 年十一月三十日

元 丁	勘定科目	試算表		修正記入		修正後試算表		損益試算書		貸借対照表	
		借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
1	現金	450	50		(a) 21 20	477	70			477	70
2	小口現金	21	20		(a) 21 20						
3	現金過不足	4	00		(f) 4 00						
4	當座預金	571	65			571	65			571	65
5	受取手形	300	00			300	00			300	00
得	得 意 先	810	00			810	00			810	00
6	有價証券	2,790	00			2,790	00			2,790	00
7	商品棚卸										
	期首在高										
	期末在高				^b 3,483 00	3,483	00			3,483	00
8	商品仕入	7,193	00			7,193	00	7,193	00		
9	商品賣上		3,887 00		^b 3,483 00		7,370 00		7,370 00		
10	什器造作	450	00		(e) 22 50	427	50			427	50
11	建 物	7,000	00		(d) 140 00	6,860	00			6,860	00
12	建物新築費										
13	土 地	3,000	00			3,000	00			3,000	00
14	假 拂 金										
28	未收利益				(g) 62 85	62	85			62	85
29	未經過費用										
15	支拂手形										
仕	仕 入 先		781 50				781 50				781 50
16	未 拂 金		100 00				100 00				100 00
17	假 受 金		28 00				28 00				28 00
30	未經過收益										
31	未 拂 費 用										
32	貸倒準備金				(e) 40 50		40 50				40 50
18	資 本 金		18,240 00				18,240 00				18,240 00
19	營 業 費	510	80			510	80	510	80		
20	支拂割引料	1	80			1	80	1	80		
21	現金割引		72 45				72 45		72 45		
22	受取利子				(g) 62 85		62 85		62 85		
23	減價償却費										
	建 物				(d) 140 00	140	00	140	00		
	什器造作				(e) 22 50	22	50	22	50		
24	貸倒損失				(e) 40 50	40	50	40	50		
25	雜 損 益				(f) 4 00	4	00	4	00		
								7,912 60	7,505 30	18,782 70	19,190 00
	純 損 益								407 30	407 30	
	合 計	23,108 95	23,108 95	3,774 05	3,774 05	26,695 30	26,695 30	7,912 60	7,912 00	19,190 00	19,190 00

検証力を有すること既に述べたる所であるがこれを具体的に示せば次の如くである。

(1) 各欄の合計は貸借が一致する。

(2) 損益計算書欄の残高と貸借対照表欄の残高、即ち純利益ある場合は損益計算書欄の貸方残高と貸借対照表欄の借方残高、純損失ある場合は損益計算書欄の借方残高と貸借対照表欄の貸方残高とが一致する。

(3) 修正後試算表欄の貸借は均衡を保ち、その各欄の合計は損益計算書と貸借対照表欄の貸借各欄の合計の和と一致する。

これ等は皆複記入の原理より来る當然の結果であり、若しその一にても破れたる精算表は正確なるものと云ふことを得ない。十桁式精算表の雛形を示せば前掲の如くである。

第二十六章 財 産 目 録

1. 總 説

財産目録とは企業の所有にかゝる資産負債の總目録である。これには資本を除きたる資産負債を種類、性質、數量、期限、價格等の凡てに亘つて詳細なる記載を必要とする。苟くも企業に屬する資産負債なる以上細大漏らさず掲載せねばならない。財産目録は我商法第二十六條第一項に「動産、不動産、債權、債務其ノ他ノ財産ノ總目録ハ……毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルヲ要ス」と云ふ條文に依つて商人はその作成を強制されてゐる(商法中改正法律案第三十三條參照)。財産目録は實地棚卸に依つて作成するを原則とするが實地棚卸の不可能なるもの又は帳簿價格を以てするも誤謬のなきものに就いては諸帳簿より作成材料を蒐集する。財産目録は決算表の一種であり、企業の資産負債を決算時の價格にて調製するが、他の決算表たる貸借對照表及び棚卸表と比較すれば夫々異なつた性質を有してゐる。貸借對照表は財産目録と同様資産負債を掲げるがそれ以外に資本金をも記載するを要し、又資産負債は一定の準據に基いて項目別に綜合記入を爲し詳記せざる點に於て財産目録とは異なる。棚卸表は資産負債の記載を爲す表であるが決算時に於て價格の修正を要する勘定口座に對してのみ實地棚卸に依つて作成するものであり、價格修正の不要なる資産

負債の記載なき點で財産目録とは其の性質を異にしてゐる。財産目録は以上の如く企業の有する資産負債を詳細に記載したる總目録であるため、尨大なる表となることが多い。

2. 形式及び内容

財産目録の形式には横書のものゝ縦書のものがある。縦書のものには日本數字を用へる。何れも科目、摘要、金額欄を有し、尙記載を明瞭ならしむるため數量欄、單價欄を摘要欄より分離する場合もある。又財産目録は資産負債を借方貸方の兩側に分つて記載することなく、資産項目を上段又は前部に、負債項目を下段又は後部に列記し、資産負債の差額は正味身代として負債の次に附記する。而して何れの形式たるを問はず財産目録なる標題、調製年月日、商店又は會社名を記載するを要する。

財産目録に記載すべき資産、負債の内容に就いては我商法に「動産不動産、債權債務其ノ他ノ財産」としてある。故に創業費、未經過費用、未收利益、未經過収益、未拂費用は記載するを要するや否やが問題となる。これに就いては種々の議論があるが一般には夫々資産負債の範疇に入れて掲ぐべきものと解されてゐる。

記載すべき項目を資産負債別に見れば以上の如く資産を前にし負債を後にするが、これを資産負債の各々に就ては如何なる性質のものを先にし、如何なるものを後にすべきか、この記載順序には二つの異なつた型がある。一を流動式配列法と云ひ、他を固定式配列法

と云ふ。流動式配列法とは資産負債何れに於ても流動性の大なる項目を前にし順次固定性の項目に及ぶ配列法にして資産にあつては現金、當座預金、各種預金、受取手形、買掛金、貸付金、商品、積送品、什器、運搬具、設備、建物、土地、創業費、雜資産の如く、負債にあつては當座借越、支拂手形、買掛金、借入金、雜負債の如き順序に配列する。固定式配列法とはこの反對にして、固定性の項目を前にし、順次流動性の項目に及ぶ方法である。

3. 財産目録に記載すべき價格

財産目録に記載すべき資産の評価に就いては糊卸表への記載價格と共に問題となる所であるが、我商法第二十六條二項には「動産不動産、債権其ノ他ノ財産ニ價格ヲ附シテコレヲ記載スルコトヲ要ス、其ノ價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ起ユルコトヲ得ズ」とある。この規定を稱して評價の時價以下主義と云ふ。時價とは財産目録調製の時の價格である。この規定に依れば時價が原價より低き場合には價格を時價まで引下げて記載すべきことは明かであるが、時價が原價より騰き場合には何れの價格に依るべきが明かでない。故に評價に就いては、時價主義、原價主義、低價主義等種々の説が錯綜してゐて歸する所がない。評價理論に就いては會計學に於て充分論究さるべきであり、こゝにては固定資産に就いては一般に原價より減價額を控除したる價額を以て評價し、流動資産に就いては低價に依るを經營上妥當と思惟する。但し流動資産にあつても常

に營業に保留して置かねばならぬ商品はその額だけ固定資産同様原價に依つて評價するを可とする（商法中改正法律案第三十四條、第二百八十五條參照）。商法の規定する所は資産に就いてのみであり負債は如何にすべきかの問題を生ずるが、負債は支拂ふべき額が金額に依つて一定して居り、その價値の變化なきものと見られるため評價不要とされる場合が多い。立法者の意考も亦こゝにあるものと思はれる。横書財産目録の雛形を示せば次掲の如くである。

第 期 末 年十一月三十日		財 産 目 録	
〇 〇 商 店			
摘 要		金 額	
資 産			
流 動 資 産			
現 金		477	70
當座預金			
住友銀行	借越限度 円 2,000.00	571	65
受取手形	1 通	500	00
得意先	4 口		
大木商店	円 165.00		
村上商店	円 4.00		
丸山商店	円 62.50		
龜井商店	円 578.50	810	00
			2,159 35
營 業 資 産			
商 品			
日清カメラ	22kg入 240 袋 @ 円 5.99		
	円 1,416.00		
昭和印	240 袋 @ 円 4.00		
	円 960.00		
日東青七福	270 袋 @ 円 4.10		
	円 1,107.00		
			3,483 00

投 資			
有価証券	5分利國債は號額面 ¥3,000.00@¥93.00		2,790 00
固 定 資 産			
什器造作			
原 價	¥ 450.00	減價償却	¥ 22.50
			427 50
建 物			
營業所	¥5,000.00	減價償却	¥100.00
倉庫	¥2,000.00	"	" 40.00
	¥7,000.00		¥140.00
			6,860 00
土 地			
營業所用敷地	〇〇坪	¥	2,300.00
倉庫用敷地	〇〇坪	"	700.00
			3,000 00
雑 勘 定			
未收利益			
國債利子額面	¥ 3,000.00	7/1—11/30	62 85
資 産 合 計			18,782 70
負 債			
流 動 負 債			
仕 入 先 3 口			
日清製粉株式会社	¥ 167.00		
高 田 商 會	" 219.50		
松 本 商 會	" 395.00		781 50
未 拂 金 1 口			
門 脇 商 店	營業用什器購入代殘金	100 00	881 50
雑 勘 定			
假 受 金		28 00	
貸倒準備金		40 50	68 50
負 債 合 計			950 00
差引純財産			17,832 70

第二十七章 貸借対照表

1. 總 説

貸借対照表は企業の一定時に於ける財政状態を綜括的に表示するものにして、簿記の終點であり、借方と貸方とが對照してゐる表である。企業は常に活動してゐて、閉鎖することない限り、その活動に依り簿記上の取引が生じ、資産、負債、資本の額はために常に變化してゐるが、一定の時點をとつて靜的に資産、負債、資本の状態を觀察したのが貸借対照表である。企業に發生する取引は凡て諸帳簿を經由して元帳の各勘定口座に記入される。貸借対照表はこれ等元帳勘定の取引の結果を實在する價值として記載する點に於て簿記の終點である。

大陸式締切法に於ける決算残高勘定は決算時の資産、負債、資本の額を表はす點に於て貸借対照表と一致するが、前者は元帳残高の綜合であり、項目の設定、配列及び分類が行はれず決算表としての役割を果さない點に於て貸借対照表と異なる。貸借対照表は一定時の財政状態表示の表であるが同時に損益計算的役割も果たす。貸借対照表の作成は資産負債の具體的價値の記載であり、其の差額としての資本額を確定するのであるが、この資本額を同一企業の前期繰越資本額と比較するときは該營業期間の純損益の發生額が明かとなるのである。而してこの純損益は期間計算たる損益計算書に依つて

表はされる純損益と完全なる一致を見る。

貸借対照表には決算時に調製するもの以外に、開業時の開業貸借対照表、破産其の他の事由に依つて企業を閉鎖する場合に調製する清算貸借対照表がある。これ等は夫々目的に依つて特異の點を有するが決算貸借対照表を理解すれば、これ等は自ら明かとなる。決算貸借対照表は元帳勘定の残高を基礎とし、この残高に整理を施し（即ち棚卸表、財産目録に依つて残高に修正を加へ）、項目の分類配列を加へて作成を行ふ。又精算表に依つて材料の提供を受け、作成手續を圓滑ならしめ得ること前言せる所である。

2. 貸借対照表の具備要件

貸借対照表は企業の財政状態を表はすために明瞭性、眞實性、繼續性、單一性の諸要件を具備せねばならない。

(イ) 明瞭性 貸借対照表は明瞭なる表示たるを要する。これがため單に元帳勘定の残高を羅列的に記載せず項目の設定、分類、配列を吟味し、複式簿記の理論を理解する者は何人が見ても一目瞭然たる如く作成せねばならぬ。

(ロ) 眞實性 これは表示項目が實在せること、並びにそのものに眞正なる價格を附することである。故に企業の所有する資産負債資本の凡てを網羅し餘す所あつてはならない。又これ等の資産負債の評價にあつては眞正の價格を以てし、苟しくも過大評價、過小評價があつてはならない。

(ハ) 継続性 これには一般的継続性と評価原則の継続性がある。一般的継続性とは貸借対照表が毎會計年度決算時に欠けることなく継続して作成されることである。評価原則の継続性とは評価にあつて毎期同一評価標準に依るべしと云ふことである。貸借対照表は前期及びそれ以前のものと比較考量することに依つて企業の活動状態を知り、企業が現在如何なる路を辿り將來如何様になるかを豫測し得るのであり、この継続性を破るときはその目的を達することが不可能となる。

(ニ) 単一性 一企業に就き一個の貸借対照表を作成すべきであり、内容を異にする二個以上の作成を不可とすることである。内容の異なる二個以上の貸借対照表あるときは、その何れかゝ眞實でないか、又は何れもが眞實でないことになる。

3. 形式及び内容

貸借対照表の形式には横書と縦書とがあり、横書には勘定式と報告式とがある。勘定式とは貸方に資産の項目を貸方に負債資本の項目を記載する。報告式は貸借兩欄を有せず、資産を上段に、中段に負債を、下段に資本の項目を掲ぐるものである。縦書は日本數字を用ひ、前部に資産を後部に負債資本を記載する。貸借対照表には借方、貸方の名稱を用ふるもの、資産の部、負債資本の部なる名稱を用ふるもの、借方資産の部、貸方負債資本の部なる名稱を用ふるものがある。而して貸借対照表には何れの形式を問はず貸借対照表なる

標題、決算年月日、商店又は會社名を記載するを要し第何期と會計年度を明かにするも又可とする。

貸借對照表調製にあつてはその内容を明瞭ならしむるため項目の設定、項目の分類、項目の配列法を吟味せねばならぬこと前述の如くであり、項目の設定に就いては同一性質の勘定を合併して表示すること、異なつた性質のものを合併せざること、債權と債務とを相殺せざること等が明瞭性と眞實性を維持するため必要な要件である。項目の分類は先づ掲載すべき内容を資産、負債、資本の三大別とし、更に資産を流動資産、營業資産、固定資産、雜資産に、負債を流動負債、固定負債、雜負債に、會社組織の企業に於ては資本を資本金、諸積立金、準備金、繰越損益に分類し、これを更に細分する。斯く分類された項目を流動式配列法、或は固定式配列法に依つて配列するのである。資産負債の配列法に就いては財産目録にて述べた原則と同一であり、資本は固定式、流動式何れにあつても負債の後に掲ぐべきである。商事會社、商店等に於ては流動式配列法が一般に採用される。勘定式貸借對照表の流動式配列法に依る雛形を示せば次掲の如くである。

第 期 末 年十一月三十日 貸借對照表

○ ○ 商 店

借 方		金 額	貸 方		金 額
流動資產			流動負債		
現 金	477 70		仕 入 先	781 50	
當座預金	571 65		未 拂 金	100 00	881 50
受取手形	300 00		雜 勘 定		
得意先	810 00	2,159 35	假 受 金	28 00	
營業資產			貸倒準備金	40 50	68 50
商 品		3,483 00	資 本		
投 資			期首資本金	18,240 00	
有價證券		2,790 00	期末資本金	17,832 70	
固定資產			當期純損失	407 30	
什器造作	427 50				
建 物	6,860 00				
土 地	3,000 00	10,287 50			
雜 勘 定					
未收利益		62 85			
		18,782 70			
當期純損失		407 30			
		19,190 00			19,190 00

第二十八章 損益計算書

1. 總 說

損益計算書とは一定の營業期間内に企業が經營に依つて生じた成果を集計算出する表である。損益計算書は營業期間の成果を發見するをその主目的とし、それに依つて企業の成績を確め、將來に對する經營の指針を與へることをその副目的とする。損益の計算には元帳に集合損益勘定があり、これに依つても營業の純損益を發見することを得るが、これは發生した諸種の損益を借方と貸方に集め、その差額を以て純損益としたもので企業の活動狀態を明確に表はし得ないし、將來に對する經營の參考資料と爲すには不充分である。こゝに於て企業の活動狀態と損益の發生狀態とを相對的に記載した損益計算書が必要となるのである。蓋し損益計算書に於ては損益計算と共に商品の仕入高、賣上高をも併記し、企業の實際の活動狀態を示し、これに隨伴して生ずる諸種の損益を明かにしてゐるからである。

損益計算書に於ける損益の計算は期間計算であり、動態計算であり、貸借對照表の定時計算、靜態計算に對立する。又前者を資本計算、後者を資産負債計算と云ふことも出来る。而して複記入の原則の歸結として、これ等兩計算の成果は一致すること前言の通りである。

損益計算には短期損益計算と、長期損益計算とがあり、前者は毎旬又は毎月の如く短期間の損益を計算するものであり、後者は一會計年度の損益計算である。損益計算書は元帳の損益に係る勘定の残高並びに商品仕入帳、商品賣上帳、棚卸表、其の他の補助簿にその調製の材料を求める。又精算表は損益計算書調製の重要な資料たること前言せる所である。

2. 形式及び内容

損益計算書の形式には横書と縦書とあり、横書は摘要欄、金額欄を貸借に有し、借方に損失費用項目を貸方に利益項目を掲ぐる。縦書は日本數字を用ひて上段下段又は前部後部に分ち、上段又は前部に利益項目を、下段又は後部に損失費用項目を記載する。而して損益計算書には何れも損益計算書なる標題、當該營業期間を示すべき日附、商店又は會社名を記載する。損益計算書は企業の性質、規模の大小に依つて其の内容の表示法を異にするが商品賣買を主とする企業に於ては大體次の部門に區分して計算するを可とする。

- (イ) 販賣損益計算
- (ロ) 一般營業損益計算
- (ハ) 非營業損益計算
- (ニ) 純損益計算
- (ホ) 純損益處分計算
- (イ) 販賣損益計算

営業期間内に於ける商品の販賣に依つて發生した損益を計算する。この方法は貸方に商品の前期繰越高、当期仕入高、商品の販賣に要した費用を、貸方に当期賣上高と商品現在高を記入し、その差額が当期販賣損益となる。而してこの差額が借方残のときは販賣利益であり、これを一般營業損益計算の貸方へ、借方残のときは販賣損失であり、これは一般營業損益計算の借方へ振替記入を行ふ。

(ロ) 一般營業損益計算

販賣損益計算の結果を承け、その外に商品の販賣に直接關係なき營業のための損益を掲げる。借方には販賣純損失（販賣損益計算より振替へらる）、棚卸差損、諸營業費、貸倒損失、支拂利息、支拂割引料、雜損失等を、貸方には販賣利益（販賣損益計算より振替へらる）、受入手數料、受取利息、受取割引料、受取配當金、雜利益を掲げ貸借合計の差額が一般營業純損益額を示し、純損益計算へ振替へらる。

(ハ) 非營業損益計算

營業外の事由に依り發生する損益を計算するものにして、借方には偶發的の損失（例へば盜難、震火災、水害等に依る損失）を、貸方には偶發的利益（例へば有價證券の賣却益）を掲げ差額は純損益計算へ振替へる。但しこの損益計算を純損益計算にて行ひ、別に獨立の一部門としない場合もある。

(ニ) 純損益計算

一般營業損益計算及非營業損益計算の結果を承け、若し非營業損

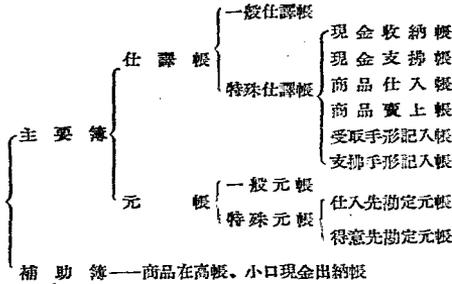
益計算を起さないときは、それに該当する損益項目を貸借に記入して営業期間内の純損益を決定する。

(ホ) 純損益処分計算

會社組織の企業にあつては純損益計算の結果を承けて純損益処分計算が必要である。純利益ある場合はこの計算に於て前期繰越利益金と合し又は前期繰越損失金を差引き、これを積立金、配當金、役員賞與金、後期繰越利益金となし、又前期繰越損失金に比し當期の純利益が少きときは差額を後期繰越損失金とする。當期純損失となりたる場合は純損益処分計算に於て前期繰越利益金又は積立金を以て補填し、尙損失金あるときは後期繰越損失金とする。損益計算書の雛形の一般的なものを示せば次掲の如くである。

第 期 自 昭 和 年 七 月 一 日 損 益 計 算 書			
至 昭 和 年 十 一 月 三 十 日			
○ ○ 商 店			
販 賣 損 益 計 算			
損 失	金 額	利 益	金 額
期 首 在 高	7,193 00	賣 上 高	3,887 00
仕 入 高	177 00	商 品 現 在 高	3,483 00
(販 賣 利 益)	7,370 00		7,370 00
一 般 營 業 損 益 計 算			
營 業 費	510 80	販 賣 利 益	177 00
支 拂 割 引 料	1 80	現 金 割 引	86 15
現 金 割 引	13 70	有 價 證 券 利 子	62 85
減 價 償 却 費	162 50		326 00
貸 倒 損 失	40 50	(營 業 損 失)	403 30
	729 30		729 30
純 損 益 計 算			
營 業 損 失	403 30	(當 期 純 損 失)	407 30
現 金 紛 失	4 00		
	407 30		407 30

記帳第三例題



- (1) 元帳を分割し一般元帳と、特殊元帳となす。
- (2) 元帳分割に伴ひ原始記入簿を多桁式となす。
- (3) 商品を三勘定に分割す。
- (4) 決算に際しては清算表、財産目録、貸借対照表、損益計算書を調製すべし。

7月1日 現金 至1,750.00、住友銀行當座預金 至5,700.00、
 (借越限度 至2,000.00、擔保として 5分利國債は號 @ 至93.00、額面
 至3,000.00を預け置く)、建物 至5,000.00、土地 至3,000.00、を元入
 し製粉卸商を始む。

5日 門脇商店より營業用什器一式 至450.00を買入れ、その代金は月
 末拂とす。

10日 次の通り商品を買入れ、その代金は何れも半額は住友銀行宛當座
 小切手を振出し支拂ひ、半額は掛とす。

日清製粉株式会社より

日清カメラ 230袋 @ 至5.80 至1,334.00

高田商會より

昭 和 印 380袋 @ ¥4.05 ¥1,539.00

松本商會より

日 東 青 七 福 300袋 @ ¥4.10 ¥1,230.00

7月15日 村上商店へ商品を賣渡し、その代金の内 ¥500.00 は同店振出當
店宛約束手形 №12、日附後 80日拂 支拂場所安田銀行 を受取り、
残は残とす。

日清カメラヤ 60袋 @ ¥6.00 ¥360.00

日 東 青 七 福 80袋 @ ¥4.30 ¥344.00

20日 大木商店へ商品を賣渡し、その代金の内 ¥400.00 は同店振出第
百銀行宛當座小切手 №7 を受取り、残は掛とす。小切手は直ちに當座
預金と爲す。

昭 和 印 100袋 @ ¥4.25 ¥425.00

日 東 青 七 福 50袋 @ ¥4.30 ¥215.00

25日 用度係へ小拂資金として現金 ¥500.00 を前渡す。

28日 諸経費の支拂を爲す（用度係）。

給 料 ¥60.00 倉敷料 ¥15.00 雜 費 ¥20.00

31日 什器購入代の内 ¥350.00 を門脇商店へ住友銀行宛小切手 №2 を
振出支拂ふ。

8月5日 仙臺阿部商店より原因不明の送金 ¥500.00 あり、受入を爲す。

6日 前日送附されたる送金爲替は商品購入代なること判明し、商品の
積送を爲す。

日清カメラヤ 50袋 @ ¥6.10 ¥305.00

昭 和 印 40袋 @ ¥4.30 ¥172.00

尙運賃は當方持とし $\yen 7.00$ を用度係にて支拂ふ。

8月10日 日清製粉株式会社へ住友銀行宛當座小切手 $\yen 3$ $\yen 500.00$ を振出し、買掛金の内拂を爲す。

15日 倉庫の新築を爲すため門野組と請負契約を結び $\yen 600.00$ を現金にて前拂す。

20日 日清製粉株式会社より商品を買入れ、その代金に対し日清製粉株式会社宛約束手形 $\yen 21$ 日附後 2ヶ月拂 支拂場所住友銀行を振出し支拂を爲す。

日清カメラ 150袋 @ $\yen 5.85$ $\yen 877.50$

尙引取運賃は當方持とし $\yen 7.50$ 支拂係にて支拂を爲す。

23日 大木商店より賣掛金の内 $\yen 200.00$ を現金にて受取る。

27日 丸山商店へ商品を賣渡し、その代金の内 $\yen 220.00$ は同店振出、當店受取、櫻田商店宛爲替手形 $\yen 17$ にて受取り、残は掛とす。受取手形は櫻田商店へ提示して支拂引受を爲さしむ。支拂場所 第一銀行一覽後 3ヶ月拂

昭和印 90袋 @ $\yen 4.25$ $\yen 382.50$

尙運賃は當方持とし $\yen 4.50$ を用度係にて支拂ふ。

31日 諸経費の支拂を爲す (用度係)。

給料 $\yen 60.00$ 交通費 $\yen 8.30$ 倉敷料 $\yen 14.00$ 保険料 $\yen 32.00$

9月2日 村上商店振出當座宛約束手形 $\yen 12$ 本日満期に就き取立を爲し、安田銀行宛當座小切手 $\yen 23$ にて受取る。 $\yen 500.00$ 小切手は直ちに當座預金と爲す。

6日 商品仕入のため店員を出張せしめ、商品仕入代並びに旅費として $\yen 1,000.00$ を現金にて前渡す。

- 9月10日 店員出張先より歸店し、大阪武田商店より次の商品の仕入を爲し、その代金は現金拂とし、5%の現金割引を受け、旅費として $\yen 32.00$ を費したる旨報告を受け、残は現金にて返還さる。
- 昭 和 印 250袋 @ $\yen 4.00$ $\yen 1,000.00$
- 15日 松本商店へ買掛金の内拂として、丸山商店振出 櫻田商店支拂引受、爲替手形 $\yen 17$ $\yen 220.00$ を裏書譲渡す。
- 20日 本日金庫内の現金在高が出納帳の残高より $\yen 4.00$ 不足なることを發見せしも、その原因不明なり。
- 25日 村上商店より賣掛金の内 $\yen 200.00$ を同店振出、當座宛約束手形 $\yen 16$ 支拂場所安田銀行12月20日満期にて受取る。
- 30日 諸経費の支拂を爲す(用度係)。
- 給料 $\yen 60.00$ 倉敷料 $\yen 12.00$ 雜費 $\yen 30.00$
- 10月4日 新築中倉庫落成し、門野組に對し建築費の殘額 $\yen 1,400.00$ を住友銀行宛當座小切手 $\yen 4$ を振出し支拂を爲す。
- 10日 龜井商店へ商品賣渡し、その代金は同店振出、三菱銀行宛當座小切手 $\yen 5$ にて受取り直ちに當座預金と爲す。尙代金の 2% の現金割引を爲す。
- 日清カメラヤ 70袋 @ $\yen 6.10$ $\yen 427.00$
- 昭 和 印 60袋 @ $\yen 4.30$ $\yen 258.00$
- 15日 高田商店への賣掛金に對して $\yen 550.00$ の同店振出、松山商店受取、當店宛爲替手形 $\yen 8$ を振當てられ支拂引受を爲す。10月14日附、一覽後一ヶ月拂
- 20日 日清製粉株式会社宛約束手形 $\yen 21$ 本日満期日に就き手形交換に回附され、支拂を爲したる旨住友銀行より通知あり、依つて同行當座

小切手 №5 ￡877.00 を振出し、交換落手形を受取る。

10月25日 松本商店より商品を買入れ、その代金は住友銀行宛當座小切手 №6 にて支拂ひ、3% の現金割引を受く。

日東青七福 150袋 @ ￡4.10 ￡615.00

日清カメリヤ 100袋 @ ￡5.90 ￡590.00

31日 諸経費の支拂を爲す (用度係)。

給料 ￡60.00 雑費 ￡20.00

11月5日 龜井商店へ商品を賣渡し、その代金は掛とす。

日清カメリヤ 60袋 @ ￡6.10 ￡366.00

日東青七福 50袋 @ ￡4.25 ￡212.50

10日 丸山商店より賣掛金の内 ￡100.00 を現金にて受取る。

15日 高田商店振出、松山商店受取、當店引受爲替手形 №8 本日満期日に就き住友銀行宛小切手 №7 を振出し支拂ふ。￡550.00

20日 大木商店へ商品を賣渡し、その代金の内 ￡300.00 は同店振出、當店宛約束手形 №9 支拂場所第百銀行、明年1月16日満期にて受取り、残は掛とす。

昭和印 100袋 @ ￡4.25 ￡425.00

25日 村上商店振出、當店宛約束手形 №16 ￡200.00 を住友銀行にて割引に附し、手取金は當座預金とす。割引料1.80。

30日 諸経費の支拂を爲す (用度係)。

給料 ￡60.00 運賃 ￡13.00 交通費 ￡3.00 雑費 ￡7.00

◇日 用度係より本期経費支拂額の通知を受く。

支拂合計 ￡478.80

◇日 本日決算を行ふ。

1. 商品棚卸

日清カメラ	240袋 @ ¥5,90	¥1,416,00
昭和印	240袋 @ ¥4,00	¥ 960,00
日東青七福	270袋 @ ¥4,10	¥1,107,00

2. 減価償却費

建 物	¥140,00
什 器	¥ 22,50

3. 未收利益

有價證券利子	¥ 62,85
--------	---------

4. 現金不足分 ¥4,00 は決算時に至るも原因判明せず、依つて雑損失とす。

5. 貸掛金期末在高の5%を貸倒準備金とす。 ¥40,50

一般元帳試算表

昭和 年十一月三十日

殘 高	合 計	元 丁	勘 定 科 目	合 計	殘 高
456.50	2,568.00	1	現 金	2,111.50	—
21.20	500.00	2	小 口 現 金	478.80	—
4.00	4.00	3	現 金 過 不 足	—	—
571.65	7,469.50	4	當 座 預 金	6,897.85	—
300.00	1,220.00	5	受 取 手 形	920.00	—
2,790.00	2,790.00	6	有 價 證 券	—	—
7,193.00	7,193.00	8	商 品 仕 入	—	—
—	—	9	商 品 賣 上	3,887.00	3,887.00
450.00	450.00	10	什 器 造 作	—	—
7,000.00	7,000.00	11	建 物	—	—
—	600.00	12	建 物 新 築	600.00	—
3,000.00	3,000.00	13	土 地	—	—
—	1,000.00	14	假 拂 金	1,000.00	—
—	1,427.50	15	支 拂 手 形	1,427.50	—
—	350.00	16	未 拂 金	450.00	100.00
—	472.00	17	假 受 金	500.00	28.00
—	—	18	資 本 金	18,240.00	18,240.00
510.80	510.80	19	營 業 費	—	—
1.80	1.80	20	支 拂 割 引 料	—	—
—	13.70	21	現 金 割 引	86.15	72.45
810.00	1,310.00	26	得意先勘定元帳統制	500.00	—
—	1,270.00	27	仕入先勘定元帳統制	2,051.50	781.50
23,108.95	39,150.30			39,150.30	23,108.95

得意先勘定元帳試算表

昭和 年十一月三十日

残 高	合 計	元 丁	勘 定 科 目	合 計	残 高
165.00	365.00	1	大 木 商 店	200.00	—
4.00	204.00	2	村 上 商 店	200.00	—
62.50	162.50	3	丸 山 商 店	100.00	—
578.50	578.50	4	龜 井 商 店	—	—
—	500.00	5	一 般 元 帳 均 整	1,310.00	810.00
810.00	1,810.00			1,810.00	810.00

仕入先勘定元帳試算表

昭和 年十一月三十日

残 高	合 計	元 丁	勘 定 科 目	合 計	残 高
—	500.00	1	日 清 製 粉 株 式 會 社	667.00	167.00
—	550.00	2	高 田 商 會	769.50	219.50
—	220.00	3	松 本 商 會	615.00	395.00
781.50	2,051.50	4	一 般 元 帳 均 整	1,270.00	—
781.50	3,321.50			3,321.50	781.50

著者略歴

大正九年三月拓殖大學卒業。同十一年四月紐育大學に入學し會計學・經營學を専攻同十三年九月卒業歸朝。同年十月拓大助教授。昭和二年四月教授。同十七年十二月理事を兼務して今日に至る。

出版會承認 4 1302 2000 部



昭和十二年 四 月二十日	初版印刷
昭和十二年 四 月廿五日	初版發行
昭和十九年 五 月十七日	四版印刷
昭和十九年 五 月二十日	四版發行

〔商業簿記〕

⊕定價金參圓五拾錢

著 者	青 山 楚 一
發行 會 者	所 國 松
發 印 所	東京市麹町區九段一丁目四番地

文 雅 堂 書 店

(日本出版文化協會會員・128024)

電話九段(35)1452・1453 番 振替東京 42821 番

〔東東三一〕 文雅堂印刷所印刷

認給元・東京市神田區淡路町二ノ九・日本出版配給株式會社

577